

大正五年	六、三三二	大正九年	三三、六五一
同六年	一四、八二六	同十年	五九、〇九三
同七年	二六、二二六	同十一年	五四、五二二

本行は上述證券信託預り業務の開始に亞ぎ、大正五年十一月より信託預金制度を創始せり。當時該制度の有利安全なること一般の認識する所となり、取扱開始後幾ばくならずして、大正七年六月末には預金殘高四千萬圓の巨額を算するに至り、證券信託預り業務と共に本行資金調整上寄與する所尠からざりしが、大正十二年一月信託業法の實施に先だち、本行は信託預金の取扱を廢止せり。(尙信託預金に關しては第六章第一節第四項參照)

是より先大正十一年四月法律第六十八號を以て臺灣銀行法の一部改正を見、同法第五條第一項本行營業科目の中信託の業務を擔保附社債に關する信託事業に改め、同時に國債、地方債、社債及株式の募集、其の拂込金の受入又は其の元利金若くは配當金の支拂並に有價證券の應募又は引受等の業務を爲し得ることとなりたるを以て、大正十二年一月以降本行は、證券事務の名稱の下に擔保附社債信託業務の外是等代理事務をも取扱ふこととせり。

本行は右代理事務の一たる證券の應募又は引受業務を開始してより、國債シンデケート團に加入して國債の應募又は引受到力を盡したるを始とし、南滿洲鐵道、臺灣電力、東洋拓殖各株

式會社社債等各種の社債引受團に加入して、我財政並に事業金融に資したる所尠からざりき。尙本行は此の外保護預り、貸金庫業務をも營み居れり。即ち保護預りは本行金庫に格納の餘裕ある場合、僅少の手數料を徴して金銀貨、貴金屬及證券保管の委託を受くるものにして、毎年の取扱多數に上り、又貸金庫は昭和十二年九月本店の新築と共に、其の金庫内に大小五百餘の保護函を設備し、一般の利用に供し居れるが、其の開始後日尙淺きを以て未だ廣く利用せらるゝに至らずと雖も漸次増加の傾向に在り。

第六節 國庫及國債

第一項 國庫事務

國庫事務の沿革 明治二十八年始政當時本島には、未だ國庫金取扱の機關なかりしが、大阪に本店を有せる日本中立銀行は、同年九月以降基隆、臺北、臺南に出張所を設置し、軍資金の輸送、收支並に換銀事務を取扱ひたり。尋で同二十九年十二月日本銀行は、臺北に出張所を置き、尙同月以降三十一年一月迄の間に於て臺中、臺南、鳳山、澎湖島、新竹、嘉義、宜蘭に派

出所を設け、臺北出張所に於ては政府の本金庫を、其の他の派出所に於ては支金庫を、又滬尾（現今の淡水）に於ては金庫派出所を設置せられ、日本銀行は直接國庫金出納の任に當りたり。明治三十二年九月本行開業後、十月一日を以て日本銀行より金庫事務の引繼を受け、爾來臺北本店に於ては臺北本金庫事務を、臺南支店並に臺中、鳳山、澎湖島、新竹、嘉義、宜蘭の六出張所に於ては夫々支金庫事務を、滬尾出張所に於ては金庫派出所事務を取扱ひたり。翌三十三年九月嘉義支金庫廢止せられ、鳳山支金庫は打狗に移轉し、打狗支金庫と改稱せられ、又明治三十七年七月滬尾派出所は淡水支金庫と改稱せられ、並に同月基隆支金庫、四十三年七月嘉義支金庫及阿緞支金庫、四十五年七月花蓮港支金庫、大正三年四月臺東支金庫、七年七月桃園支金庫、同年十一月南投支金庫を夫々再設又は新設せられ、本行は是等の金庫事務を取扱ひたり。大正九年九月臺灣地方制度の改正に伴ひ、打狗支金庫を高雄支金庫、阿緞支金庫を屏東支金庫、澎湖島支金庫を澎湖支金庫と夫々改稱せられたり。其の後從來の金庫制度は、預金制度に變更せられたるを以て、昭和九年五月彰化に本行支店を設置すると共に、同支店内に日本銀行代理店を設置せり。

本島に始て本支金庫の開設せられし當時は、改隸後日尙淺く、且各地に土匪出沒して國庫金の遞送困難なると共に、之が費用も亦多額に上りたるが、明治三十五年土匪殆ど鎮定せらるゝ

に及び、國庫金遞送上の危険は著しく減ずるに至れり。又臺灣幣制改革以前に於ては、國庫金の出納は、壹圓銀貨及本行發行の銀行券を、臺灣總督の定むる公定相場に依り換算授受せられたる爲め頗る手数を要し、特に明治三十五、六年中銀價の變動頻繁なりし當時に於ては、其の出納事務も煩雜不便言ふべからざるものありたるが、三十七年七月幣制改革後は等の不便は全く除去せられたり。又三十七、八年の日露戦役は、頗る本島民の危惧心を高め、銀券を以て銀貨の交換を請求する者漸次増加し、金庫に於ける補助貨の支出亦頗る増加せり。殊に三十八年四月バルチック艦隊東航の報あるや、本島は内地との交通を遮斷せられ、孤立に陥る虞なきに非ざりしを以て、金庫の管理は一時軍司令官に委ねられんとする情勢にありしも、同年五月日本海海戦の大捷に依り幸に其の事なきを得たり。

尋で大正六年より同九年に互り内地及本島財界好況期に於ては、本島に於ても補助貨の缺乏甚しく、諸取引阻碍せらるゝ惧ありしかば、本行は之が緩和に多大の努力を拂ひ、幸に大いなる支障なきを得たり。

大正十一年四月日本銀行國庫金取扱規程の施行に伴ひ、從來の金庫制度は茲に廢止せられて預金制度となり、日本銀行に於て國庫金の出納並に政府有價證券の取扱を爲すこととなりたるを以て、本行は新たに日本銀行と代理契約を結び、從來の金庫所在地に日本銀行代理店を設け、

現金、有價證券及帳簿證憑等一切を金庫より繼承せり。而して臺北代理店は、内地に於ける日本銀行支店と同様統轄店として、本島代理店の事務を統轄することとなり、又從來金庫に於て取扱ひたる供託事務は、供託法の改正に依り、大正十一年四月より供託局に於て之を取扱ふこととなり。従て代理店は單に供託局より現金の拂込及有價證券の寄託を受け、其の受拂整理を爲すこととなり、金庫より引継ぎたる供託金並に有價證券中残存する分につき、同年十二月二十八日附を以て、關係證憑書類を供託局に移管せり。

更に大正十五年四月以降地方代理店の複雑なる特殊事務は、日本銀行本支店自ら之を取扱ふことに改められ、一般代理店の事務簡易化を圖られしが、統轄店たる臺北代理店は、内地に於ける日本銀行支店と同様の立場にて、地方代理店の特殊事務の移譲を受けたる外、新たに地方代理店の保管有價證券の細別記録の事務をも加へ、却て益其の任務の重きを加へたり。

又本島に於ては、支出官より代理店所在地外に在る債主への送金尠からざるものあるに鑑み、本行は大正十一年以降屢臺灣總督府に對し、島内にも内地及朝鮮と同様郵便局繰替拂制度を施行し、是等送金の便を圖られんことを懇請せるも、諸種の事情に因り未だ實現の運びに至らざるを以て、少からざる費用と手數とを顧みず、特に銀行爲替、振替貯金又は價格表記等にて送金し、支出官並に債主の便宜を圖り居れり。

斯て國庫金の收支額は、後述する如く本業務開始以來逐年膨脹し、昭和十二年度の收支合計十四億二千四百餘萬圓、此の收入超過一億八百餘萬圓に達する状態なり。又今次支那事變の影響を蒙り軍資金の出入頗る活潑となり、且諸種の特別稅收納、國債利子に對する課稅等の取扱に依り、國庫事務は益複雑重要性を加へ居れり。

國庫金の收支 先づ國庫金普通收支額の増減を観るに、明治二十九年十二月より三十二年九月まで、日本銀行出張所に於て取扱ひたる國庫金取扱高は、収入額九千七十三萬餘圓、支出額一億一千二百七萬餘圓なりしが、其の後本行取扱に移りてより臺灣財政の膨脹並に經濟界の發展に伴ひ、其の取扱高も累年増嵩し、昭和十二年度に至る迄の國庫金取扱高は、収入額合計九十七億三千四百餘萬圓、支出額合計八十五億七千四百餘萬圓にして、明治三十七年度以降收入超過を示し、差引收入超過額合計十一億五千九百餘萬圓に上れり。

今明治二十九年日本銀行に於て取扱開始以來、國庫金の收支額を年度別に表示すれば左の如し。

臺灣國庫金總收支額（單位千圓 △支出超過）

年 度	入 入	出 出	收 收	支 支	超 超	過 過
明治二十九年 度	一六、六二	一六、三五				三六

明治三十三年度	五〇、〇八八	五四、八五三	△ 四、八〇四
同 三十八年度	三、〇九八	五七、一〇〇	六、八四八
同 四十三年度	二六、八七	九六、六六	三〇、一九一
大正四年度	一九、〇三〇	一三、四八八	七、五七三
同 八年度	三三、〇五四	二六、五七七	一五、四九七
同 十年度	二七〇、一三六	二七〇、〇〇三	一三三
同 十二年度	二七、八〇六	二四八、〇〇三	二四、八〇三
同 十四年度	三三、五七七	二八、〇七一	四、五六六
昭和二年度	四一、六五四	三九、三六四	七、三七〇
同 四年度	四七、四四五	四六、六三一	五七、四三四
同 六年度	三九、三三五	三四、三六六	三、八七九
同 八年度	四六、四三〇	三八五、一三七	六、二五三
同 十年度	五五、五三三	五〇、一二一	八五、四一
同 十一年度	六七、五七七	五二、六八	五、六三九
同 十二年度	六六、五三三	六七、六四三	一〇、四〇〇

右表の示す如く明治二十九年年度に於ては、収入一千六百六十餘萬圓、支出一千六百三十餘萬圓にして、又本行創業の翌年たる明治三十三年年度に於ては、収入五千四萬餘圓、支出五千四百八十餘萬圓、差引支出超過四百八十萬餘圓なりしが、其の後二十年を経過せる大正八年度には、

収入二億三千二百餘萬圓、支出二億一千六百餘萬圓、差引収入超過一千五百四十餘萬圓に累増し、更に昭和十二年度に於ては、實に収入七億六千六百五十餘萬圓、支出六億五千七百六十餘萬圓、差引収入超過一億八百九十餘萬圓に達したり。即ち明治三十六年度までは、臺灣總督府特別會計の歳入極て僅少にして常に支出超過となり、年々一般會計の補充金を以て財源に充つる状態なりしが、三十七年度より地租徴收規則の實施に依り、歳入の好財源を得て收支の均衡宜しきを得たる結果、明治三十八年度より本島財政の獨立を見、爾來米、砂糖其の他島内各種産業の振興と島民經濟生活の向上に伴ひ、收支共逐年膨脹せるが、郵便振替貯金、郵便爲替等郵便局過超金の受入額著増に因り、前記の如く多大の収入超過を示すに至れり。

次に國庫金同収支の推移を観るに、大正十年度まで金庫制度の下に在りては、國庫金の支拂基金は本行營業部現金と區分保管して取扱ひたる關係上、支拂基金にして不足を告ぐる場合は、中央金庫より基金の回送を受け、餘裕ある場合は中央金庫の通達に依り之を逆送せり。大正十一年度以降預金制度の實施に伴ひ、本行に日本銀行預金勘定を開設し、國庫金の收支は、之を同預金勘定の受拂に立つることとなりたるを以て、預金残高減少せる場合は、日本銀行より預け増しを受け、餘裕を生じたる場合は、日本銀行の引出通知に依り之を逆送することとなり。

國庫金爲替回送高 (單位千圓、△拂出超過)

年度及取扱行名	受入高	拂出高	受拂超過
自明治二十九年九月 (日本銀行) 至同三十一年九月	1,030		1,030
自明治三十一年十月 (本行) 至同三十六年九月	10,000	951	9,049
自明治三十七年度 (同)	5,750	38,300	32,550
自明治四十一年度 (同)	12,900	84,600	71,700
自明治四十二年度 (同)	10,850	85,000	74,150
自大正七年度 (同)	37,700	109,700	72,000
自大正八年度 (同)	34,500	322,651	278,151
自大正十三年度 (同)	109,350	381,931	272,581
自昭和八年度 (同)	87,520	455,500	367,980
自昭和九年度 (同)	308,570	1,468,633	1,160,063
自昭和十二年度 (同)	309,600	1,468,633	1,159,033
本行取扱計			
合計	309,600	1,468,633	1,159,033

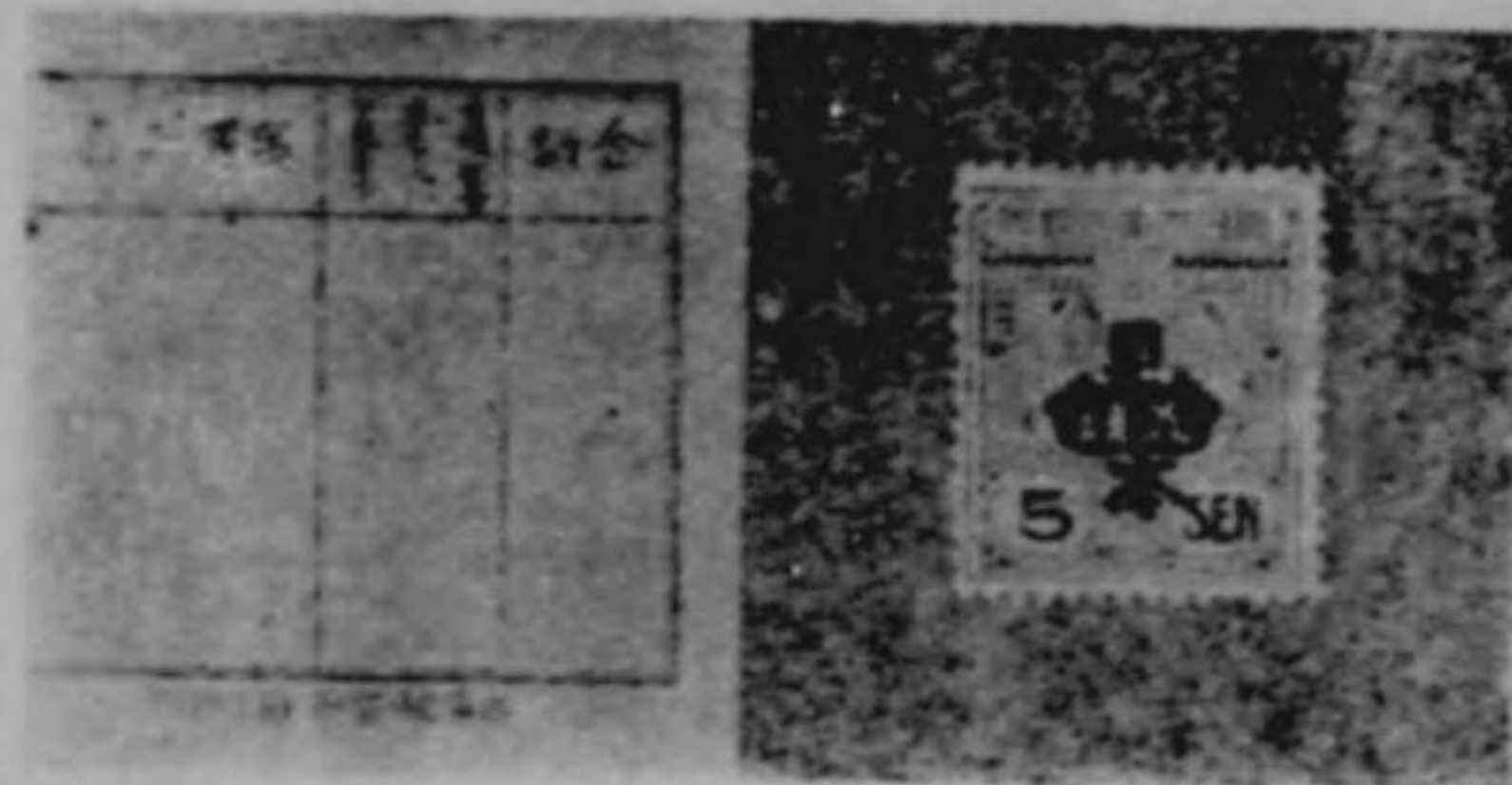
次に國庫金の現金回送に就て觀るに、明治二十九年九月に至る迄日本銀行の取扱に係る期間は、國庫金の支出超過時代にして、且本島幣制に對する方針未だ定らず、或

時は兌換券を使用し、又は兌換券を以て壹圓銀貨との交換を許し、或時は壹圓銀貨に極印を施したるものを時價にて公納に使用せしめ、其の後無傷壹圓銀貨の無制限通用を許すに至りたる等の爲め、多額の現金回送受入を要したり。三十二年十月以降本行の取扱となりてより國庫の支拂は、日本銀行兌換券又は臺灣銀行券を以てすることとなりたる爲め現金回送受入は多額を要せざるに至りしと雖も、爾後大正六年度より同十年度に至る期間は補助貨の需要旺盛を極め、補助硬貨の外小額紙幣四百五十七萬餘圓の現送を受け、此の外大正十年度までは毎年陸軍歸還兵用として、兌換券の小額回送を受けしことあり。現金回送拂出は日本銀行の必要に依り多少新補助貨の逆送を爲したることあれども、主として引揚舊貨幣にして、昭和十二年度迄に硬貨の回送拂出は、通計六百八十四萬餘圓、小額紙幣二百六十萬餘圓に達したり。

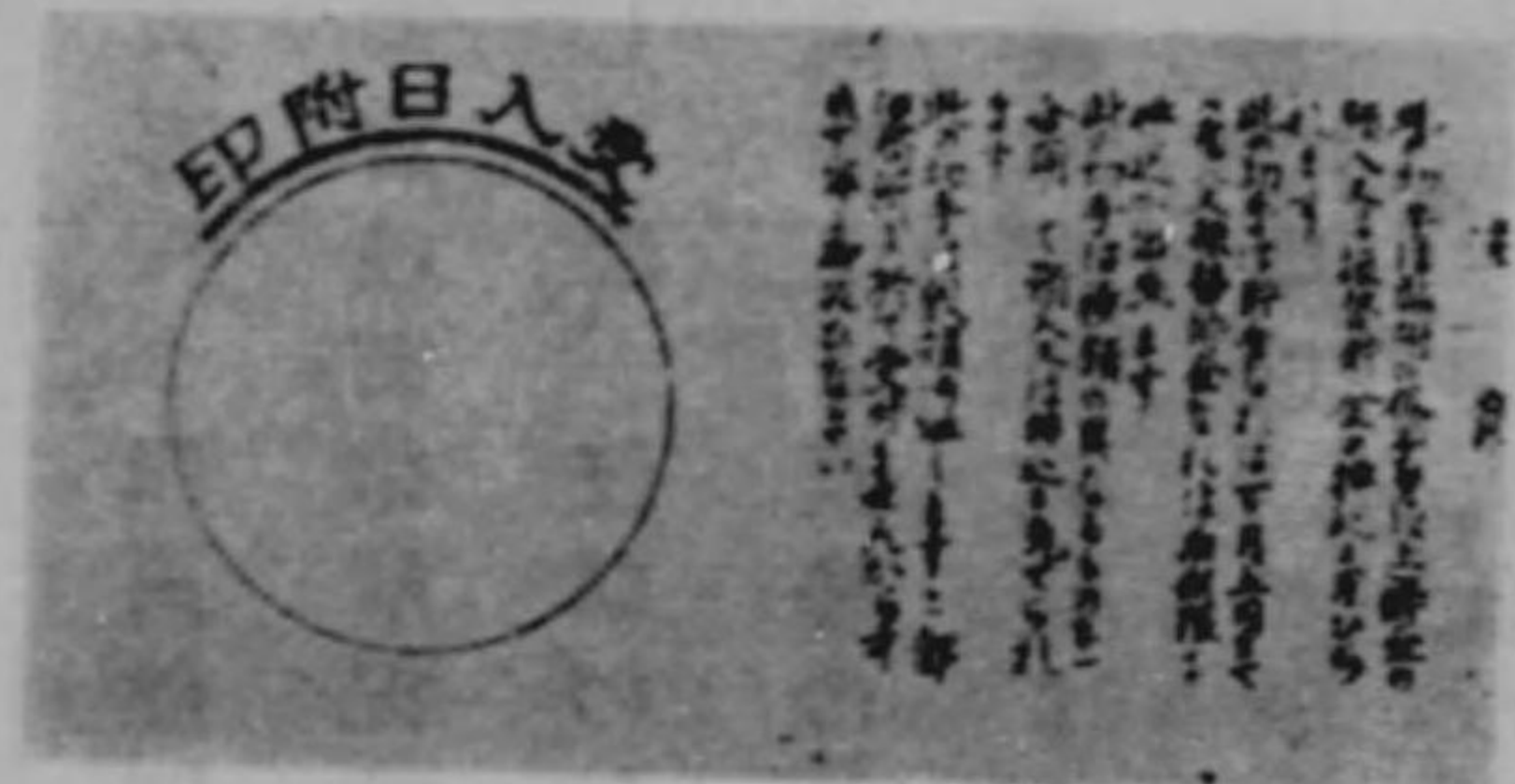
此の間に於ける島内補助貨の需給状況竝に之に伴ふ本行國庫金受拂高の増減を觀るに、明治三十七、八年の戦役に際しては、既記の如く本島民の危惧心を高め、銀券を以て銀貨に交換を請求する者増加し、爲に内地より巨額の補助貨回送を受けたることあり。

其の後大正三年歐洲大戰の開始當時より同四年度までは、補助貨は金庫の在高を以て能く需給を調節し來りたるが、五年度以降に於ける需要増加に對しては、屢中央金庫に補助貨の配給方を交渉したるも、内地よりの回送意の如くならず、時偶時局の影響を蒙り世界的銀價の暴騰

特別郵便切手紙

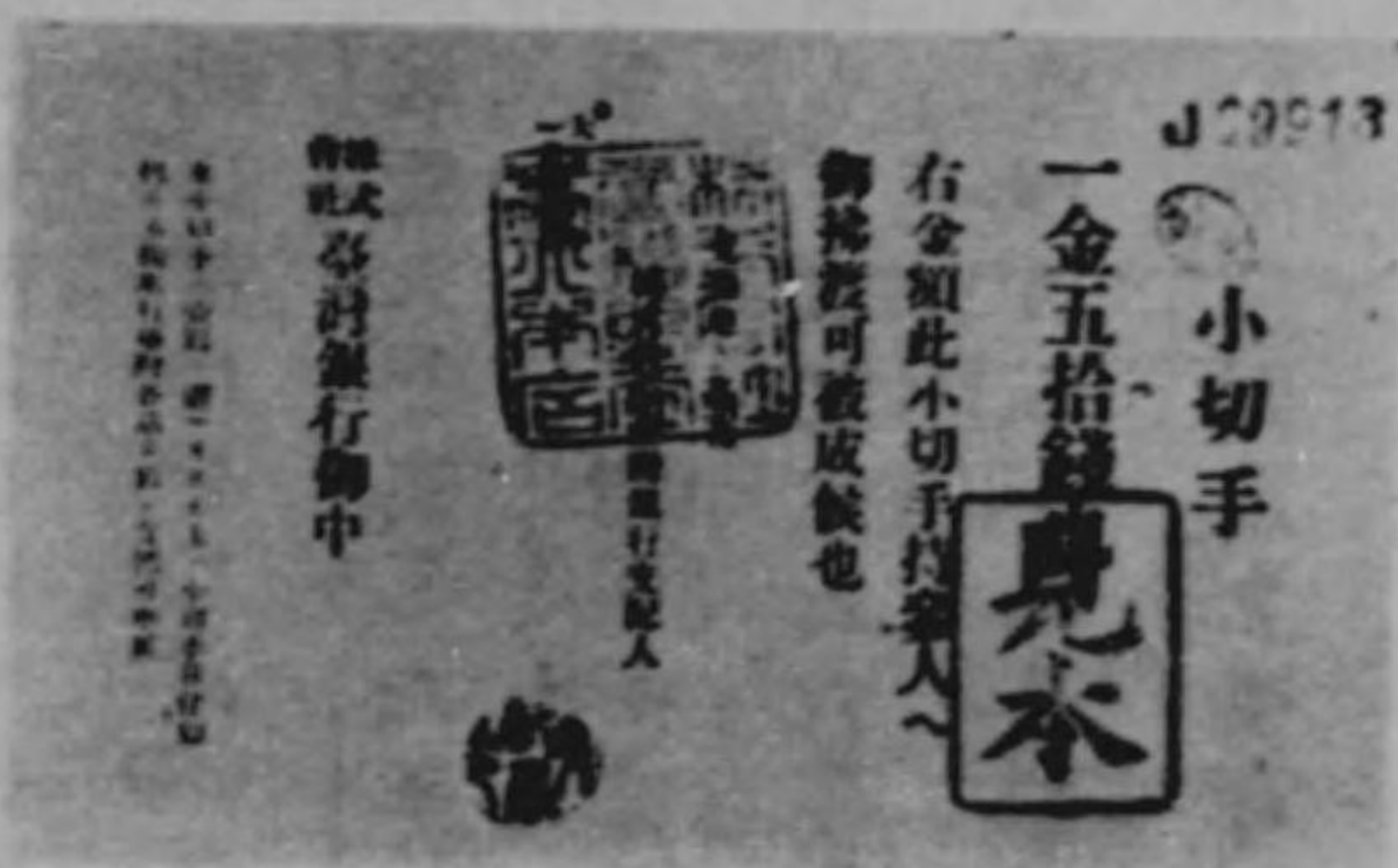


(面表)



(面裏)

本行小額切手



あり、本島人中には其の死蔵せる圓銀を南支那地方に賣出すと共に補助貨を貯藏するの傾向を生じ、之が爲め一層補助貨の缺乏を招來せり。是に於て總督府は大正六年九月府令第三十八號を以て、特別郵便切手紙貼付郵便切手貯金預入規則を制定し、先づ該切手紙二十萬圓を發行して之を補助貨に代用し、又本行に於ても小額小切手を發行して其の緩和に努めたる外各地方の團體及個人等に於て一時の急に應ずる爲め、商品切手等を發行したる額五十四萬餘圓に上りたり。

當時内地に於ても亦補助貨の缺乏に苦しむこと甚しかりしを以て、政府は遂に大正六年十月勅令第二百二號を公布し、補助貨代用として小額紙幣を發行するに至り、本行は大正六年中に

四十二萬餘圓、七年中に百六十七萬餘圓の小額紙幣の回送を受け、補助貨缺乏の緩和に努むると同時に、之を以て曩に總督府に於て發行せる特別郵便切手紙、本行小額小切手及民間發行の商品小切手回収等に充當し、其の大部分の引換を了りたるも、只五錢以下の補助貨の缺乏は、大正七年中最も甚しきを極めたり。然るに内地亦同様の事情の下に在りたるを以て、政府は是等小貨幣の増鑄に努め、本島にも相當額を供給せられたるも、未だ之を以て島内の旺盛なる需要を充たす能はず、或は歳末市場に於ける取引決済は、著しき困難に陥るなきやを懸念せられたり。是に於て總督府は焦眉の急を救はんが爲め、更に同年十一月告示第四百四十五號を以て、前年發行せる特別郵便切手紙の種類中五錢、參錢及壹錢の切手紙八萬餘圓を發行せしが、其の後内地より漸次新鑄造の銅貨及白銅貨の回送を受け、歳末には幸にして大いなる支障なきを得たり。尋で大正八年に入りても島内財界の好況に因り、補助貨の需要依然として旺盛なる一方、應急の便法として總督府に於て發行せる郵便切手紙は、漸次之が回収を要すべき性質のものなるを以て、關係當局と協力して島民の補助貨死蔵を戒め、同時に内地より小額紙幣、白銅貨及銅貨の移入を圖り、補助貨の缺乏を補充したるが、是等補助貨の移入額は大正八年より十年までに約五百萬圓に達したり。

斯の如く補助貨供給に關し、政府當局は固より、本行亦多大の苦心を拂ひたる結果、大正九

年より其の供給も漸次潤澤となり、爾來再び補助貨缺乏の聲を耳にせざるに至れるが、昭和十一年には五拾錢銀貨の手持巨額に上りたるに依り、其中九十萬圓を日本銀行に現送し、又十二年には時局の影響を受け、一時補助貨の需要増大せるを以て、日本銀行より百十七萬圓、更に翌十三年度は、十二月迄に臨時通貨法に依る各種の補助貨及小額紙幣並に舊來の補助貨を合せ二百六十萬一千圓の回送を受け、之を各地に配付したる結果取引上何等不便なきを得たり。

國庫金現金回送高（單位千圓、△拂出超過）

年度及取扱行名	回金受入	回金拂出	受拂超過
自明治二十九年九月 至同三十三年九月 （日本銀行）	一三、五五四	一八三	一三、三七一
自明治三十三年十月 至同三十六年六月 （本行）	一、〇〇六	六三五	三七一
自明治三十七年 至同四十一年 （同）	一、八七一	一、〇〇九	八六二
自明治四十二年 至同四十二年 （同）	一、九八五	六九一	一、二九四
自大正二年 至同七年 （同）	三、一二一	二五七	二、八六三
自大正八年 至同十二年 （同）	六、一〇七	四、九六七	一、一四〇
自大正十三年 至同十三年 （同）	二、三七〇	九〇九	一、四六一
自昭和四年 至同八年 （同）	四八六	六五六	△ 一七〇

自昭和九年度 至同十二年度 （同）	本行取扱計	合計
二、五五〇	一九、四九六	三三、〇四九
一、三六一	一〇、四八六	一〇、六六九
一、二八九	九、〇〇九	二二、三八〇

政府有價證券の收支 明治二十九年九月より三十二年九月に至る日本銀行直取扱時代の政府有價證券は、公債のみにして其の受入高二十五萬餘圓、拂出高十八萬餘圓なり。又明治三十二年十月以降昭和十二年度に至る期間の本行取扱高は、公債、株券及證券にて受入高四億一千三百六十餘萬圓、拂出高三億六千四十餘萬圓にして、昭和十二年度末現在高は、公債二千五百十萬餘圓、株券二千八百九萬餘圓、證券九千餘圓、合計五千三百二十一萬餘圓なり。

右の中公債は主として砂糖消費税並に煙草、酒類等賣下代金の延納擔保及貯蓄預金拂出擔保等の供託物にして株券は政府の所有に係り、臺灣總督府より寄託せられしものなり。又證券は契約、保證等の爲め寄託せられしものに係り、從來其の受拂高多額に上りたるは、本行始め各銀行發行の定期預金證書を以て、各種延納擔保に充當したるに起因せるが、政府の都合上大正十年度限該取扱の廢止を見たる結果、爾來證券取扱高の激減を招きたり。

政府有價證券の收支高（單位千圓）

年度及取扱行名	種類別	受入		拂出		現在	
		枚	高	枚	高	枚	高
自明治二十九年 至同三十三年 九月 (日本銀行)	公債	九一	三五	七七	一八三	六四	六
	株券						
	計						
自明治三十三年 至昭和十二年 (本行)	公債	三六、六七	一五、四〇	一八、三〇	三、四、八三	一七、三〇	三、一〇、九
	株券	七、七九	一、二八	七、一八	一〇、〇四	六六	三、〇、九四
	計	四三、四六	一六、六八	二五、四八	一五、四八	一八、三六	三、一〇、九
合計	計	四七、三六	四三、四六	三六、三六	三〇、六八	三六、三六	三、二一、三

第二項 國債事務

本行は明治三十二年十月一日を以て、國庫事務取扱を開始すると同時に、日本銀行代理店と

して本島に於ける國債に關する事務取扱を開始し、全然之を國庫事務と區別せり。大正十一年四月預金制度の施行に伴ひ、從來の國債取扱店は之を廢止し、金庫に代り新たに設置せられたる日本銀行臺北代理店及島内各代理店に於て、國庫金出納の一部として國債事務を取扱ふことゝなれり。

國債募集 島内に於て本行が取扱ひたる國債の募集は、明治三十七年發行に係る第一回國庫債券を以て嚆矢とす。其の後第二回乃至第五回國庫債券の募集を經、四十三年四分利公債募集後は數年間其の事なかりしが、大正四年より昭和七年に至る期間に於て、毎年五分利國庫債券、臨時國庫證券の募集あり、其の後昭和七年十一月四分半利國庫債券發行以後、公債の發行は日本銀行或は預金部引受の方法に依て行はれ、一般より公募せられざりしを以て、本島に於ても一時募集の中絶を見たり。然るに昭和十一年五月より三分半利國庫債券發行に依る五分利國庫債券の繰上償還行はれ、本島に於ても保管又は供託中の五分利國庫債券の償還金を以て、三分半利國庫債券買入に對する特別取扱を開始したる處、此の取扱高七十六萬餘圓に達し、更に引續き新規發行證券への乗替應募事務をも取扱ひたるが、此の募入高八百九十五萬餘圓、代用國債額面八百八十九萬餘圓に達したり。

支那事變費支辨の爲め發行せる國債は、昭和十二年より十三年九月までに三十一億圓の巨額

に上り、本島に於ては十二年十一月、十三年二月、四月及六月發行の三分半利國庫債券並に十三年八月發行の支那事變國庫債券及同特別國庫債券を郵便局より賣出したる處、毎回賣切の盛況を呈し、未曾有の好成績を示したるが、其の間本行は新聞公告、ポスター配布等に依り賣出宣傳に努めたり。昭和十三年九月までの公債賣出成績を掲記すれば左の如し。

三分半利國庫債券 (る 號)	三五〇、〇〇〇圓 (昭和十二年十一月發行)
同 (よ 號)	四〇〇、〇〇〇圓 (同 十三年 二月發行)
同 (そ 號)	四〇〇、〇〇〇圓 (同 年 四月發行)
同 (つ 號)	四〇〇、〇〇〇圓 (同 年 六月發行)
支那事變國庫債券 (い 號)	四七〇、〇〇〇圓 (同 年 八月發行)
同 特別國庫債券 (第一回)	三〇、〇〇〇圓 (同 年 同月發行)
合計	二、〇五〇、〇〇〇圓

國債元金の支拂 本島に於ては多年國債に對する課税免除の特典ありしと、島民中國債所有者漸次増加せるため、島内本行各店に於ける國債元金の支拂も之に伴て漸増を見たるが、昭和七年度五分利國庫債券の償還は二百六萬餘圓、昭和十一年度五分利國庫債券の繰上償還は二百七十二萬餘圓に達し、昭和八年臺北に農林省米穀事務所の設置せられてより、米穀證券の償

還逐次増加せり。又國債利子の支拂は供託國債増加の影響を受け、昭和十一年度までは年々増加し、同年度支拂高は一千十一萬餘圓に達したるが、翌十二年度は四百九十九萬餘圓に低下せり。而して十二年四月以降國債利子に對し、第二種所得税及資本利子税を課せられ、又同年八月より北支事變特別税を本島に於ても賦課せらるゝこととなり、更に十三年四月第二種所得税率の改正あり、尋で同年八月には北支事變特別税の廢止ありたるも、之に代り支那事變特別税法に依る公債及社債利子税の新設ありたる爲め、是等課税徴收並に歳入へ拂込事務の著しき増加を來し、國債利子支拂は従前に比し一層複雑を加へ居れり。

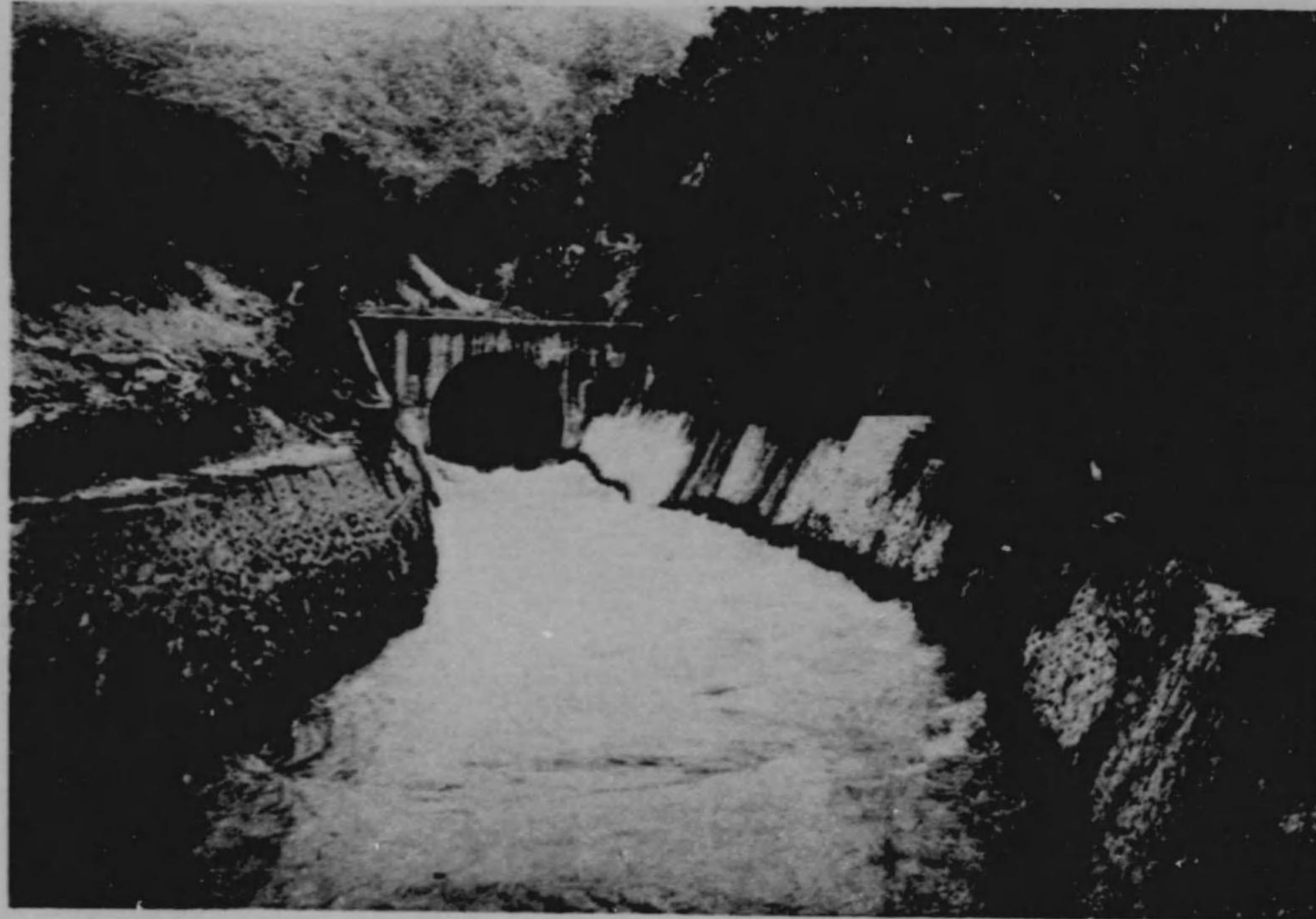
第五章 臺灣に於ける業績

第一節 財政及公共事業

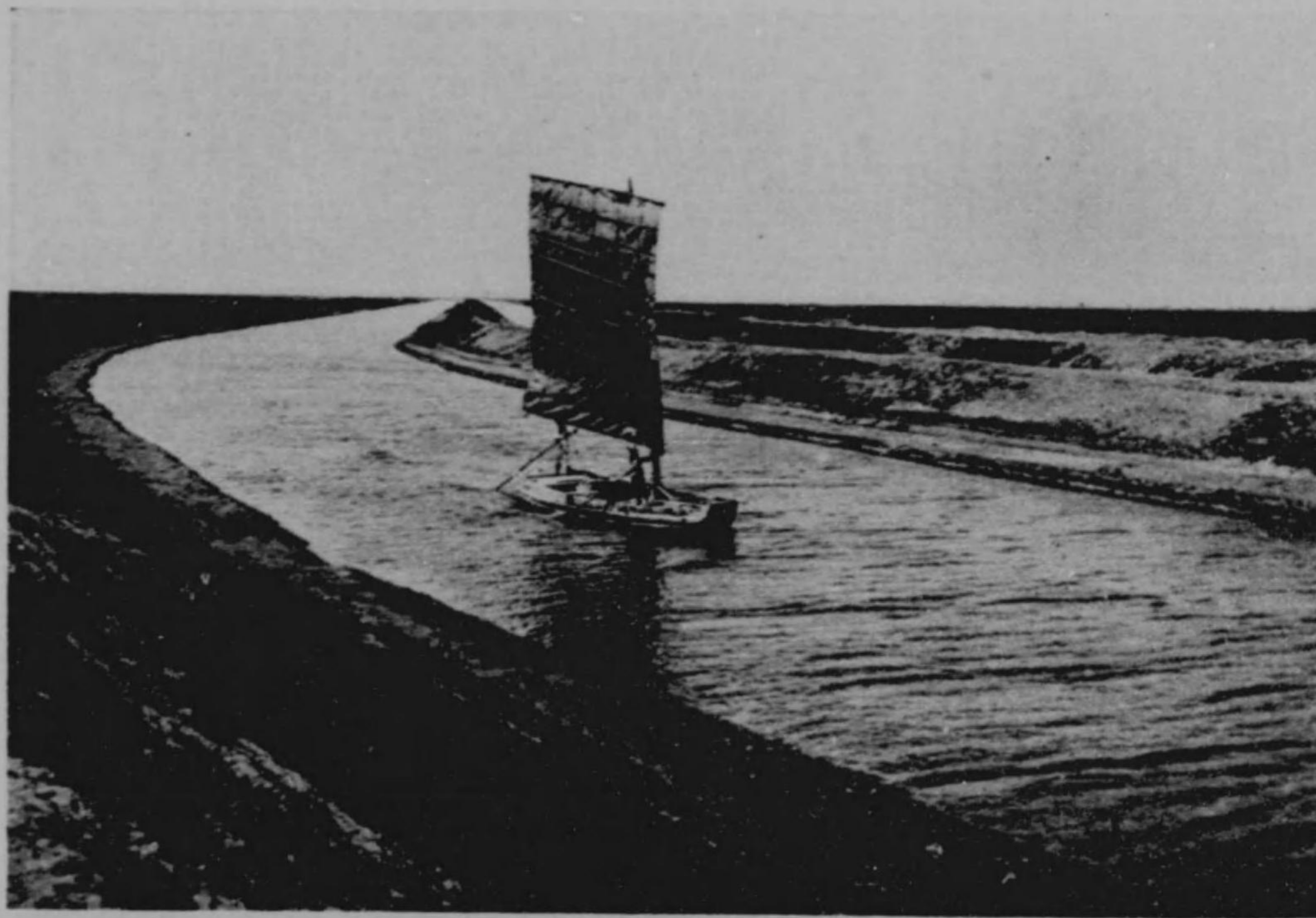
第一項 臺灣事業公債の引受及貸上金

臺灣施政の初に當りては、島内開發上緊急施設を要するもの頗る多く、就中鐵道敷設、土地調査、築港、廳舎建築の如きは特に其の著しきものなりしを以て、政府は是等事業を遂行せんが爲め、臺灣事業公債を起し、其の元利支拂は臺灣歳入に依るの議を決し、明治三十二年三月法律第七十五號を以て臺灣事業公債法を公布せり。之に依れば政府は右等の事業に充つる爲め三千五百萬圓を限り公債を募集すると共に、本行より一時借入金を爲し得ること、なり居れるが、其の後大租權の整理、水利事業、酒專賣及製腦事業官營に因る補償金等も公債支辨に依ること、なりしを以て、起債總額も漸次擴張せられて昭和十三年十二月末現在の發行額一億五千四百四十餘萬圓に及べり。

本事業公債は同法公布の翌年即ち明治三十三年度に於て始めて發行せられ、三十九年度に至る



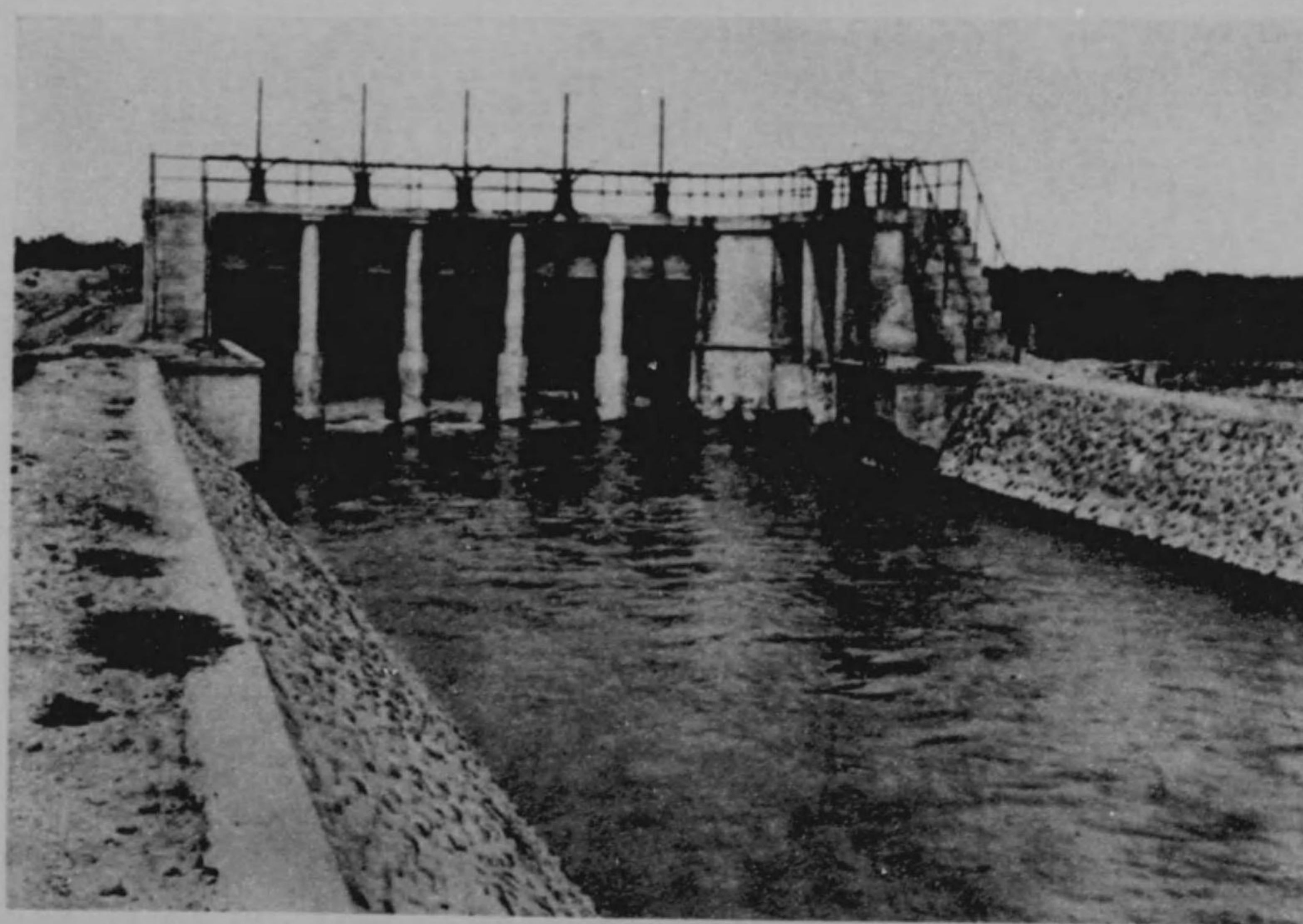
嘉南大圳 烏山頭隧出口



嘉南大圳 鹽水排水路



嘉南大圳 南北幹線導水路



桃園園埧 第一號伊沙灣入口

迄十五回の發行額合計三千四百五十萬餘圓に達し、是等は凡て本行若くは國庫預金部引受の特
別發行に係れり。其の後明治四十二年に二萬餘圓、四十三年に二百五十萬餘圓の發行ありたる
外新規發行なく、越えて大正七年度に於て四百萬圓の發行あり、其の際本行は單獨にて全額の
引受到應じたるが、翌八年度よりは直接公募を行ふことゝなれり。

經濟界の事情が公債募集に適せざるときは、上述の如く政府は特に本行より短期の借入金を
爲し得ることゝなり居れるを以て、本行は開業後毎年政府貸上を爲し、總督府の財政上寄與せ
る所尠からず、即ち明治三十二年より三十五、六年の交、縦貫鐵道、基隆築港、官衙の新築等
公債支辨に屬する事業相踵で計畫せらるゝに及び、本行は是等事業資金の一部として毎年貸上
を行ひ、明治三十九年に至る貸上額は累計一千二百六十九萬餘圓に上れるが、事業の竣功に伴
ひ漸次返還せられ、三十九年末貸上残高は一時皆無となれり。尋で明治四十一年水利事業、高
雄築港、臺東鐵道等諸種の事業に著手の際は其の財源を公債に依らず、主として本行よりの借
入金に俟ちたるを以て、爾來本行貸上金は再び増加し、大正三年度末八百二十六萬餘圓を示し
たるが、其の後漸次減少して大正十年度末皆無となり、尋で十二年度七百萬圓、十三年度三百
二十萬圓を貸上げ、昭和八年度に於て又復皆無となれり。

尙總督府諸事業遂行に關する支出は、材料其の他の關係にて内地拂となること多きが爲め、

本行神戸支店に於ける支拂は激増し、同店金繰上多大の苦心を要するものありしも、本行は銳意是等支拂の支障なきを期したり。

本島開發の施設は上述の如き過程を経て逐年整備せられ、從て總督府の歳入は漸次増加せると共に、一方日露戰爭の勃發するあり、内地財政は戰費支辨に急なる爲め、勢ひ本島への補給困難となり、從て財政上幾多の工作行はれたる結果、始政後僅々十箇年を出でざる明治三十八年度より本島の財政は、内地財政より獨立するに至り、豫期以上の成果を收むることを得たり。

第二項 大租權補償公債の處理

領臺以前に於ける臺灣の土地制度は、同一の土地に對し大租權及小租權と稱する二種の租權對立し、恰も一地二主を有せるが如き奇觀を呈したり。大租權とは古來廣大なる土地を有する者が、力墾者と稱する小作人に永久に耕作することを許し、其の代償として年々一定の租穀を納付せしむるものにして、小租權とは是等の力墾者が漸次産を興し、其の勢力大租權者を凌ぐに至り、遂に土地に屬する實權を掌握し、事實上の地主となり、自由に土地を他の小作人に轉貸し、年々一定の租穀を徵收するものなり。清朝時代右の小租權者に納税の義務を負はしむると共に、土地の實權者たることを公認し、之と同時に大租權者に對して從來負擔したる納税の

義務を免除し、一面小租權者より徵收すべき小作料を従前の六割に定めたるも、斯の如きは事實上所有權の分裂にして、土地制度を複雑化し、地租負擔の公平を失する虞あるものなるを以て、政府は領臺後土地調査の大事業を開始し、明治三十七年律令第六號を以て大租權の消滅を公布し、之に對しては政府に於て補償することとなり、三十八年二月補償公債證書額面四百八萬餘圓を元大租權者に交附したり。是に於て臺灣に於ける土地制度は完全に整理せられ、一地二主の弊は全く根絶せらるゝに至れり。

大租權補償公債の由來する所斯の如く、該公債の受領者に取りては祖先傳來の大租權に代るべき貴重の財産なるを以て、子孫をして永く其の恵に浴せしむべきは勿論にして、政府が補償を爲すに當り現金を以てせず、特に公債を以てせる所以も亦實に茲に在り。然るに當時尙公債の性質及其利用の方法を解する者少きに乘じ、奸譎の徒或は不當の價格を以て之が買收を企て、或は當時恰も日露戰役中に屬し謠言紛々たるを利用し、無稽の浮説を流布して人心を動搖せしめ、其の間種々の姦策を弄する者あり、若し此の儘に放任せんか、補償公債は忽ちにして散逸し、大租權者は一朝にして祖先傳來の資産を失ふに至るべく、事態洵に憂ふべきものありしを以て、總督府は之が防止に苦心し、懇に公債の眞價を了解せしむるに努め、本行に於ても總督府と協議の結果各地方廳と協力して之が救済の任に當り、補償公債の買占を爲さんとする

者には懇篤に注意を與へ、一面には各銀行及金融業者と聯絡を密にし、公債買収資金の疑あるものは全然供給せざるの方針を持し、又該公債を投賣せんとする者あるときは之を説得中止せしめ、若し已むを得ざる事由に依り賣却せんとする者ある場合は地方廳に申出でしめ、廳は之を本行に通知し、本行は相當價格を以て買入ることとし、又本公債を擔保とする者に對しては低利の貸出を行ひ、就中公債所有者合同して組合又は株式會社を組織し、本公債を擔保として融資の申込を爲す場合には、特に低利を以て之に應じ、貸出割合の如きも時價若くは發行價格までに引上る等取扱上懇切且便宜を圖り、官廳の施設と相俟て、本公債所有者の利益を保護するに遺憾なからしめたり。

斯の如く本行の補償公債處理に關する措置其の宜しきを得たるを以て、奸譎の徒の詐謀を免れ、本行に賣却を申出づる者頗る多く、明治三十八年より四十三年に至る買入公債額面合計三百二萬餘圓即ち交附公債總額四百八萬餘圓の七割強に當れり。又前記組合若くは株式會社に對する補償公債擔保特別貸出を契機とし、該公債を基本として彰化銀行、嘉義銀行及基隆、宜蘭に金融組合の創立を見るに至れるが、是等は有效適切に補償公債を利用せるものと謂ふべく、本行は出來得る限り援助を與へ其の助成に力めたり。

第三項 日露戰役中公債募集其の他の業績

明治三十七、八年は領臺後僅に十年、施政漸く其の緒に就かんとする際なりしを以て、日露戰役の勃發は本島としても洵に非常の事態に直面したるものと謂ふべく、當時皇軍連戰連勝の快報は荐りに至ると雖も、本島内地間の電線は屢切斷せられ、且對岸との通信も亦不通となる等島内の人心恟々たる折柄、幸に旅順の敵艦全滅に依り、島民は一時稍安堵の思を爲したるも、程なくバルチック艦隊來航の報に接し、再び人心の動搖を誘起し、此の間に於ける本行の苦心は實に容易ならざるものありたり。今事變中本行の處理したる業績の主なるものを左に略述すべし。

日露開戦後間もなく戦費支辨の爲め第一回國庫債券の發行あり、本島に於ても之を募集することとなりたるも、從來本島に於ては未だ公債募集等の前例なく、殊に當時は時局の進展に伴ひ流言蜚語紛々たる際なりしを以て、本島人間に於ては清國領有時代に於ける官憲の強制的寄附金と同一視し、我公債元利金償還の如き容易に之を信ずる者なき状態なりき。依て本行は總督府と協議の上本島人に對し、我帝國財政の安固と國庫債券の性質とを理解せしむる爲め、凡ゆる機會に於て極力説明する所あり。又國庫債券を擔保とする貸出に對し、特別の便宜を與へ

たるが爲め應募者漸次増加し、第一回乃至第五回の國庫債券募集に於て、本島應募高通計一千八百十四萬圓、內募入高四百四十九萬圓、其の中本島人の募入高九十萬圓を算し、豫想外の好成绩を挙げ、其の他貯蓄債券の募集に際しても、多數本島人の取次人を設け、勸誘に努めたる結果、是亦良好の成績を擧ぐるを得たり。

次に戰役中政府の滿韓地方に於て軍費に要せし銀貨は、頗る巨額に達したるを以て、本行は相當多額を政府に賣渡して軍用に供し、又滿洲向軍用米竝に軍需品の購入に對し、或は軍事請負若くは澎湖島島民救助に充つる糧食薪炭の買入等に對し、何れも特殊敏活なる貸出を行ひ時局緊急處置の達成に努めたり。殊にバルチック艦隊東航の報あるや、澎湖島に於ては砲臺の新設、水雷の敷設等軍備施設に忙しき際、本行は緊急軍事費其他軍部の要求に應じ、常に臨機の處置を執り幸に遺憾なきを得たるが、此の外島内金融事情竝に民情に就ては、常に各地に行員を派して視察に努め、以て戰時に於ける財務機關としての責務を果さんことを期したり。

又時局中本行内地支店は、特に本島と金融上の聯絡を維持し、繁閑常なき資金の調節を圖る爲め苦心する所尠からず。殊に開戦の前年迄本島は金圓を計算單位とするも、實際の流通貨幣は銀貨及銀券を用ふる過渡的の制度なりしを以て、其の弊害甚しく、銀價の騰落に伴ひ投機的取引盛んに行はれ、本行は常に其の犠牲となり、損失亦尠からざりしが、之に對する措置其の宜

しきを得たるが爲め、業務上支障なく、內臺間金融疏通亦遺憾なく行はれ、戰時に於ける本行の任務を盡すを得たり。

第四項 災害復興低利資金の供給

臺北風水害復興資金 領臺以來臺北市街は、早晚市區改正及家屋改築の必要ありとせられたる所なるが、偶明治四十四年大暴風雨の襲來に依り、城内の本島式土塊造建物は大半崩壊したるを以て、此の機會を利用し、城内繁華の街路に面せる店舗は之を耐久的建物とし、整然外觀美を備ふる市街に改造せんとの議起り、總督府、臺灣土地建物株式會社及本行等協議の結果、府前街、府後街即ち現在の榮町、本町、表町等各大通りの家屋改築を實行するに決し、總督府罹災救助基金五十萬圓及本行資金二十五萬圓、合計七十五萬圓を以て之に充て、之を年利五分五厘即ち當時に在りては非常なる低利にて融通することとせり。

本復興低利資金は本行に於て之が貸出を爲し、而して臺灣土地建物會社が本行に對し借主全體の保證の責任を負ふと共に、本行の代理として其の貸付、取立等の事務を行ふこととし、貸出額は造作及附屬工事を除きたる各建築費の八割以内、償還方法は半箇年据置五箇年間の月賦拂とし、大正元年八月始て貸出を開始せり。其の後三年十一月に至り、償還方法を半箇年据置

十箇年間の月賦拂に變更したるが、八年末には貸出累計額七十四萬餘圓に達し、爾後新規貸出を中止したるも、之に依り建築せられたる家屋二百三十三戸、一戸當り貸出平均三千二百餘圓に相當せり。而して本融資の方法及実績は、大正十二年關東大震災後、東京市及復興建築助成株式會社の復興計畫樹立上貴重なる參考資料とせられたりと云ふ。

臺東暴風雨被害復興資金 大正九年臺東地方を襲ひたる暴風雨は、風害多き同地方としても曾て見ざる猛烈なるものにして、臺東街の如きは、其の建物殆ど全壊し、又海陸の交通杜絶の結果、食糧其の他生活必需品の缺乏甚しく、被害最も凄慘を極めたり。總督府に於ては、直に罹災救助基金を支出して之が救済に努力せられ、又官民各方面より寄贈の金品も夥多なりしを以て、之に依り一時應急の處置は講ぜられたるも、家屋復興の如き永久的施設に就ては、尙十分考慮を要するものあり、由來同地方は暴風の襲來頻繁なる土地柄なるを以て、今後再び斯る慘害を繰返さざる爲には相當堅固なる建物を必要とするも、在住者の多くは内臺人共一般に疲弊し居りて、到底自力更生の資力なく、家屋の復興は最も困難なる問題とせられたる所なり。然るに臺東は花蓮港に亞ぎ東部臺灣に於ける樞要なる市街にして、内地人の在住する者多く、殊に是等は概ね東部開發の先驅且功勞者なるを以て、本行は特に寛大なる條件を以て長期年賦の低利資金を供給し、以て復興に資したり。



臺北 府前街通り風水害状況



市區改正前の府前街通



市區改正後の府前街通



中部臺灣震災狀況



復興成る市街

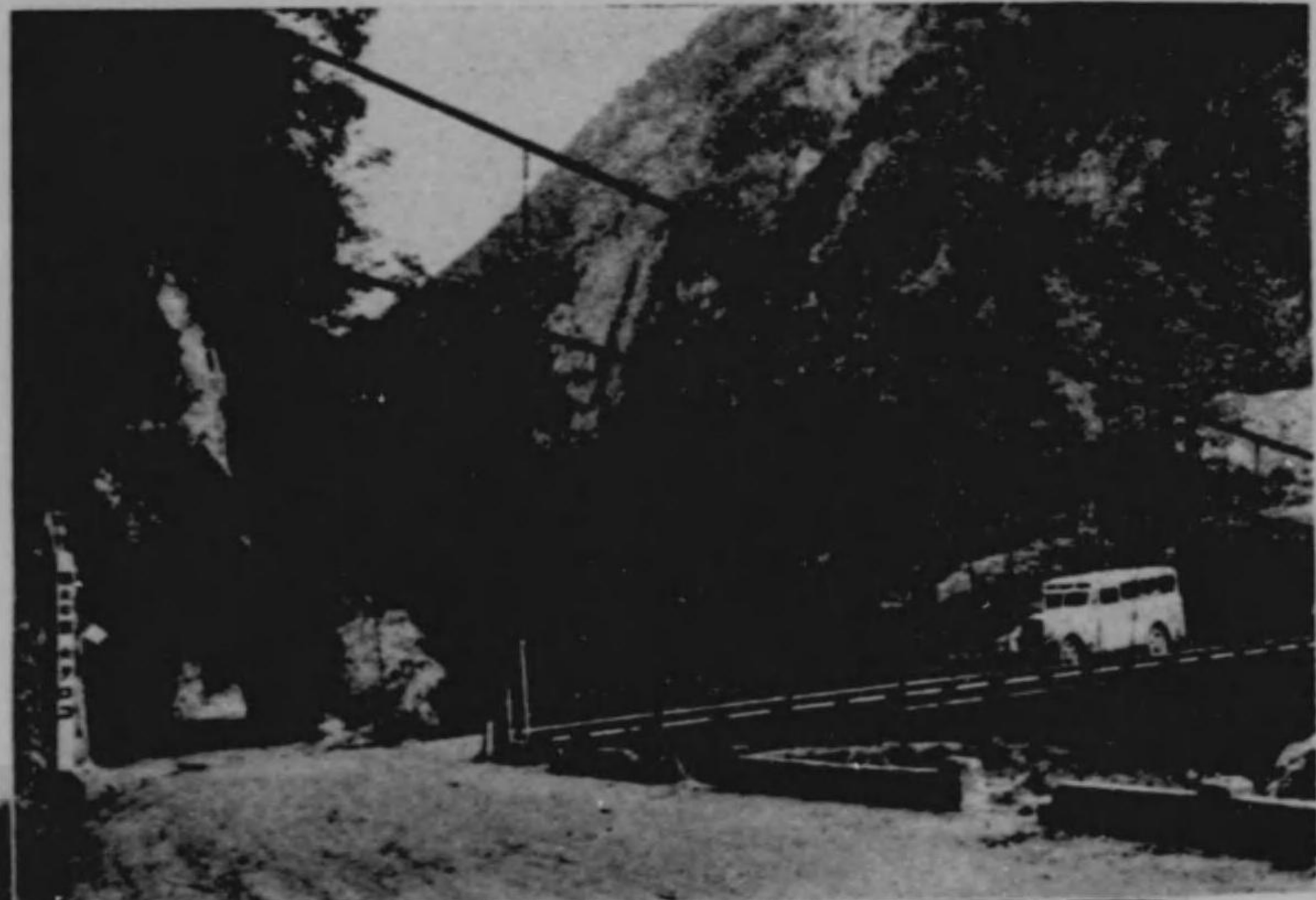
臺灣中部震災に對する特別貸出 昭和十年四月二十一日中部臺灣に於て、大安溪の中流域を震源とする大震災あり、臺中州豊原郡、新竹州苗栗郡の如き一庄殆ど全滅に近きものあり、兩州下の死者三千二百餘名、負傷者一萬一千九百餘名、家屋倒壊に依る損害約一千四百萬圓に及び、其の他鐵道、道路、橋梁、埤圳、學校等公共物の損害約六百萬圓に上れり。

總督府に於ては、地震の飛報に接するや直に應急對策を議し、先づ地方長官をして負傷者の醫療、罹災者に對する炊出、小屋掛其の他諸般の救護に努めしめ、本行亦震災地に於ける支店支配人をして、罹災民の慰問、被害情況の調査を行はしめ、一方預金の非常拂戻其の他臨機の處置を講ぜしむると共に、吉田副頭取も時を移さず震災地を視察し、斯て四月二十六日本行震災地支店長會議を臺北に召集し、協議の結果家屋建築資金の低利貸出を決定即日實行せり。該應急資金貸出に就ては罹災地新竹、臺中、彰化の各支店に、本島語を能くする本店土地鑑定員を派遣し、資金借入申込上種々便宜を圖り、銳意目的達成に努力し、總督府に於ても其の後大藏省より融資を仰ぎ、日本勸業銀行を通じ、低利を以て長期の家屋建築資金約六百萬圓の貸付を行はれたり。斯て總督府と本行との低利融資に依り、震災地の復舊略達成せられ、本行は昭和十一年六月末限り新規貸出を打切りたるが、取扱開始以來の貸出累計口數五百八十餘、金額二百七十三萬餘圓に上れり。

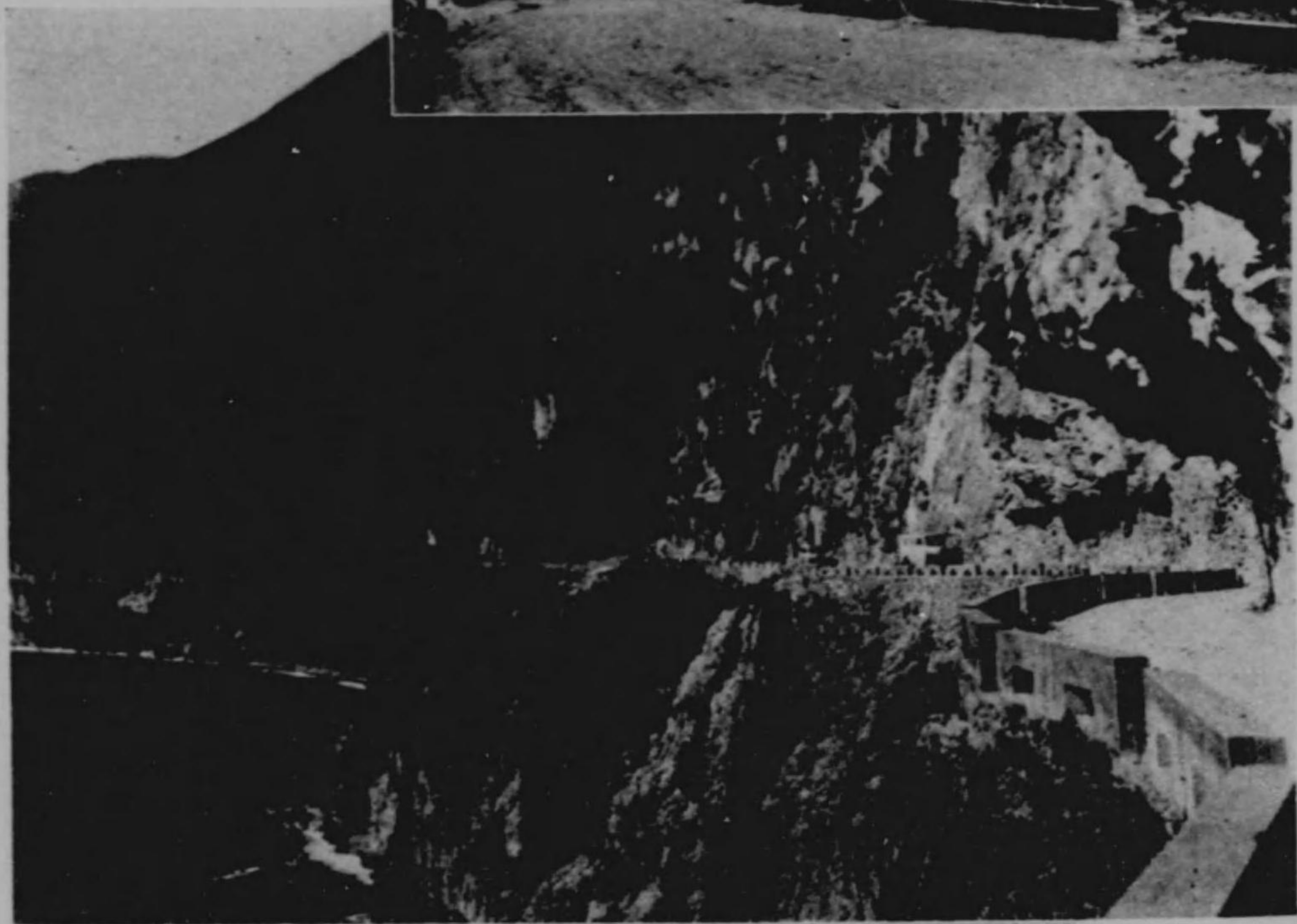
第五項 東部臺灣開發に對する援助

從來東部臺灣は海陸とも交通甚だ不便を極め、人口亦稀薄にして、其の開發は西部臺灣に比し著しく遅れ、從て將來開發の餘地甚だ多く、且國防上より見るも重要性あるを以て、同地方の開發は夙に著目せられ、其の基礎的施設として移民事業の計畫あり、明治三十九年總督府事業として花蓮港官營移民の招致を見、尋で民營移民事業としては、大正元年安場男爵等の發起に係る移民兼營の臺東製糖株式會社の設立を見たり。同社は固より製糖を主たる目的とするも、一面又未開墾地の開拓に要する勞力を移民に依りて得んとするものなるを以て、設立と同時に舊來の改良糖廬を買收し、大正四年には新式工場を設けると共に、内地人移民二百五十戸、本島西部地方より本島人移民百九十戸を招致して七移民村を建設し、主として甘蔗作を行はしめたり。

然るに内地人移民は、氣候風土に不馴の爲め罹病者續出し、且素質不良の者尠からざりしのみならず、甘蔗作には全然經驗なかりし爲め、成績思はしからず、斯る折柄歐洲大戰に依る財界の好況に伴ひ、内地に於ける勞働者黄金時代を現出し、爲に逃亡歸還する者尠からず。又西部地方より來れる移民中には無賴の徒ありて、會社より貸與せる牛及農具類を賣り放ちて逃亡



國立公園大タロコ入口



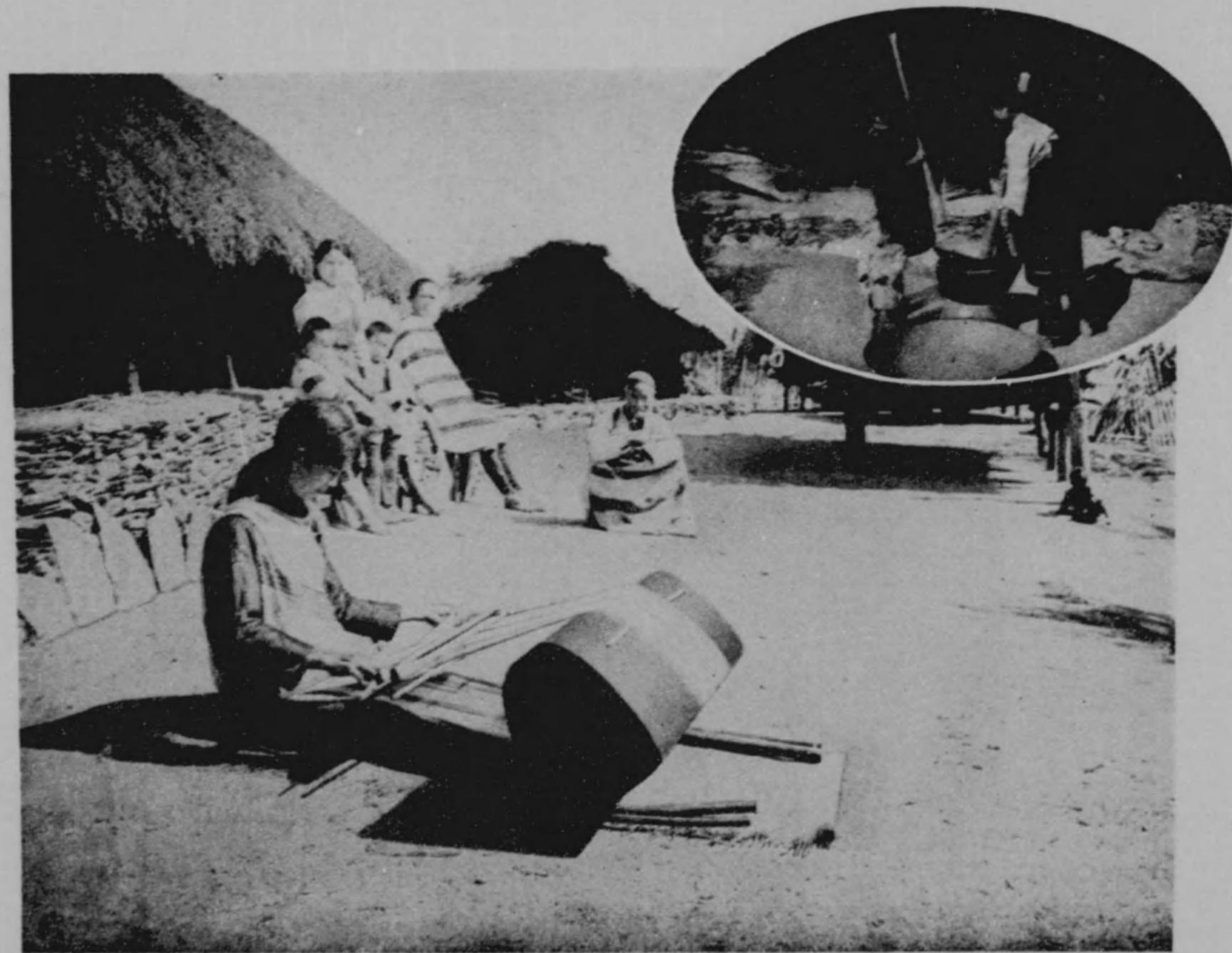
臨海道路



臺東大橋

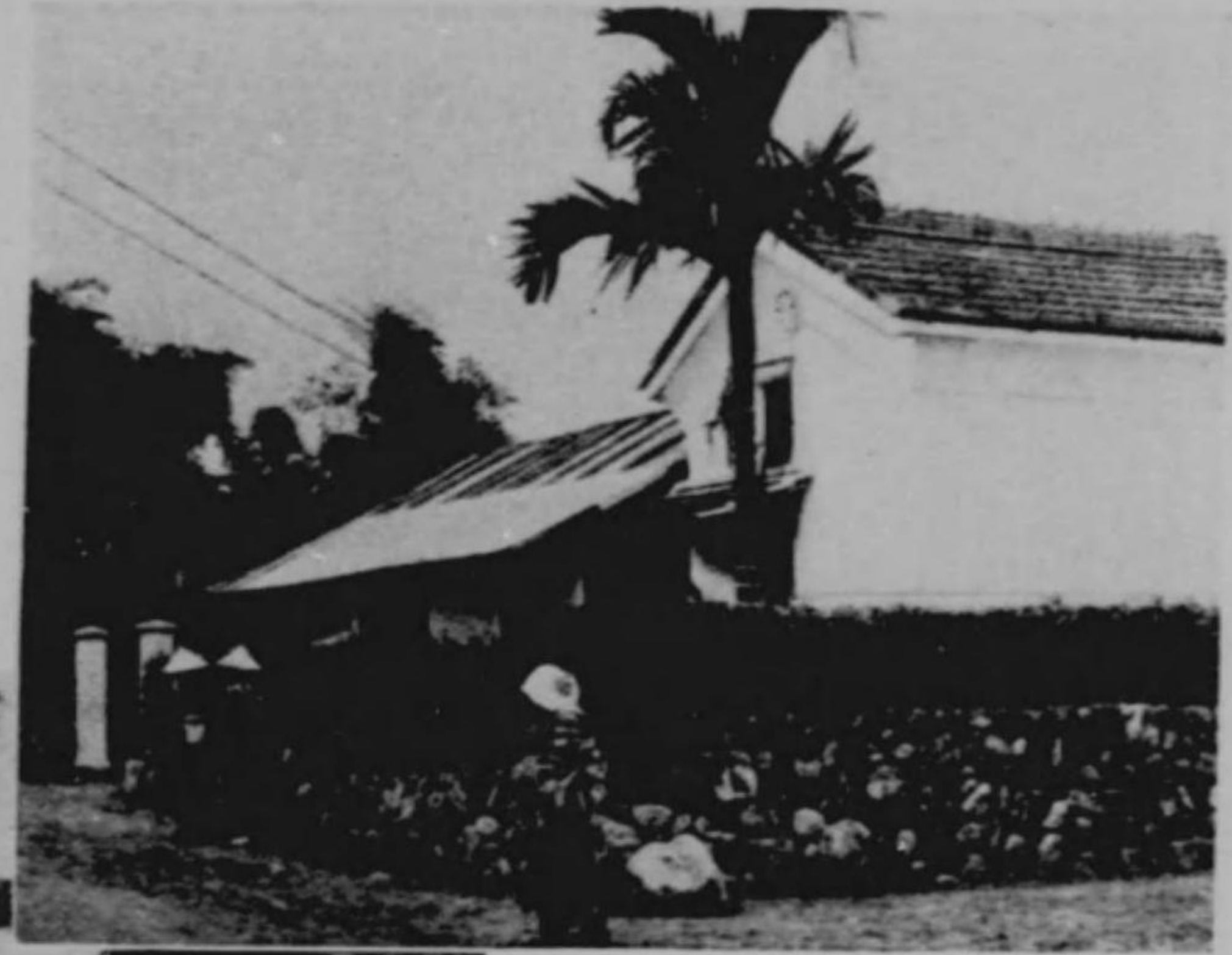


霧社全景



高砂族の日常生活

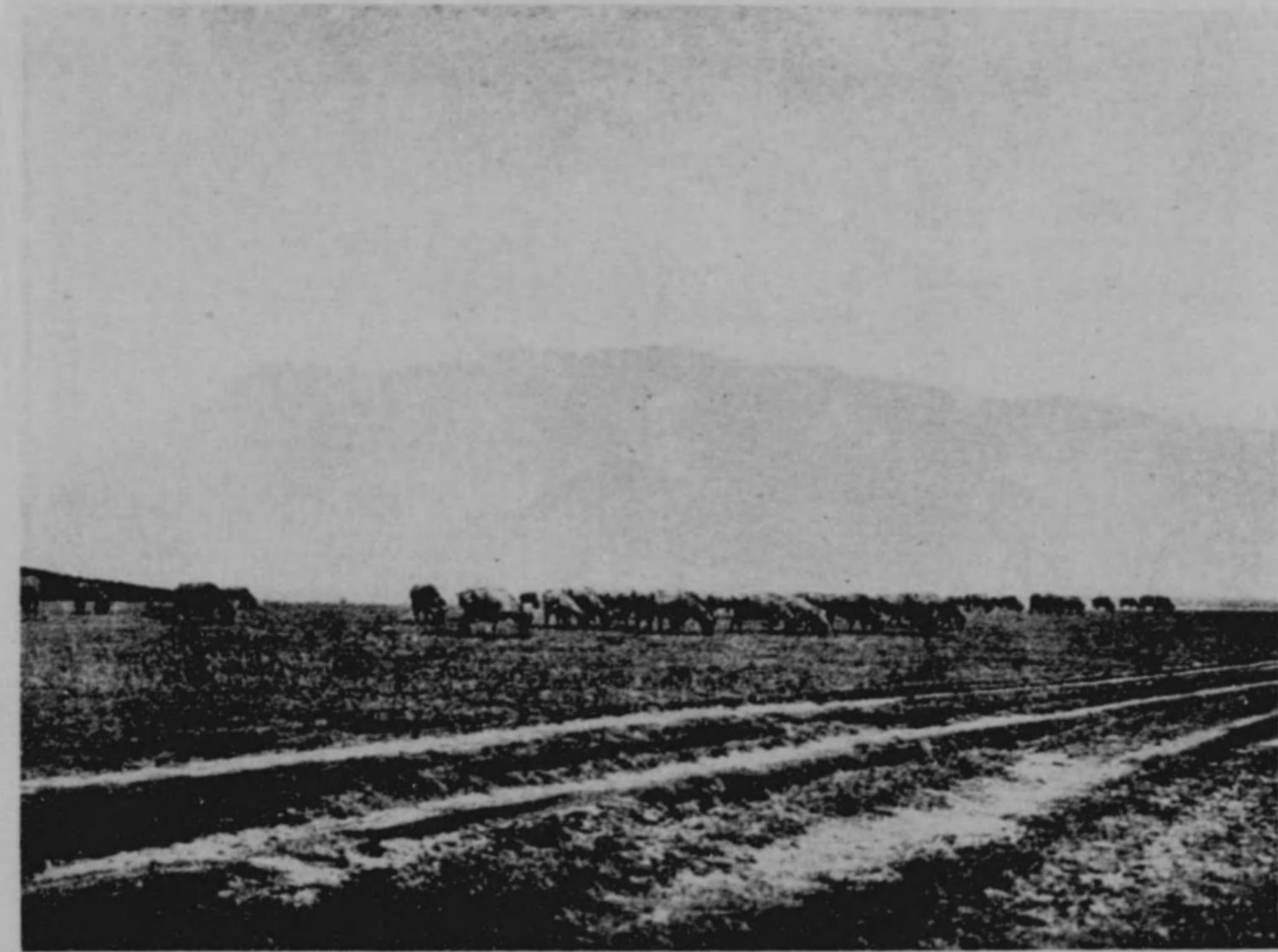
花蓮港廳下移村民



旭村



吉野村



花蓮港廳下加禮宛原野の放牧



育教の童兒



琴口の女少



挽木

する者續出し、遂に移民の大半を失ふに至れり。一方同社の製糖事業は歐洲大戰中は糖價暴騰に依り相當の利益を挙げたるも、大正九年の財界反動に依る糖價暴落と、前項記載の暴風被害とに依り多大の損失を來したるを以て、茲に根本的整理の必要を生じ、總督府、本行及同社の間に慎重協議を遂げ、移民、開墾及鐵道等の拓殖事業は之を製糖業と分離して、新たに資本金五十萬圓の臺東開拓株式會社を創設し、本行竝に總督府より行員又は技師等を送りて要務に當らしめ、専ら總督府指導監督の下に、拓殖事業を繼續せしむることゝなれり。

斯て臺東製糖會社は、専ら生産コストの引下に努め、一方大莖種の普及を見るに及び、當事者の努力は漸く酬ひられて、産糖高は昭和四、五年期以來著しく増加し、同六、七年期には十三萬二千擔に上り、昭和八年には株主配當を復活し、爾來基礎益鞏固となれり。

然るに臺東開拓會社は、分離後其の整理と事業遂行に専心努力したるも依然業績舉らず、負債は益増嵩する一方にて、徹底的再整理を必要とするに至れるを以て、同社及本行は總督府に對し再三陳情嘆願する所あり、昭和七年同社關係地の中、開墾成功地は拂下を受け、未成功地は返還することに協定すると共に、本行より新たに事業資金を供給して、其の達成を援助することゝなれり。元來臺東開拓會社は表面獨立の會社なるも、其の株式は全部臺東製糖會社の所有に係り、實質的には異名同體の關係に在り、臺東開拓會社の所有地六千餘甲は、製糖事業の

經營伸展上、絶對に必要なのみならず、其の事業資金も基礎鞏固となりたる臺東製糖會社に於て、之を支辨し得るに至りたるを以て、昭和十二年五月後者は前者を買收合併せり。

上述の如く臺東製糖會社は、總督府の東部開發計畫に基き、其の指導監督を受け且多額の補助を得、本行亦總督府の開發方針に順應して資金供給の任に膺り、多大の苦心と犠牲とを忍びて援助に努めし結果、今日に於ては既に外部負債を完済したるのみならず、六千餘甲の土地を所有して、東部臺灣に於ける糖業の基礎を確立し、一方同社の施設したる鐵道、埤圳、移民事業等は、何れも東部臺灣開發の根幹を爲すに至れり。

第二節 金融

第一項 臺灣幣制の改革

始政當時臺灣に於ては一貫せる貨幣制度なく、馬蹄銀其他各種の銀貨及銅貨雜然として流通し、其の種類百數十種に上り居たるに加へ、我軍政時代日本銀行兌換券、壹圓銀貨及補助貨等を流通せしめたるを以て、一層貨幣制度の錯雜混亂を招きたるやの觀なきに非ざりき。

此の間に處して總督府は、一意我貨幣の流通に努め、租税其の他の公納に對しては、専ら日本銀行兌換券又は本邦貨幣を使用せしむることゝしたるも、民心尙未だ安定せざる當時十分の効果を期待すること能はず。從來銀貨の使用に慣れ愛銀の念深き本島人は、日本銀行兌換券を屢不換に陥ることある支那錢莊の發行する銀票と同一視し、本邦銀貨と兌換券との間に較差を附するが如き奇現象を呈するに至れり。而して明治三十年三月本邦に於て貨幣法公布せられ、同年十月より金本位制度の實施を見るに至りしが、島内に於ては流通貨幣の實狀上記の如くにして、直に該法を實施するに適せざりし爲め、當分の内本島に於ては金圓を計算單位とするも、實際上の流通貨幣は、壹圓銀貨及銀兌換券を使用せしむる過渡的幣制を採り、別に壹圓銀貨に對しては、政府に於て公定價格を決定告示することゝなれり。

右銀貨の公定價格に關しては、明治三十年十一月大藏大臣の認可を受け、總督府告示を以て、當分の内金貨一千圓に付壹圓銀貨一千三十七枚の割合と定めしも、計算上不便なるを以て、更に同年十二月に至り壹圓銀貨一枚の價格を九十六錢四厘の割合と定め、爾後四箇月毎に倫敦、香港、上海及臺北に於ける銀相場を基礎として公定價格を算出し、大藏大臣の認可を受け、其の改定又は据置を公表せり。然るに其の後銀相場の變動烈しく、之が爲め國庫及銀行等に於て不測の損失を蒙ること多きを以て、明治三十三年九月以降相場改定の權限を臺灣總督に委任せ

られ、銀價の變動著しき場合は、隨時公定相場を改定することとなりたり。而して右公定相場の変更は明治三十年十一月以降四十二年二月までの間に於て、實に七十八回の多きに及べり。

斯の如き過渡的幣制の施行は投機射倖心を誘發し、物價の不自然なる騰落を惹起し、一般商取引を阻碍する等諸種の弊害を醸したるが、就中其の最も顯著なるは、投機心を昂進せしめたる一事にして、從來公定價格變動に對し比較的無關心なりし内地人も、屢公定價格變動に因る不測の損益を経験するに隨ひ、之に對し極めて敏感となる等一般に相場の変動に依り利益を僥倖せんとする氣風を生じ、銀行に於ける諸取引の如きも、是等投機の爲に屢悪用せらるゝに至れり。即ち公定價格昂騰の傾向あるや、各銀行の預金は一齊に引出され、貸出は増加し、反對に下落の兆を示せば預金は急増し、貸出は返濟せられ、此の間の損失は常に銀行の負擔に歸するが爲め、地方銀行も損失轉嫁の目的より本行に對し預金の引出又は預入を行ひしを以て、結局價格變動に起因する損失は、總て本行の負擔に歸することゝなれり。

是に於て本行は臺灣財政經濟の健全なる發達を期する上より又本行自衛の立場より、幣制改革の一日も忽諸に附すべからざるを認め、明治三十六年三月幣制改革を必要とする上申書を大藏省に提出し、其の熟慮善處方を要望したる處、大藏省に於ても直に貨幣會議を開催せられしかば、其の席上本行頭取より更に金本位制實施の急務なる所以を力説したるに、當局に於ても

之を諒とせられ、改革實施の順序方法其他に關し協議を重ねられたり。

時恰も日露間の風雲急を告げ、本行に對し銀貨の交換請求増加し、當初本行は再三大藏省より銀の拂下を受け、其の交換に應じたるも、時局の切迫に伴れ本島の人心安定を缺き、交換請求愈熾烈を加へたるを以て、本行は明治三十六年九月金本位制の急速實施方を重ねて陳情せし處、遂に政府は右に關する改正法律案を第十九回帝國議會に提出の議を決定せられしも、議會解散の爲め果さず、島内の情勢は此の上遷延を容さざるものありしを以て、臺灣總督は本行の請願に基き臨機應急の措置として、明治三十七年六月四日律令第八號を以て、本行をして金貨と引換ふべき銀行券即ち金券を發行せしむる旨を公布せられ、同時に律令第九號を以て、壹圓銀貨は公定相場に依り公納にのみ使用し、一般に對しては無制限に流通することを禁じ、且銀券と共に漸次回收するの方針を樹立せられたり。

然るに明治四十年十月以降銀價の暴落に際し、壹圓銀貨は本島人間に於ては特殊の事情に因り、遂に時價以上の價格にて流通せしを以て、厦門、香港、上海、滿洲諸地方より之を輸入するもの多く、四十一年五月までに三百餘萬枚に達し、殆ど其の底止する所を知らざる情勢なりき。斯の如きは本島の幣制を紊亂し、産業の發達を阻碍するものなるを以て、本行は極力其の防止策を講じ、又總督府に於ては臨機の措置として、行政處分に依り之が輸入防遏に努められ

たる結果、同年六月以降全く其の輸入を見ざるに至れり。尋で同年十月律令第十五號を以て銀貨の輸入及移入を禁止し、同月律令第十六號を以て壹圓銀貨を公納に使用するを得ざらしめ、尙府令第六十五號を以て壹圓銀貨の引換期限を明治四十二年四月三十日限とし、律令第十九號を以て銀券の通用期限を明治四十一年十二月三十一日限と定められたり。尋で政府は明治四十二年三月法律第一號を以て、右銀券の引換期限を同年十二月三十一日限と定められたるが、其の引換満期の際に於ける引換未済高は、全部銀行券發行高より控除したるを以て、多年其の弊害に苦みたる本島幣制は、茲に始て整理を完了するに至れり。

斯て本島は名實共に金本位制となり、銀價變動に因る諸弊凡て一掃せられ、各種取引は敏活安全となりたる結果、内地より多額の資本を誘致し、製糖業を首とし各種産業の勃興を促がし、以て今日の盛況を招來するに至れり。

第二項 島内金融機關に對する援助

領臺當時に於ける本島の金融機關は、媽振館（主として茶の仲買、委託販賣をなし、兼て製茶を擔保として資金の融通を爲すもの）、滙兌館（爲替商にして預金、貸付業務をも兼營するもの）と稱するもの、外、臺北、臺南、打狗諸地方に外國銀行代理店及洋行等ありて、砂糖竝に

茶等輸出商品に對する金融を司りしが、一般金融機關としては、僅に銀會と稱する内地講會の如きものあるに過ぎざりき。

然るに明治二十八年九月日本中立銀行は基隆に出張所を開設し、國庫事務取扱に膺ると共に一般銀行業務の取扱を開始することとなりしが、是實に本島に於ける銀行營業の嚆矢なりとす。尋で明治二十九年十二月日本銀行は臺北に出張所を設け、自ら國庫事務の取扱を爲すと共に爲替業務をも開始せるが、同三十二年九月本行開業直後同年十月一日より、本行に於て右國庫事務を繼承することとなりし爲め、日本銀行は九月三十日限其の出張所を廢止せり。

爾來島内の治安漸く緒に就き、各種産業の益物興せんとするに及び、地方金融機關設立の機運を醸成し、明治三十二年十一月先づ臺灣貯蓄銀行の設立を見、尋で三十五年臺灣商業銀行、三十六年臺灣農商銀行、三十八年嘉義銀行及彰化銀行、四十二年臺灣商工銀行の設立あり。又大正五年には新高銀行、越えて八年には華南銀行設立せられ、更に十二年には日本勸業銀行の本島進出を見、茲に島内金融機關は本行を中心として漸く整備せらるゝに至れり。

前記諸銀行の中嘉義銀行は、別項記載の如く、臺灣土地制度整理の爲め發行せられたる大租權補償公債の所有者を保護する立場より、總督府並に本行の勸奨に基き、該公債を資金として明治三十八年二月資本金二十五萬圓の合資會社組織を以て設立せられ、一般商業金融の外、糖

廊（粗糖製造業）資金及樟腦資金を供給する等地方産業開發に貢獻する所尠からざりしが、其の後糖廊破綻の影響を蒙り、大正初年頃一時經營困難に陥りしを以て、本行より適當なる經營者を入行せしめ、且資金上の援助を與へたる結果、爾後業績順調に推移せしも後述する如き事情の下に大正十二年臺灣商工銀行に合併するに至れり。

次に彰化銀行も前記嘉義銀行と同様大租權補償公債の利用に依り、明治三十八年六月資本金二十二萬圓を以て設立せられたるものなるが、其の設立に際し本行は、該公債を擔保として資金を供給したるのみならず、更に本行より經營主腦者を送りて之を援助し、開業以來順當なる發展を遂げ、大正三年及八年の二回に互る増資に依り資本金は六百萬圓となれり。然るに大正九年以後財界不況の影響を受けたるを以て、同十四年に至り百二十萬圓の減資を行ひ不良資産を一掃し、經營の堅實を圖りたる爲め、昭和二年恐慌當時の打撃も極て輕微に終り、今や本島中部地方を中心として島内十七箇所に支店出張所を有し、只管一般金融に盡しつゝあり。

又現在島内地方銀行として、資本金及各種取引額等に於て其の首位を占むる臺灣商工銀行は、明治四十三年六月本島中南部地方の産業開發を目的とし、總督府及本行支援の下に資本金百萬圓（四分の一拂込）を以て、阿緞即ち現今の屏東に設立せられしものなるが、四十五年七月臺灣貯蓄銀行を合併すると同時に本店を臺北に移し、貯蓄銀行業務を兼營し、大正八年には資本

金を増加して五百萬圓となし、其の業績亦大いに觀るべきものありたり。

是より先本島人有力者數名は、本島の重要産業たる茶業金融に於て、二流以下の茶館、茶棧、粗製茶製造業者に對する金融機關乏しきを遺憾とし、本島人自らの手を以て、是等中小茶業者を相手とする金融機關を設立經營せんことを企畫し、總督府及本行の指導援助を懇請し來りしかば、本行に於ても其の趣旨を諒とし、資金其の他に關し種々の便宜を與へし結果、大正五年一月資本金五十萬圓（二分の一拂込）を以て新高銀行の設立を見るに至りしが、其の後同行は島内及南支に店舗を増設して著々成績を挙げ、大正七年九月二百萬圓に増資するに至れり。

然るに大正九年以降歐洲戦後の不況期に入るや、前記島内地方諸銀行も一齊深刻なる打撃を蒙りたるを以て、且大戰後に於ける經濟界の趨勢は、各種産業組織を益大規模たらしむるの傾向ありたるを以て、之に伴て金融機關も増資又は合併に依り資金の充實を期するの必要に迫られたり。依て總督府並に本行は、是等地方銀行の内部整理を行ひ、前記財界の情勢に順應せしむる爲め、其の合併を慫慂する所あり。此の結果大正十二年嘉義銀行及新高銀行は、臺灣商工銀行に合併することとなり、當時本行自らも金繰繁忙の際なりしに拘らず、上記合併に際しては進んで巨額の整理資金を融通し、其の目的達成に便せしめたり。

斯て臺灣商工銀行は、右の合併に依り一躍資本金一千六百萬圓の巨額に上り、取引地域も著

しく擴張せられたるが、一般財界の不況に累せられ大正十三年及昭和二年の二回に、一千百萬圓の減資整理を餘儀なくせられたるも、爾來業績漸次改善せられ、現在島内各地に三十有餘の店舗を有し、地方銀行として十分なる機能を發揮し居れり。

其の他既記明治三十五年臺北に設立せられたる臺灣商業銀行は、銀價變動の影響を蒙り三十七年一月破産し、又三十六年臺南に設立せられたる臺灣農商銀行も、業績不振の爲め四十年に至り解散せり。尙大正十年貯蓄銀行法の制定施行に伴ひ、普通銀行の貯蓄銀行業務兼營を禁ぜられたる結果、臺灣商工銀行は其の貯蓄銀行業務を分離し、新たに臺灣貯蓄銀行の設立を見るに至れり。

以上の外第六章第三節第三項に於て詳述する如く、本行は南支、南洋方面に於ける我中小商工業者竝に華僑等に對する金融支援の目的を以て、大正八年一月華南銀行の設立を援助せるが、之を要するに本行は本島産業經濟に對する資金の圓滑なる疏通を圖る爲め、島内地方銀行の設立及其の業務の發展に就ては、獨り資金上のみならず凡ゆる方面より之が指導援助を懈らず、以て今日に至れり。

第三項 信用組合の發達助長

本島に於ける信用組合は逐年整備の域に向ひ、庶民金融機關として中小農商工業者に資金を供給し、地方産業の發展に裨益する所頗る大いなるものあり。

本島に於て信用組合の合法的に設立せられたるは、大正二年以後の事に屬し、是より以前に於ては、信用組合類似の金融公司、金融組合等ありて一般預金、貸付等を取扱ひ居たるが、其の組織及經營宜しきを得ざりし爲め破綻頻出の状態なりしを以て、總督府に於ては庶民金融機關として信用組合の必要を認め、大正二年律令第二號を以て臺灣産業組合規則を制定し、其の準據すべき所を示されたり。

信用組合に對しては營業稅免除等の特典あり、且其の設立に就ては當局の熱心なる勸奨ありたるに拘らず、當時地方民に於ては未だ信用組合の組織及運用方法を理解せず、且在來の金融公司、金融組合等の不成績に懲りて徒に疑懼の念を抱くもの多く、大正二年中には僅に十數組合の設立を見たるに過ぎざりしも、當局は之が指導誘掖に不斷の努力を拂ひ、本行亦資金の融通上極力便宜を與へ、且大正七年以降政府より低利資金の供給ありたるを以て、漸次組合に對する理解を深むると共に逐年其の數を増加し、昭和十二年末には四百十五組合の多きに上り、出資金、積立金、貸付金及貯金等亦相當巨額を算し、今や山間僻陬の地と雖も殆ど組合の設立を見ざる所なき迄に普及發達するに至れり。

而して其の業績の推移を概観するに、或は財界不況の打撃により、或は經營者其の人を得ざる爲め經營放漫に流れ、間蹉跌したるものなきに非ざりしも、近年は左表に示すが如く、内容漸次充實し、多額の自己資金と貯金とを擁するに至り、單に金融機關としてのみならず、地方事情に應じ、生産、販賣、購買事業の外、農業倉庫業等をも兼營する者續出し、中小産階級の厚生經濟上裨益する所鮮少なからざるものあり。

全島信用組合業績調（兼營組合を含む、金額單位千圓）

年次	組合數	出資金	拂込済	特立積	準備金	剩餘金	貸付金	貯金	借入金
大正二年末	二	九五五	四七	二	六	六	六四	八	二四
同 七年末	一四七	六、〇五六	四、九二	一四三	四七七	七三六	九、六四三	四、七一一	一、六四
同 十二年末	三五七	一三、三七七	一三、三六	一、三四〇	三、一八〇	一、七六九	三五、四九	一一、七三四	二、六〇
昭和三年末	三九	一四、三三三	一三、三六	二、五〇四	五、三五四	二、六三七	四三、九九	三四、六三四	三、一七五
同 八年末	三六二	一五、五八三	一三、三六	四、〇八一	七、四八〇	二、〇八三	五三、〇〇八	三五、四八九	八、一〇三
同 十年末	三五五	一六、四七一	一四、三九九	三、八五五	八、一八三	二、五三三	七、三四六	七、九〇四	一三、八四二
同 十一年末	四〇四	一七、二八	一四、八八四	四、〇二	八、六〇六	二、八四	九、八八五	八、〇〇三	一八、一三
同 十二年末	四二五	一七、八六	一五、四八一	四、五五五	九、三二八	二、三〇四	九、九九	九、三三三	二、九二

備考 本表は臺灣總督府統計書に據る

翻て本行の信用組合に對する關係並に業績を顧るに、本行は夙に庶民金融機關として信用組合設立の緊要なるを認め、總督府に信用組合規則の施行を獻策したる關係もあり、同法の施行後は下に述ぶるが如く、常に當局と密接なる連絡協調を保ち、組合に對する援助誘掖を任とし、以て今日に至れり。

信用組合に對しては擔保を徵せず、單に役員個人の保證により低利且長期の融通に應ずる等特別の便宜を與へ、其の設立を勸奨したるを以て、組合の設立を促進し、之に伴ひ本行貸出金も漸次増加し來れるが、大正七年以降政府よりも低利資金の供給あり、旁組合資金の潤澤を加ふるに從ひ、其の經營營利化し來り、自然放漫に流れんとする傾向を生じたり。是に於て本行は已むを得ず、組合の中經營不堅實と認めらるゝ者に對しては、貸出に關し特に十分の注意を加ふると共に、必要に應じ所管店に於て該組合の承諾を得たる上、帳簿其の他の検査を勵行して指導監督に當る等從來の貸出方針に對し一部の改變を加へ、當局とも協力し専ら組合の健全なる發展を期したり。

然るに大正九年に至り財界の變動に遭ひ、組合員中にも打撃を蒙りたる者尠からず、從て組合の貸出資金中にも固定的のものを生じ、回收困難の爲め預金拂戻資金の不足を告ぐるに至り、本行に借入を需むる者尠からざりしが、信用組合に於て萬一預金拂戻不能に陥るが如き場合あ

らば、島内金融界に一大混亂を來す虞あるを以て、本行は組合の内容に就き十分調査を遂げ、事情の許す限り、力めて資金の需要に應じ、以て難關を突破せしめたり。

越えて昭和五、六年の財界緊縮時代に於ては、諸物價の低落竝に金融逼迫の爲め島内地方農村の不況亦深刻にして、組合の苦境に陥れるもの尠からざりしかば、本行に於ては組合貸出金の中優良手形を裏書讓渡せしめて、之を擔保とする等機宜の方法に依り貸出を爲し、以て組合資金の梗塞を緩和し爲に事なきを得しめたり。

次に本行の近年に於ける對信用組合特種貸出としては、總督府の米穀統制に基く預金部低利資金の貸出、時局關係預金拂戻資金の融通等を舉げ得べく、以下順を逐うて概説すべし。

臺灣竝に朝鮮産米は、當局の増殖計畫の遂行に伴ひ逐年收穫高増加し、内外地を通じての米穀需給は、昭和六年以降大體に於て供給過剩の傾向となり、生産費の低廉なる外地米の流入は、著しく内地米價を壓迫するに至れるを以て、政府に於ては内地米價維持の一方法として、昭和八年三月法律第二十四號を以て公布せられたる米穀統制法第四條を、同年十一月より島内に施行し、直接に移出米の買上及賣渡を行ひ、内地向本島移出米數量の月別平均を圖りたり。

總督府に於ても亦中央政府の方針に基き、昭和八年十一月府令第三百三十二號を以て臺灣米穀貯藏獎勵規則を發布し、自治的に米穀の移出統制を圖れり。即ち本島産米の出廻りに於て或數量

の米を總督府指定の島内産業組合、農會等の米穀倉庫に寄託貯藏せしめ、右米貯藏受託者に對しては助成金を交附し、且米受託者より更に其の寄託者に獎勵金を交附せしめ、一期間に於ける移出米の市場出廻を調節することゝしたり。又總督府に於ては米貯藏獎勵の實を擧ぐべく、米寄託者中餘裕なき者に對しては受託者たる信用組合を通ずるか、又は寄託者が組合員に非ざる場合は直接預金部低利資金の融通を爲すことゝし、本資金の貸付事務一切は本行に於て取扱ふことゝなれり。

本行は右貸出金の趣旨に鑑み、預金部低利資金との間僅少の利鞘にて昭和八年十二月より貸出を開始し、其の後年々之を續行し來れるが、本貸出金は前記米穀統制法竝に米貯藏獎勵規則の實施と相俟ち、出廻りに於ける移出米の殺到を防止し、嘗に内地のみならず島内の米價をも調節し、以て米寄託者を始め地方農民を潤し、延いては組合の發達助長に貢獻しつゝあり。

偶昭和十二年七月上旬突如支那事變勃發し、八月中旬遂に上海方面に波及し、同方面の戦況は時々刻々報道せられ、戦火南方へ迫りたる感濃厚となり、島内各方面の警戒行はるゝに及び種々の流言を生じ、本島人間の一部分に不安の念を抱く者あり、爲に八月十六日より島内各地信用組合、地方銀行に對し緩慢なる預金取付を見るに至れり。

本行に於ては事變勃發以來一層島内財界の安定に注意し、特に庶民金融を司る信用組合に對

しては、一朝其の指導を誤らんか、由々しき事態の發生することなきを保せざるにより、島内各支店に命じ豫め管下各信用組合の業態を十分調査せしめ、萬一不祥事突發の場合には、何時にても應急措置を講じ得る様諸般の準備を整へ居たるを以て、前記預金取付の起るや直に預金拂戻資金の貸出を開始し、一方關係官廳の機宜の措置と相俟ち、一時不安状態に陥れる島内の財界も幸に鎮靜に歸するを得たり。

本行が信用組合に對し從來拂ひ來れる資金上の援助等は、大略上述の如くなるが、由來本行の信用組合に對する貸出は其の健全なる發達を圖り、地方産業の發達と中小業者の福祉を増進せしめんとする趣旨に外ならざるを以て、以上述べたる外組合の兼營事業に對しても資金を供給して其の進展に協力し、又組合の貸付利率に就ては機會ある毎に引下を懲適し、以て其の低下を圖りつゝあり。今試に昭和二年以降本行の信用組合に對する貸出残高を示せば、左の如くにして實に顯著なる増加を示し居れり。

信用組合貸出残高（單位千圓）

年次	年	
	上半季末	下半季末
昭和二年	六三二	六八八
同三年	五一七	一、〇八九

年次	年	
	上半季末	下半季末
同四年	八一六	一、七五〇
同五年	一、〇五四	一、九五五
同六年	九五九	八三八
同七年	六八五	五〇九
同八年	七四六	九〇一
同九年	一、五六九	八九〇
同十年	一、五三二	二、一四六
同十一年	二、九六五	三、五一九
同十二年	四、一三七	六、三二一
同十三年	六、九九八	二、五四三

備考

昭和八年下半季以降貸出残高中には短貯藏低利資金を含む

第四項 島内金利の低下

本行創設當時に於ける本島は、治安の維持未だ完からず、交通機關としては殆ど見るべきものなく、信用制度亦甚だ不備なりしを以て、一般貸出金利は驚くべき高率なるものありたり。而して始政後内地人の渡來する者漸次増加するに従ひ、島内金利も自ら二様の別を生じ、内地人間、本島人間に於て各其の率を異にするに至れり。

試に本行開業當時の一般金利に就き、臺灣總督府の調査に據り其の概要を述べれば、明治三十二、三年に於ける内地人間の金利は、本島人間の金利に比し頗る高率にして、最高月利一割八分のものあり、最低にても月利三、四分を下らず。今日より之を見れば殆ど信を措く能はざる程なるも、當時在臺の民間内地人は徒に一攫千金を夢むる者多く、偶著實に事業を經營する者ありと雖も、其の基礎未だ定まらざりしかば、是等に對する資金の融通は多大の危険を伴ふのみならず、資金も亦潤澤ならざりしを以て、自然金利高を免れ得ざりしなり。

本島人間の金利は、地方に在りては古來米穀を以て授受するを常習とせるが故に、利子米は同一量たりと雖も米價の高低により金利として之を換價する場合には自ら其の率を異にし、的確なる數字を得ること困難なるも、明治四十二、三年頃迄は月利四分乃至五分を最高とし、最低は月一分のものもありたるが如し。斯の如く金利高低の差著しかりし所以は、金融の疏通せざる時代の常態として、特別高利のものある一方、地方の富豪と其の小作農間に於けるが如く、特殊の關係により特別低利の貸借行はれたるものありしに依るなり。

本行は此の間に處し臨機適當の利率を定むるの必要あり、開業當初數年間は貸付金日歩三錢を最低とし、最高四錢乃至六錢を徵するの已むを得ざるものありしと雖も、本島富源の開發並に産業の發達助長を以て本來の使命とせる本行としては、漸次島内主要各地に支店を増設し、

可及的速に金利を低下し、全島金融の疏通を圖ることに意を注ぎ、殊に各種産業の基礎略成り事業經營者の信用漸く加はるに及びては、本行は率先して金利引下を斷行するの方針を採り、一面内地資本又は外國資本の誘致を策し、金融界の情勢に應じて歩一步金利を低下し以て今日に至れり。

試に本行貸出金利低下の迹を貸付金日歩に就て觀るに、開業當初は既述の如く日歩最高六錢、最低三錢なりしも、之を本行創立前即ち明治三十一年頃に於ける日本中立銀行の日歩最高八錢、最低五錢に比すれば、尙日歩二錢程度の低位に在り。其の後島内の秩序整頓して、産業漸次勃興するに従ひ本行金利も亦低下し、尋で明治四十三年には曩に行はれたる本島幣制改革の結果、銀貨及銀券は全く流通の跡を絶ち、茲に名實相伴ふ金本位制確立せられ、從て通貨の安定を見るに至れるを以て大幅の利下を行ひ、日歩最高三錢、最低一錢六厘なる本島に於ける劃期的低金利の出現を見たり。

本行は爾來内臺金融の情勢に鑑み、本行貸出標準金利を屢更改し、其の間往々にして之が引上を爲したることなきに非ざりしも、斯る引上は何れも金融調節上萬已むを得ざるに出でたるものなり。即ち大正九年の春財界動搖の爲め當に内地のみならず、本島財界亦深刻なる打撃を受け、金融大に逼迫したる時の如き、若くは昭和六年の秋英國金本位制の停止、滿洲事變の突

發等により、我國に於ける正貨の流出激甚となり、日本銀行は正貨擁護の爲め、公定歩合の引上を行ひたる時の如き、何れも其の一例と見るべきものなり。

然るに内地金融市場に於ては、昭和七年以降農村救済土木事業其の他の時局匡救費並に軍備充實費等巨額の政府資金、市場に撒布せられし爲め金融緩慢の傾向を呈し、従て一般低金利時代を誘致せるが、本行は内地に於ける金融の趨勢に順應し、昭和七年三月以降同十四年五月に至る間に於て、十三回の金利引下を行ひたる結果、現行の標準金利は貸付金日歩最高二錢一厘、最低一錢七厘、商業手形及荷爲替日歩一錢二厘以上となり、之を内地大都市の金利に比するも殆ど差違なき迄に接近するに至り、島内に於ける未曾有の低金利時代を現出せり。

上述本行の低金利方針が本島の市場金利に及ぼしたる影響を観るに、明治三十七年中に於ける他銀行の貸付金日歩は、最高（年中平均）五錢五厘、最低（同上）四錢一厘なりしが、明治四十三年本行に於て大幅利下を行ふや、島内諸銀行も之に追隨して金利引下を行ひ、同年中の金利は最高四錢九厘、最低二錢四厘となれり。爾來逐年漸落歩調を示し、大正七年には最高三錢、最低二錢三厘に低下せしが、大正九年財界反動不況時代に入り、本行の金利引上を行ひたる當時より他銀行金利も再び反騰の趨勢を呈し、同年中に於ける金利は最高三錢四厘、最低二錢六厘に上り、爾後昭和初年の頃まで比較的高率を維持せり。然るに昭和七年以降政府の低金

利政策に呼應して、本行亦數回に互り金利引下を行ひたる結果、島内他銀行金利も之に伴て著しく低下せられ、現在に於ては最高二錢二厘、最低一錢二厘となり居れり。

斯の如くにして本行は島内各地に支店網を張り、各銀行及信用組合等の金融機關と相俟て、金融の疏通並に金利の低下及平準化を圖り、島内産業の發展に寄與する所尠からず。今や島内僻陬の地方に至るまで低金利の趨勢普く浸潤し、各種事業の新興機運を醸成し、島内産業の前途愈多望ならんとするものあるに至れり。

第五項 不動産金融の疏通

明治三十七年大租權廢止以前に於ける本島の土地制度は頗る錯雜し、所有權の所在明かならざるのみならず、地積の如きも信憑するに足るものなく、加ふるに人心未だ安定せざる際なりしを以て、進んで拓殖事業に従事せんとする者少く、偶之ありとするも安んじて資金の供給を爲す能はざる状態なりき。

然るに明治三十七年六月土地調査の完了と土地制度の改正とに依り、茲に地主及地積等夫々確定せられ、且全島漸く平靜に向ひし結果、拓殖事業を企圖するもの逐次各所に現はれ、金融業者亦之が資金供給に關し、さしたる不安を感ぜざるに至れり。

本行は本島に於ける中央銀行として島内金融調節の任を負へるものなりと雖も、拓殖資金の如き長期資金の供給は、本行として聊か困難とする事情あり。而も植民地の常態として島民の大部分は農業に従事し、従て土地建物の外公債其の他有價證券の如き適當の擔保を有する者甚だ尠きを以て、本島資源の開発を圖らんとせば、勢ひ不動産を擔保とする貸出を行ふの必要あり。依て本行は比較的短期のものに就ては、自己資金を供給し、長期年賦資金に對しては、明治三十六年十二月日本勸業銀行と代理貸付契約を締結して同行の勸業資金を利用し、兩々相俟て不動産資金の供給に遺憾なからしめんことを期したり。

其の後明治四十三年第二十六回帝國議會に於て、本島拓殖事業に對する金融機關として、臺灣拓殖銀行設立の建議案提出せられたるが、時恰も本行の保證發行限度擴張に關し、臺灣銀行法改正法律案の提出ありたる際なりしを以て、同一委員會に附議せられ、討議の結果此の際別箇の拓殖銀行を設立するよりも、寧ろ本行をして一層拓殖資金の供給に努力せしむるを得策なりとすることに決せり。

本行は爾來不動産擔保を以て、土地の開墾其の他農業的資金の低利供給に一層の努力を拂ひたるが、就中製糖會社に對する土地の開墾及耕地造成資金並に水利組合に對する灌溉、排水施設資金の如きは、其の主なるものにして、廣漠たる原野の開拓並に既成耕地の改良等を促進せ

しめ、以て米、茶、砂糖其の他各種産業の發展に裨益する所鮮少ならざりき。

斯の如く本行の不動産金融は、其の初期に於て主として拓殖的資金の供給に限られしが、其の後島内財界の推移發展に伴ひ、漸次商工業に對する資金の需要旺盛を加へし爲め、本行は不動産擔保を以て各種商工業資金を供給し、島内事業界の發展及内臺貿易の伸張に資する所亦尠からざるものありたり。

今明治四十二年以降に於ける本行不動産擔保貸出残高を擧ぐれば左の如し。

不動産擔保貸出残高（單位千圓）

年次	貸出残高	年次	貸出残高
明治四十二年六月末	二、七三五	昭和二年六月末	二〇、〇七六
大正三年六月末	五、〇六三	同四年六月末	四八、四二四
同八年六月末	一五、三三二	同六年六月末	四四、五四二
同十年六月末	二七、三四六	同八年六月末	五七、二〇八
同十二年六月末	三一、六〇二	同十年六月末	五五、二二三
同十四年六月末	二〇、八〇〇	同十二年六月末	五一、〇六七

備考 本表は貸付金、割引手形、當座貸越を含む

右の如く本行の不動産貸出は年々漸増の跡を辿り、大正三年六月末には早くも五百萬圓臺に達したるが、其の後益増加して同十二年六月末には三千百餘萬圓の巨額に達したり。然るに本行は大正九年の財界動搖以後引續く一般不況の爲め、尠からざる固定貸を生じ、一時不動産金融に對しても手加減を加ふるの已むなき事態に陥りしを以て、大正十二年一月日本勸業銀行の臺灣進出を機とし、不動産擔保貸出金中長期の拓殖關係貸出は、之を同行に移讓したる結果、貸出残高は大正十三年以降昭和二年までに二千萬圓臺に減退せり。

其の後各製糖會社共產糖の増加を企圖し、生産設備の充實、耕地の擴張等に多額の資金を必要とするに至り、本行は主として不動産擔保にて是等資金の需要に應じたるを以て、昭和八年六月末に於ける不動産擔保貸出は、五千七百二十萬餘圓の巨額に上りたり。爾來糖業界の好況に因り斯業に對する融資は漸次減退せるも、之に反し一般農業方面に對する貸出漸増せるを以て、全體としてはさしたる減退を示さざりき。

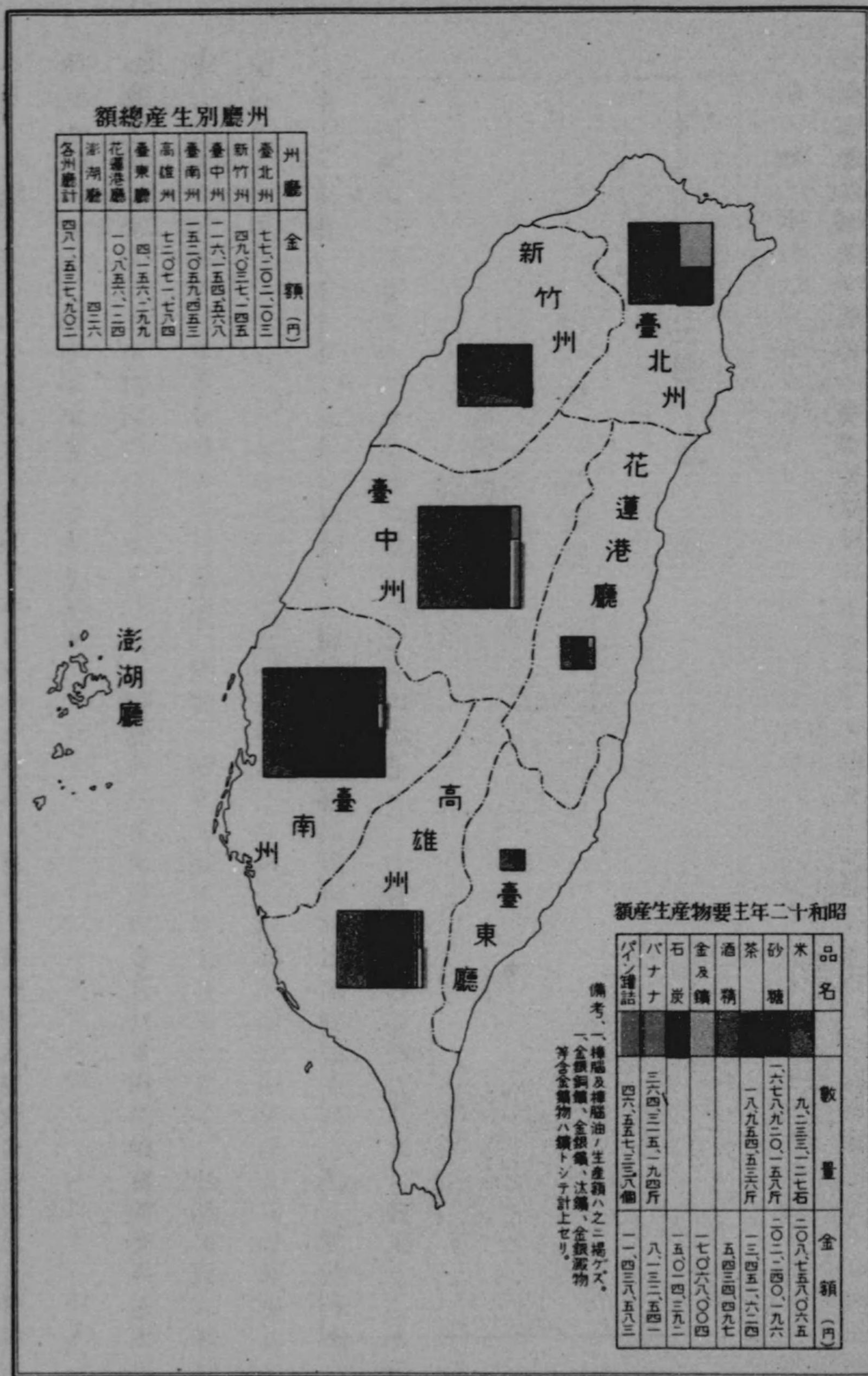
前述の如く本行は明治三十六年十二月、日本勸業銀行との間に勸業資金代理貸付に關する契約を締結し、長期拓殖資金の供給に努め來りしが、右契約締結の當時内地と臺灣とは土地に關する制度を異にし、日本勸業銀行法を直に適用すること能はざりしを以て、政府は該契約の成立に先だち、同銀行法中に同行が臺灣に於て貸付を爲す場合には、業主權を擔保に徵すること

を得る旨の規定を追加し、以て本島に於ける資金の貸付に適合せしめたり。又該法に依り貸付を爲す場合に於ては一番抵當たるを要するも、當時臺灣に於ては未だ不動産登記法施行せられず、從て胎權（抵當權）設定に當りても、之が一番なるや否やを確認する方法なかりし爲め、前記日本勸業銀行法の改正と同時に、總督府は律令を以て右胎權を設定せんとする場合土地に對する權利の催告並に失權に關する規定を公布し、其の他公共埤圳規則を改正し、法人たる組合を組織せしめて貸出を容易ならしむる等勸業資金貸付に關する諸種の障礙を除去せられたるを以て、本行は島内支店出張所を取扱店とし、明治三十七年二月より代理事務を開始せり。

當時本資金の性質、效用等一般に理解せられざりしが故に、本行は勸業資金貸出案内書を作成して廣く之を頒布したる外、地方廳に於て開催せらるる、街庄長會議に行員を臨席せしめ、或は別に行員を各地に派遣し、當該地方に於ける官民有力者の會合を求め、其の席上に於て勸業資金の效用、借入手續等を詳細説明し、極力利用方を勸説したる結果、漸次本資金の有利なるを理解するに至りしも、何分本島人は借入の際土地に對する催告の公示を忌む傾向ありし爲め、貸出を申出づる者尠く、同年中は遂に貸付の實行を見ず、翌三十八年一月始て南投廳の公共埤圳改修費に對する貸出を爲すに至れり。

然るに同年五月律令第三號を以て臺灣土地登記規則公布せられ、前記催告を要せざるに至れ

年二十和昭
圖布分産物要主灣臺



第五章 臺灣に於ける業績

ると、且此の頃より本島に於ける産業漸次発展の機運に向ひし爲め、長期資金の需要を喚起し、同年中には七口、七萬三千餘圓の貸出あり。爾來左表の示す如く漸次増加し、大正十二年末には貸出残高實に三千二百九十餘萬圓に達したるが、同年日本勸業銀行支店の設置せらるゝに及び、本行の代理貸付は漸減するに至れり。

勸業資金代理貸付年末残高 (單位千圓)

年次	貸付口數	貸出残高	年次	貸付口數	貸出残高
明治三十八年	七	七三	昭和二年	三,七一〇	一三三,一一一
同 四十三年	一五〇	二,〇八三	同 四年	一,九〇九	六,九二四
大正四年	一,七九三	九,二〇二	同 六年	六六二	二,八二六
同 八年	三,八六八	一〇,四八一	同 八年	一三六	一,五九九
同 十年	四,九五九	一七,七二八	同 十年	八五	八〇一
同 十二年	五,三九二	三三,九一八	同 十二年	四五	三一八
同 十四年	四,九九四	三〇,〇三六	同 十三年	三一	二〇一

斯の如く本行は開業以來今日に至る迄、自行資金並に勸業資金を以て不動産金融に資し、以て本島産業經濟の發展に裨補する所ありしが、昭和十一年更に本島の拓殖機關として臺灣拓殖株式會社の設立せらるゝに及び、同社自ら拓殖事業を經營するの外、斯の方面の金融にも力を

致すこととなりたるを以て、既記日本勸業銀行支店と共に三者相提携して、今後益不動産金融の疏通竝に産業の發達に貢獻する所あらんとす。

第三節 産業

第一項 製糖業

一 臺灣糖業の發達

臺灣糖業の濫觴に就ては史實の徵すべきものなきも、往昔漢民族の移住と共に傳來せしもの如く、西曆一千六百二十四年和蘭人占據の際、砂糖は既に本島重要生産品として島内産業の首位を占め居たりと云ふ。其の後我領有當時に至る迄原料の栽培、製造の方法共甚だ幼稚にして、改良の跡觀るべきものなかりし爲め、産糖の増加も特に著しきものなく、始政當時に於ける年産額は僅に八十萬擔内外に止まり、此の時既に三百萬擔に達したる内地需要の大部分は、之を海外の輸入に俟つの外なき状態なりき。

然るに總督府に於ては本島の氣候、風土が頗る蔗作に適し、其の指導獎勵方法宜しきを得ば、

我國の全需要を充たすべき程度に之を發達せしむること敢て難きに非ざるべきを認め、明治二十九年頃より毎年優良品種を海外より輸入し、之を移植して品種の改良を企圖せられたり。

尋で明治三十一年兒玉總督、後藤民政長官の來任せらるゝや、特に糖業の興隆に意を注ぎ、當時我國が日清戦後の經營の爲め、貿易上年々巨額の入超に苦しみ居る一方、砂糖の輸入額毎年二、三千萬圓の多きに達せる事實に鑑み、國際貸借改善の見地よりも臺灣糖業を急速に發達せしむるの必要を痛感せられ、同時に糖業の振興を圖り産糖の増大を期するには、從來行はれたる製造方法に一大革新を加へ、新式機械設備を施したる製糖工場を建設するに若かずとし、井上馨伯等と相圖り財界有力者に對し製糖會社の設立を勸奨せられたり。其の結果三井家代表益田孝氏を中心とし、明治三十三年十二月資本金百萬圓を以て臺灣製糖株式會社の設立を見たるが、是實に本邦に於ける新式甘蔗分蜜製糖會社の嚆矢なりとす。

又兒玉總督は當時滯米中の新渡戸稻造博士に、歐米諸國に於ける糖業施設の調査を委嘱せられ、明治三十四年一月同博士の歸朝あるや總督府殖産局長に任命し、本島の糖業政策及獎勵方法等に關し調査立案せしめ、總督府は其の獻策に基き、三十五年六月律令を以て糖業獎勵規則及同施行細則を發布せられ、茲に臺灣糖業の基礎確立を見るに至れり。

該獎勵規則の要旨とする所は

- (一) 總督府に於て適當と認むる蔗作者及製糖業者に對しては、蔗苗、肥料、開墾、灌溉、排水、機械器具等の諸費用に獎勵金を下附し、或は現品の下附又は貸付を爲すこと
- (二) 總督府に於て定むる數量以上の原料を以て製糖に従事する者には、補助金を下附すること
- (三) 蔗作の爲め官有地を開墾する者には無償にて貸付け、且全部開墾せる者には無償下附すること

(四) 蔗作の爲め官有地に灌溉排水工事を施行せんとする者には、之を無償貸付くること
等にして、大規模の蔗作者並に製糖業者に積極的の支援を與ふるを本旨とし、企業家にとり極めて有利の規定なりしかば、之に依り上述臺灣製糖株式會社以外明治、東洋、鹽水港等十數の諸製糖會社相踵で設立せらるゝに至れり。

爾來總督府に於ては蔗苗試驗場を設けて益品種の改善、優良種の繁殖に努め、更に糖業試驗所を設置して優良種の育成配付、甘蔗栽培上の諸研究を行はしめ、或は蔗作に對する施肥並に灌溉排水施設等に多額の獎勵金又は補助金を下附し、或は關稅上の保護を加へ、或は製糖工場取締規則を發布して、製糖工場の新設、設計變更等を許可制として濫立を抑制する一方、原料採取區域制を設けて原料爭奪を防止する等糖業の育成發達の爲め諸般の施設をなすと共に、種々援助を與へられたるが、一方製糖業者自らも耕作者に對し蔗作前貸又は獎勵金の交付を爲し、

或は耕地の改良、造成並に山野の開拓に多大の犠牲を拂ひ、或は製糖技術の改良に幾多の苦心研究を行ふ等只管斯業の向上發展に努力する所あり。而して本行は此の間に處して斯業の搖籃時代より糖業に對する主たる金融機關として、各種資金上の積極的支援を與へたり。

今や臺灣糖業が本島産業の大宗として、將又我國に於ける一大製造工業として、新式製糖會社九社、五十二工場に及び、二億九千二百餘萬圓の資本金と一億圓以上の積立金を擁し、最近二千二百萬擔以上の年産を擧げ、國內砂糖の自給自足より更に進んで海外市場に於ても歐米先進國と覇を爭ふ域に達したるは、以上述ぶる如く總督府の指導獎勵、當事者の苦心經營、本行の金融的援助其他が一體となり、終に此の成果を收めたるものなりと信ず。

二 糖業に對する本行の援助

本行の開業前後まで臺灣に於ける糖業金融は、洋行（外國糖商）、糖間（精糖業者）、糖行（糖商）及糖廊（粗糖製造業者）の間に行はれ、洋行及糖間より糖行へ、糖行より糖廊又は蔗農へ順次資金を融通せられたるを以て、洋行及糖間は最高の金融業者たると共に製品の買收者たりしなり。然るに新式製糖會社出現後、糖業金融は銀行の手に移りし爲め、低利にして豊富なる資金の供給を受け、短期間に著しく斯業の發達を促進せられたり。



舊式糖廠の外観

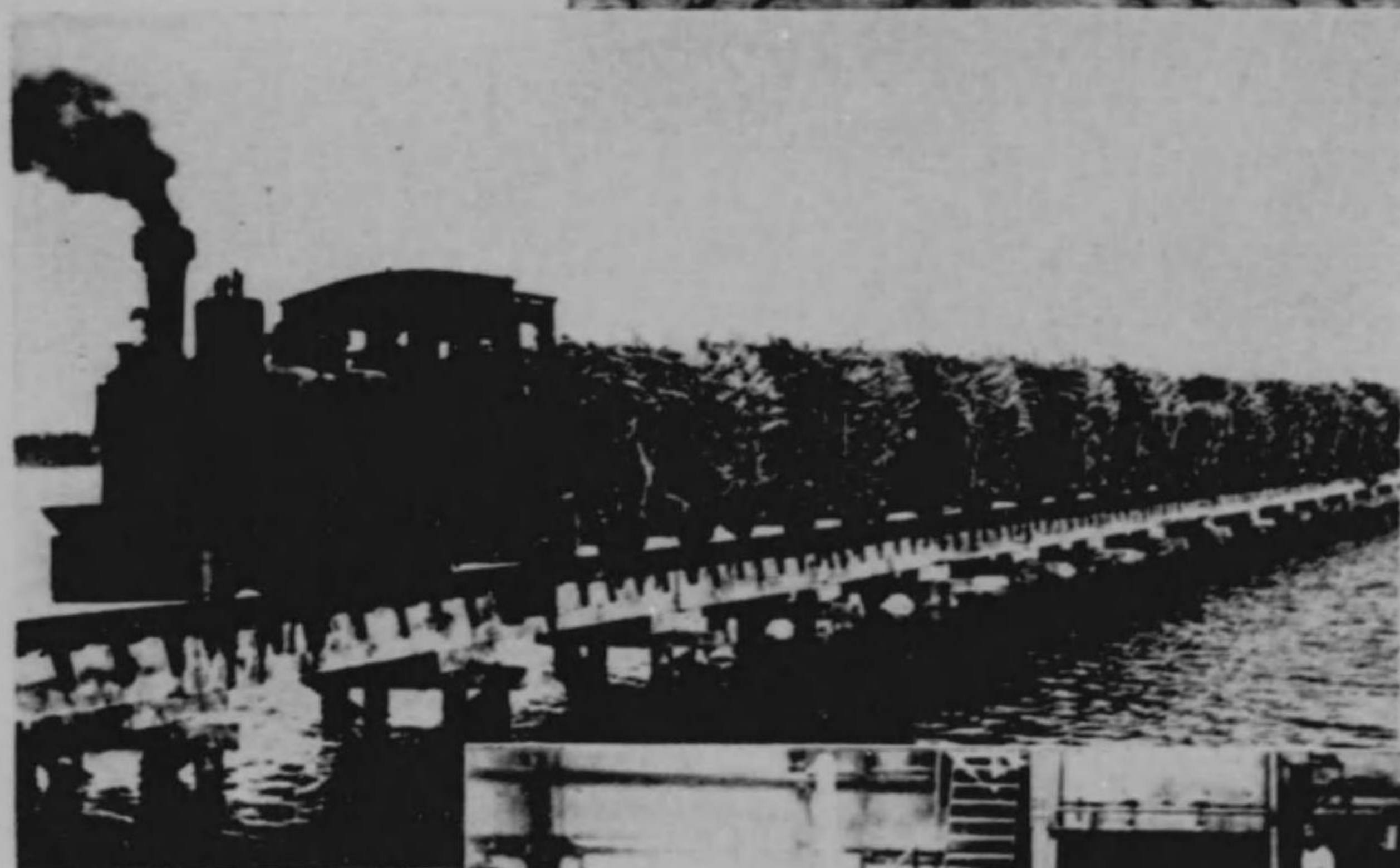


甘蔗の壓搾

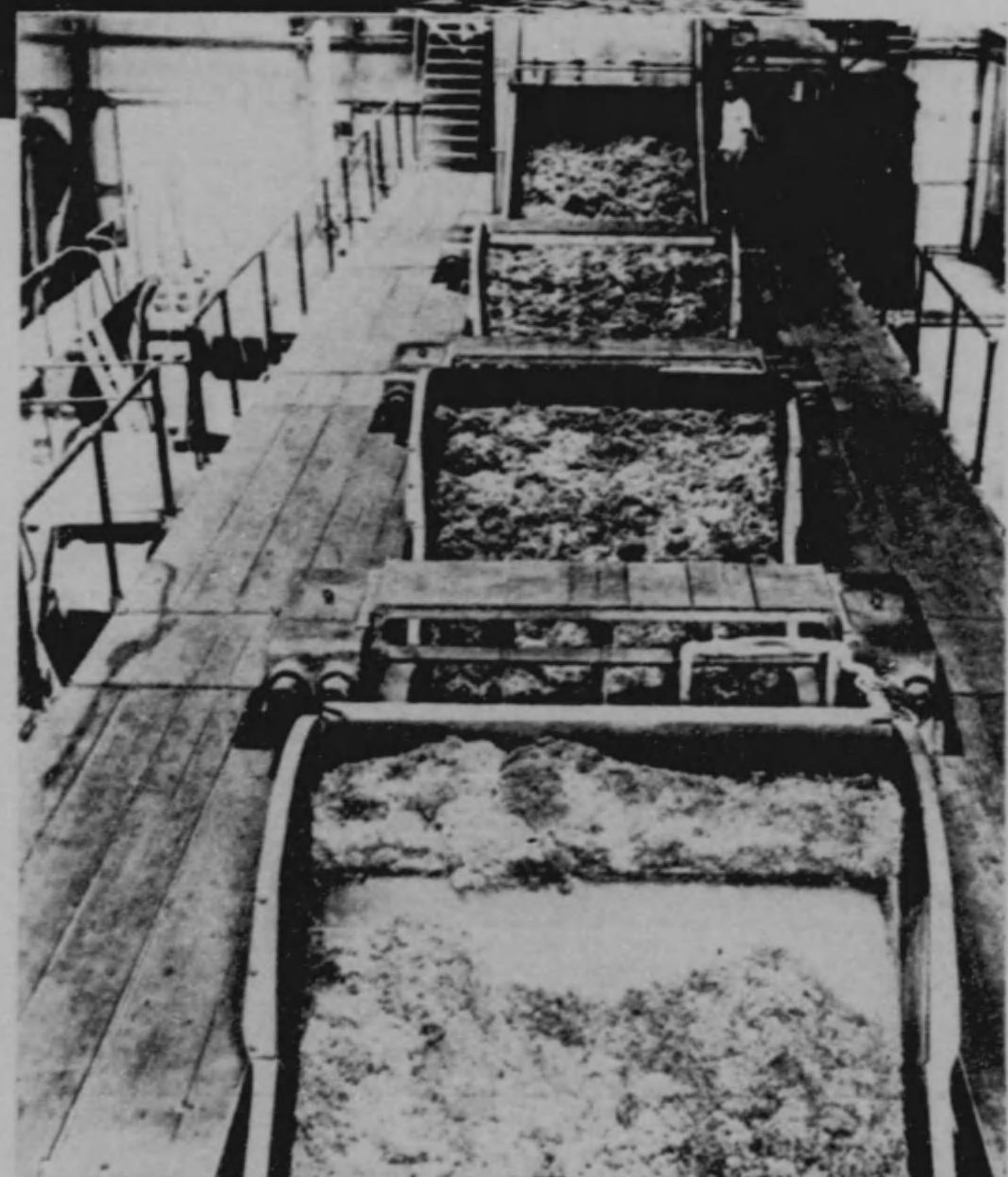


蔗汁の煮詰

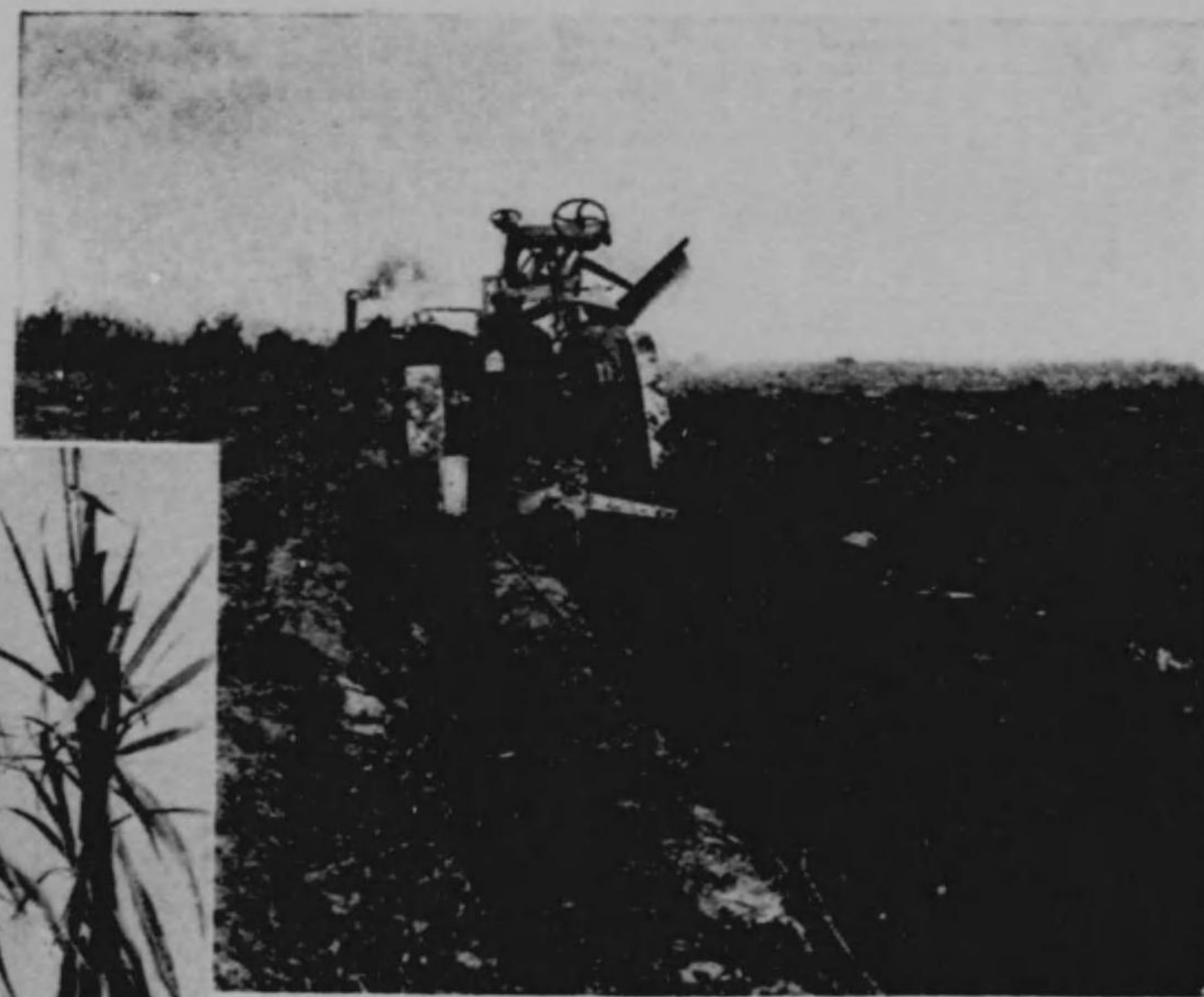
新式製糖工場



搬運の蔗甘



甘蔗の壓搾



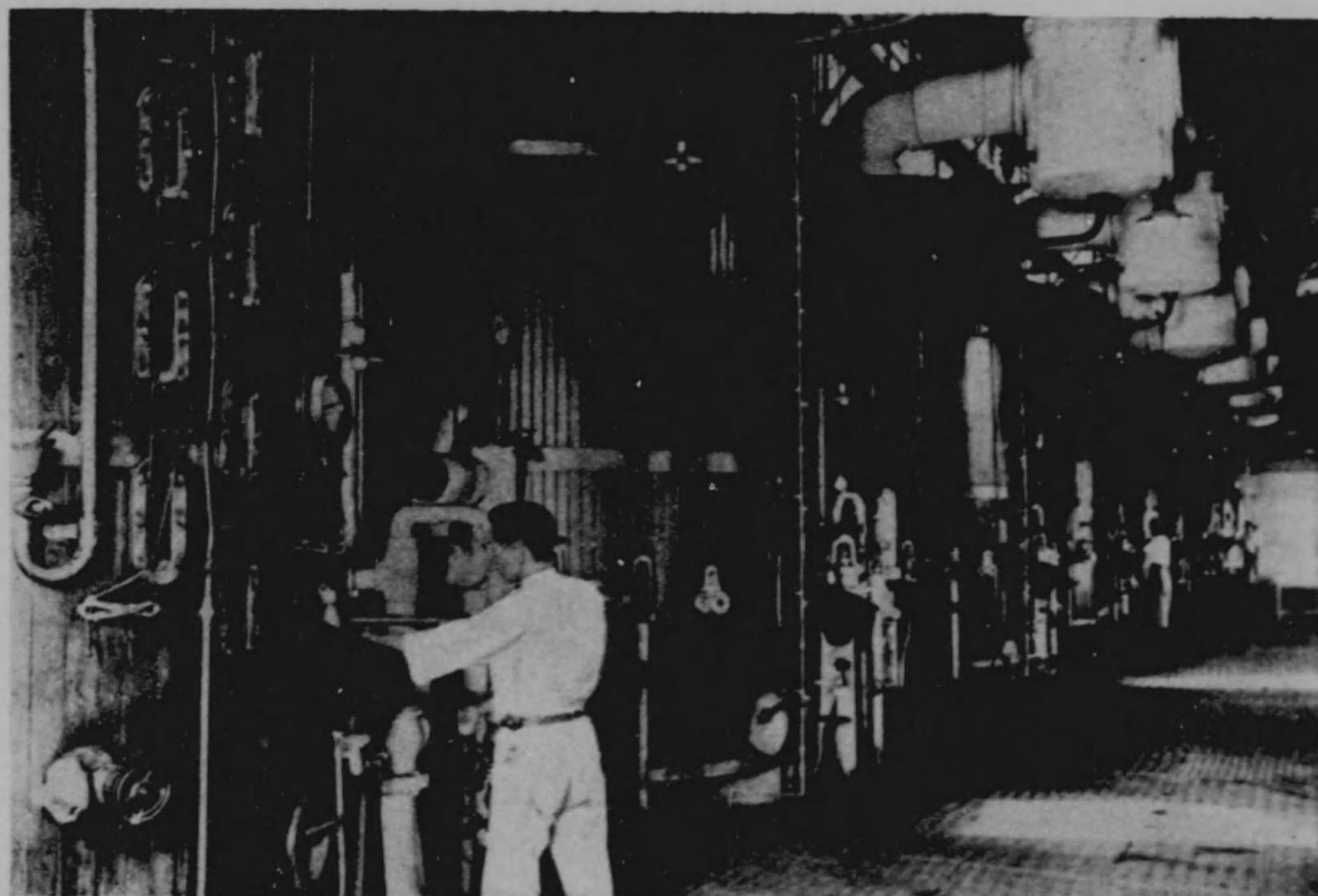
地整る依にウラブスウユヒ



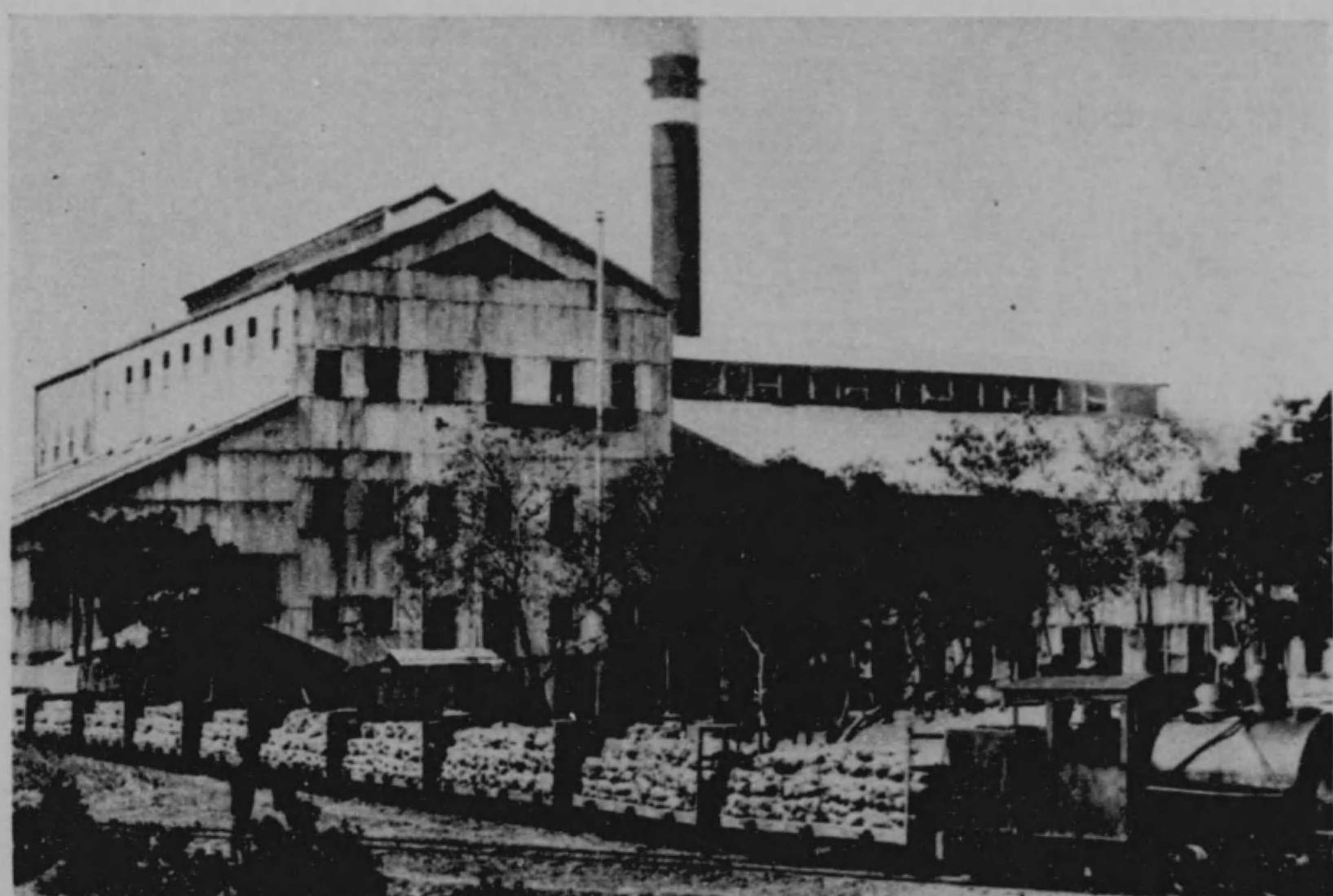
甘蔗品種の變遷



穫收の蔗甘



鐵品結糖砂



送槓の糖砂

抑製糖事業なるものは、其の工場設備即ち機械器具、建物、土地等の外、倉庫の建設並に鐵道の敷設等に數百萬圓乃至數千萬圓に達する固定資金を要するものなるが、其の創業時代に在りては基礎未だ定まらざるのみならず、植民地に於ける最初且無經驗の企業なるを以て、内地資本家も安んじて之に投資し得ざる事情ありし爲め、自己資金のみを以て之を賄ふこと能はず。勢ひ銀行に對して其の融通を求めしは、寔に已むを得ざること、謂ふべく、創業當時各製糖會社は殆ど例外なく斯の種資金を本行に求め、本行亦臺灣糖業の育成發達を期する上より進んで其の需要に應じたり。

又斯業の發展に伴ひ、工場、土地、鐵道等の固定資産は年々著しく膨脹せしも、當時臺灣の法制下に於ては是等固定資産を資金化すべき途なき爲め、其の金融上多大の不便を感じたるが、明治四十三年五月臺灣製糖及纖維工場胎權規則制定公布せられ、更に大正十二年工場抵當法の施行を見るに及び、是等固定資産を以て借入金又は社債の擔保に供し、或は砂糖消費稅延納擔保に利用の途開かれ、糖業金融上一新时期を劃することゝなれり。

従て本行の是等融資も一時頗る多額に上り、糖業不振時代に於て製糖會社は其の利拂にすら苦み、本行亦資金の固定に悩みたることありしも、近年各製糖會社共業績向上したる結果、此の種貸出は大部分完済を見るに至れり。

次に製糖業は原料の栽培より其の製造及販賣に至る迄、一貫せる特殊産業なるを以て、其の運轉資金も自作蔗園費、原料耕作前貸、肥料貸付等の農業的資金より、原料買收費、工場諸費用、製糖材料費等の工業的資金並に運賃、保険料、倉敷料等の商業的資金に及び、原料早植の普及せられたる今日に於ては、植付より販賣に至る迄二箇年の長日月を要する爲め、運轉資金の需要亦巨額に達し、糖界不振時代に於ては各製糖會社共之が調達に多大の苦心を拂ひ來れり。以下臺灣糖業金融に對する本行努力の一斑を略述すべし。

製糖資金貸出に對する特殊取扱 從來運轉資金の貸出は、其の産糖豫想高に基き製品代り金を引當とし、原則として無擔保融通を行ひしも、時として暴風被害に因る産糖高の減少又は糖價崩落等のことありて、貸出金の一部回收難に陥りたること一再に止まらざりき。而も本行は臺灣糖業の發達が我國國家經濟上より見るも頗る喫緊事たるに鑑み、其の融資に應じ來りしものなるが、更に特記すべきは貸出中の運轉資金にして不幸固定したる場合、之が一應整理回收を見る迄新規融通に應ぜざるは、普通金融業者として執るべき當然の措置なるも、糖業の基礎未だ定まらざりし當時に於て斯る取扱を爲さんか、資金行詰りの爲め忽にして蹉跌破綻を來すの外なく、斯の如きは古くより糖業に對する金融機關として、斯業を助成し來れる本行の忍びざる所なるを以て、此の場合固定したる貸出は一應別途整理の上其の回收を猶豫し、更に新規運

轉資金を供給して事業遂行に支障なからしめ、以て糖業不況時代の難關を突破せしめたり。

砂糖消費稅納入資金の貸出 本島に於て砂糖消費稅法の施行せられたるは明治三十四年にし、同法に依れば工場又は保税倉庫より搬出の際納稅するを原則とするも、豫め擔保を提供するときは六箇月間之を猶豫せらるゝ特典あり。而して當初延納擔保とすべきものは、現金又は有價證券の二種類に限られしが、製糖會社手許の餘裕乏しかりし當時に在りては、折角の特典も之を利用するもの尠く、年々産糖高の増加に伴ひ各社共之が調達に頗る苦心せり。依て本行は是等納稅資金として特別貸出を行ひ當面の急を救ふと共に、一方屢當局と折衝を重ねたる後、遂に明治四十一年に至り、本行發行定期預金證書を以て延納擔保に供し得ることを認許せられ、爾後三十四銀行支店其他島内地方銀行の定期預金證書も亦同様延納擔保として認めらるゝに至り、當業者は茲に納稅資金の融通上著しき便宜を得ることゝなれり。而して右の認許は獨り砂糖消費稅のみならず、各種延納擔保にも盛んに利用せられ、明治四十三、四年頃には本行に於ける該定期預金額一千萬圓を越ゆるに至れり。然るに大正三年以降内地消費糖に對する税金は之を内地に於て徵收し、一般歳入に編入せらるゝことゝなりたるを以て、著しく該定期預金の減少を來し、更に大正十年以降政府の都合上斯る取扱の廢止を見るに至りしが、此の間本行の糖業金融に寄與したる所甚だ大いなるものありき。

内地資金の誘致と外資利用の援助 明治末葉より大正初年にかけて臺灣糖業の發達目覺しく、資金の需要亦巨額に達し、一方南支、南洋方面に於ても、邦人の護謨園經營其の他に多額の資金を必要とせしが、植民地の狀況、事業の性質等に關する一般智識の普及せられざりし當時に於ては、内地資本家より直接是等の事業に十分なる投資を期待すること能はざりしを以て、本行は茲に銀行引受手形なるものを創始し、各事業會社振出手形を本行に於て引受け、之を内地市場に賣出し、以て内地資金を誘致利用する方法を講じたるが、該引受手形制度に依り内地資本の臺灣糖業に投資せられし額は年々巨額に上り、糖業金融上大いなる役割を果すことを得たり。

此の外本行は製糖業者の外資借入に對しても、機會ある毎に援助を吝まざりしが、其の一、二例を擧ぐれば、明治四十二年臺南製糖株式會社が布哇ホノル、鐵工所に製糖機械を注文したる際、其の代金二十八萬弗の支拂に對し、本行の保證を以て分割拂の便宜を得しめたるが如き、又大正二年本行保證の下に鹽水港製糖會社をして、英國サミュエル商會其の他より數百萬圓の外資借入を可能ならしめたるが如き是なり。

砂糖貿易に對する援助 砂糖は米と共に本島移輸出貿易品の双璧を爲し、大正八、九年以來年々移輸出額一億圓を越ゆる盛況を呈し居れるが、本行は其の内地向移出荷爲替に對しては、

極力低利率を以て割引に應ずると共に、其の支拂又は荷物前渡等に對しても及ぶ限り便宜なる取扱を爲し、荷爲替取引の圓滑を期し居れる結果、本行に於て取組まる、砂糖荷爲替は年々數千萬圓の巨額を算し居れり。

又砂糖の海外輸出に對しては、輸出資金の前貸其の他爲替取組上諸種の便宜を供與し、輸出の増進に努めたるが、明治四十四年臺灣糖の増産に依り百萬擔以上の過剩糖を生じたる際の如き、本行は政府より低利資金の貸下を懇請して輸出資金の供給に便すると共に、一方支那に於ける砂糖取引の中心地たる上海に支店の開設を急ぎて當時の過剩糖處分問題を解決し、以て臺灣糖海外進出の素地を造りたり。

糖業苦難時代の救濟 本島糖業は比較的短期間に國內需要を充足して尙餘裕を生ずる迄に急速の發展を遂げ、今や其の基礎著しく鞏固を加へたりと雖も、過去に於ては或は天災に因り、或は財界の變動に因り屢甚大なる打撃を蒙り、業礎の危殆に陥りたること一再に止まらざりき。就中明治四十四年及大正元年全島を襲ひたる暴風の被害最も甚しく、明治四十四年期産糖は二百九十二萬擔、大正元年期は百十九萬擔にして、之を明治四十三年期の四百五十萬擔に比すれば何れも多大の減産を示したり。而して本島暴風季が大體七月乃至九月なる關係上、其の被害は翌年期の原料にまで及び、二箇年間不作となるを免れず。又暴風に因る製糖會社の被害は、

産糖減少より生ずる直接の損失の外、蔗作前貸金中にも回収困難のものを生じ、爲に爾後の蔗作奨励にも支障を生ずる等其の損失洵に著しきものあり。従て明治四十四年及大正元年と引續きたる暴風の爲め、製糖會社の蒙りたる被害は實に深刻を極め、延いて斯業の前途に對し暗影を投じたる程にして、各會社共疲弊困憊の極に達し、金繰上にも甚しき困難を伴ひたるが、當時本行は運轉資金の回収を一部猶豫せるのみならず、次期運轉資金其の他應急資金の融通を行ひ、極力斯業の復活振興に盡す所ありき。

又大正九年三月突發せる財界の動搖は、株式其の他諸物價の崩落を惹起し、同年下半季には糖價も高値時代の半値に近き二十五圓臺に慘落し、爾後更に不勢を續けたる結果、大戦中黄金時代を謳歌せる臺灣糖業も急轉直下苦難時代に直面し、一流會社すら其の資金に窮したる程にて、爾餘の小會社の窮乏寔に名狀すべからざるものありたり。従て本行の糖業に對する貸出も多額の固定を生じ、其の整理を必要とするに至り、且製糖會社中には其の資金を本行以外の内地銀行又は保險會社、信託會社等に需むるものを生ぜし爲め、本行は自衛上從來無擔保を原則とせる運轉資金貸出に對して、爾後夫々會社の情況に應じ相當擔保徵求のことに方針を變更し、一面窮境に陥れる會社に對しては、相當多額の救済資金を放出して其の破綻を未然に防止するに努めたり。

爾來數回に互り糖業不況時代を現出し、製糖會社中合同整理の行はれたるもの二、三に止まらず、之に依り製糖會社の基礎確立し、一時將來の飛躍を豫想せられたるも、之と相前後して昭和二年の金融恐慌に原因し、糖業に關係深き巨商の破綻せるあり、更に糖價は昭和三年以降漸落歩調を辿り、遂に同五年の暴落となり、爲に當業者中殆ど危殆に瀕せるものありたるも、幸に關係債權者の協調善處に依り辛うじて破綻を免るゝことを得たり。此の間に於ける本行の拂ひたる努力と犠牲も亦尠からざるものありき。

糖業放資額の消長 以上を以て糖業金融に對する本行努力の一斑を略述せるが、更に今日迄の糖業放資額の消長を観るに、明治三十六年中の放資額は僅々二百六十六萬餘圓に過ぎざりしが、爾來糖業の順調なる發展に伴ひ年々貸出額を累増し、明治四十一年には一千七百五十餘萬圓に上り、大正二年には六千六百七十餘萬圓に達したり。

大正四、五年以降大戦好況時に入るや糖價の暴騰は斯業の一大躍進を促がし、工場の新設、擴張相亞で行はれ、従て大正七年には放資額も一億二千六百餘萬圓に増加せしが、更に大正九年には二億九千二百餘萬圓に達し、翌十年には三億一千八百餘萬圓に膨脹し、其の最高記録を示現せり。大正九年以後糖價下落の影響を蒙り、製糖會社の業績漸次不振に陥り、本行放資額も大正十二年には一億四千四百餘萬圓に低減し、爾來昭和元年まで一億五千萬圓内外を上下せ

り。

然るに昭和初年の頃より各製糖會社は、當時の不況切抜策として産糖高の増加に因る生産費の低下を企圖し、専ら生産増加に努力せる結果、昭和三年以降産糖高の激増を來したるも、當時財界の不況は砂糖の消費を萎縮せしめたる爲め多量の過剩糖を生じ、却て糖業の受難時代を現出し、本行の糖業貸出も一部固定を見るの已むなきに至れり。從て砂糖放資額も昭和二年以降逐年増加を告げ、昭和四年には三億五百餘萬圓に上り、其の後昭和六年の金輸出再禁止に因る輸出貿易の好轉は、内地財界の活況を促がし、砂糖の需要亦増加したるが、一方昭和七、八年以降産糖協定に因る産糖高の減少と、輸入糖に對する附加税の新設とに因り糖價は頓に好調を呈し、各製糖會社共業績向上し、其の資力充實したる結果固定的貸出の回收多額に上れる爲め、本行の砂糖放資額は著しく減退し、最近二、三年間は一億七、八千萬圓内外となれり。

明治三十六年以降に於ける本行の砂糖放資額を貸出種類別に掲記すれば左の如し。

糖業放資種類別表 (單位千圓)

年次	當所割引	他所割引	荷付爲替	當貸座付及貸	買付爲替及	合計
明治三十六年	一、五九九	七五三	一一一	二〇四	—	三、六六六
同四十二年	七、四八一	三、三六八	五、〇三三	一、六三三	—	一七、五〇五

大正二年	五、五七六	三、四四三	七、三九五	二、四九九	—	六六、七四〇
同七年	七四、八六九	二〇、九七六	一九、一九四	九、九〇三	一、六三九	一二六、五七〇
同九年	一九、八七三	三三、六七七	四四、四一六	三三、三〇五	二、二八六	二九三、三九〇
同十年	二六三、四八〇	一九、〇三六	三三、〇七九	四、七九九	一、五三〇	三二八、九四〇
同十二年	九五、三五四	九、六三八	三四、五三三	四、五七〇	三三三	一四〇、三九七
同十四年	一〇七、五七五	五、四三三	三五、二三四	三、三三三	二〇七	一五二、七八九
昭和二年	一七三、九三五	四、九九四	四一、一三八	四、一〇三	一〇	三三三、一四一
同四年	三〇七、六七四	一〇、三〇九	三六、六九八	一一、三三九	三	三〇五、九二四
同六年	一八、七三五	三、四五〇	三六、三〇五	三、〇三九	—	三九、五二八
同八年	一五、七五七	二六、七〇九	三三、五三七	一、八四三	—	三三、八四六
同十年	一三、三七八	七、三四五	三三、八八一	二、二二一	一、五三三	一七、二二九
同十一年	一三七、〇四四	九、五六九	三三、四三〇	一、八三八	一、二一七	一八一、九九九
同十二年	一三八、三五〇	七、六〇四	三六、二四四	一、八三八	五五七	一八四、三九三

第二項 各種製造工業

本島の産業は農業を中心として發達し來り、從て工業も從來製糖、製茶の如き農産加工を主なるものとし、而も是等加工工業を除く一般工業は概ね島内供給を目的とし、且小規模にして多くは家内工業の域を脱すること能はざりしが、其の後歐洲大戰中の好況に刺戟せられ、化學、

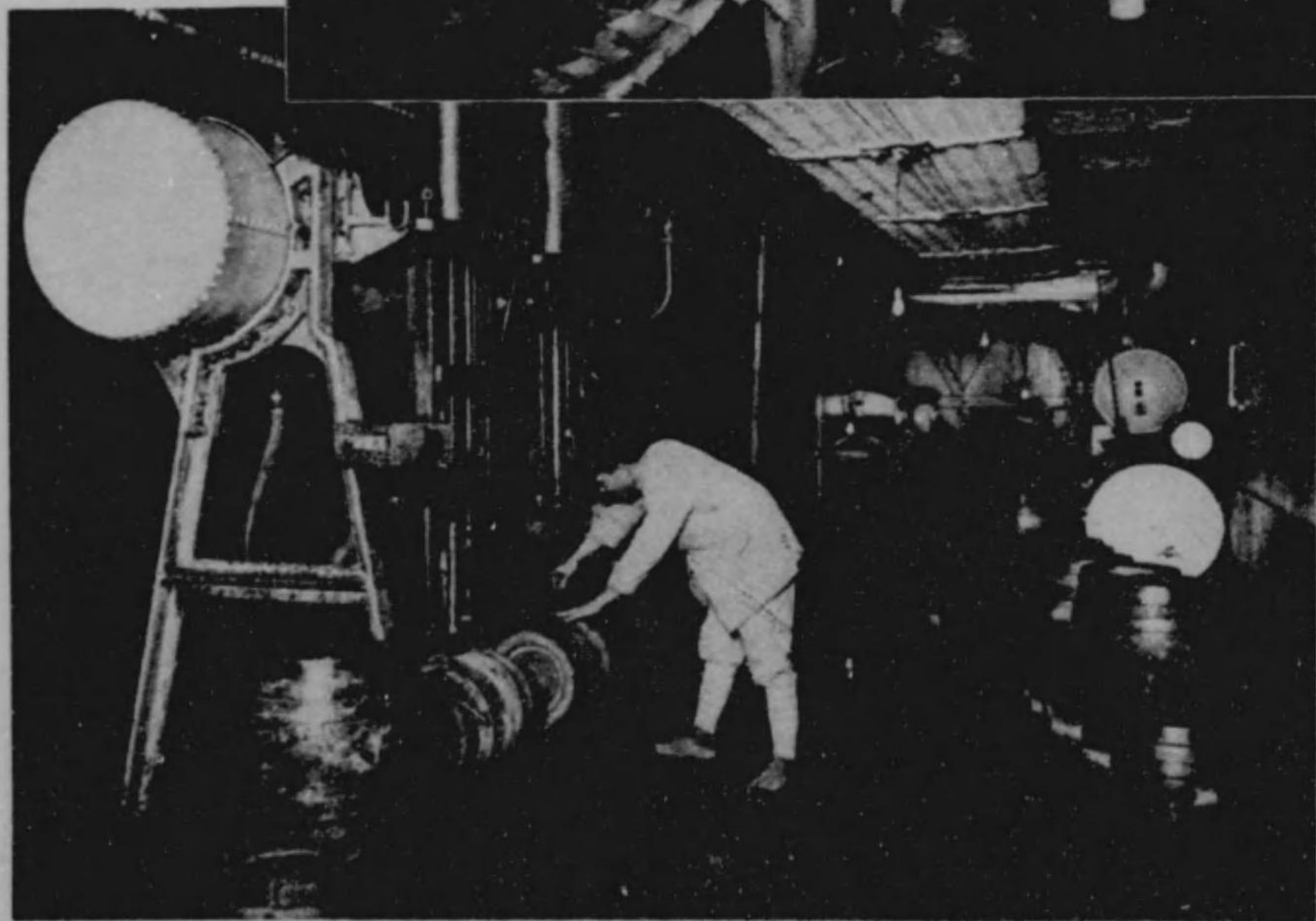
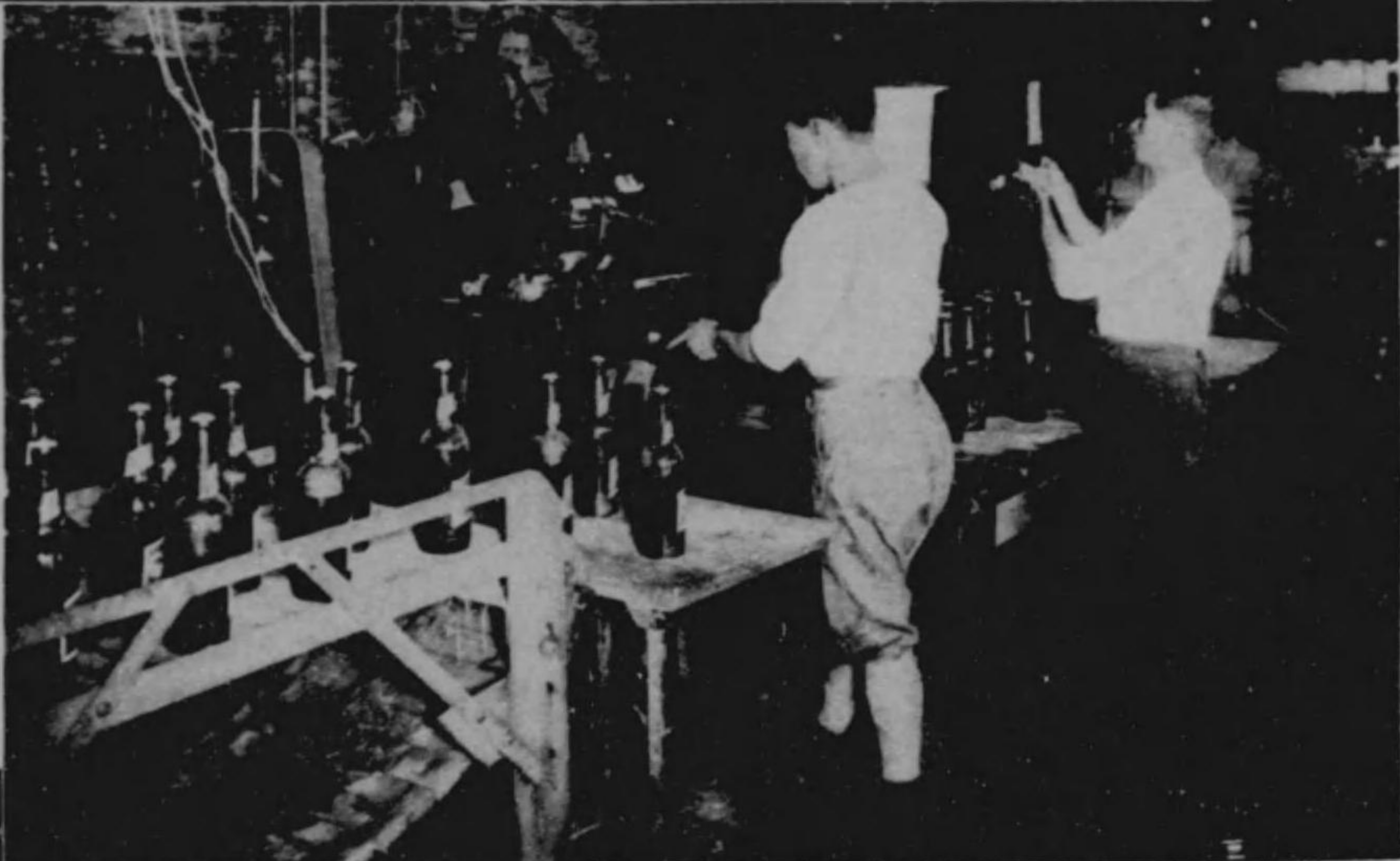
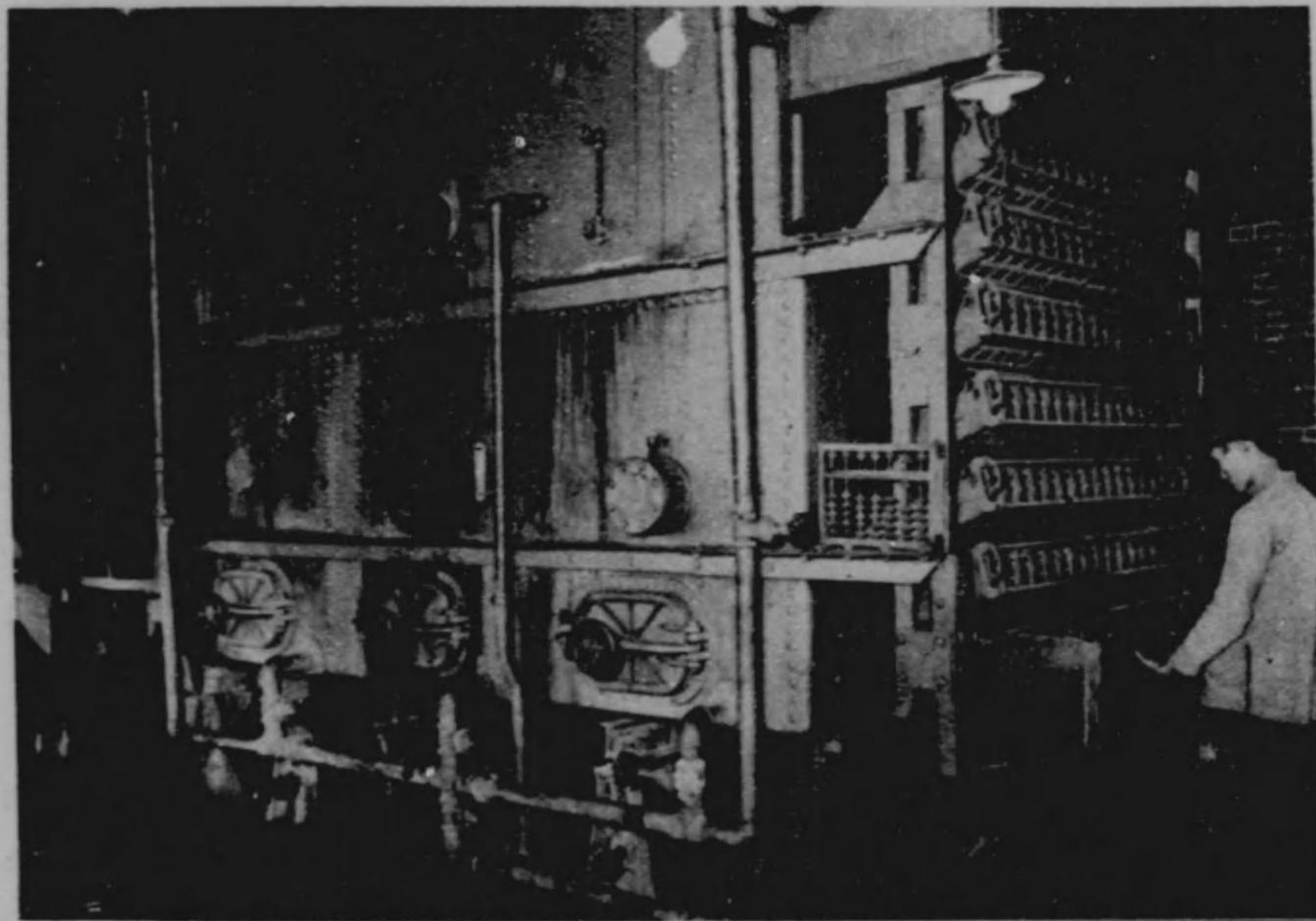
紡織、機械器具等の新工業相亞で興りたるも、戦後の財界反動竝に世界的不況に累せられて、是等諸工業は一進一退を繰返すに過ぎざりき。

然るに昭和七、八年頃より内外財界の好轉と、日月潭水力發電工事の竣功を機として、本島工業界は再び躍進の氣運に向ひ、殊に戦近國際情勢の變化に伴ひ、國防資源の充實、國際收支の改善等國策の線に沿うて種々の新工業勃興し來りたる結果、其の生産額著しく増加し、昭和十一年には總額三億一千二百萬圓に上り、之を大正初年の四千七百萬圓に比較するに、實に約六倍半の飛躍的増進を見たり。

今上記昭和十一年の工産額に就て、業態別割合を観るに、食料品工業は總額の七割強を占め、次は化學工業の一割弱、他は金屬工業、製材及木製品工業、窯業、紡織工業等之に亞ぐ状態なり。

右諸工業の中製糖業、製鐵業等に關しては、本節第一項及第四項に夫々詳述し、又製茶及樟腦に就ては第六項重要物産放資中に記述せるを以て、茲には是等を除きたる各種製造工業中、主として本行と最も密接なる貸出關係を有するものゝみに就き概述することゝすべし。

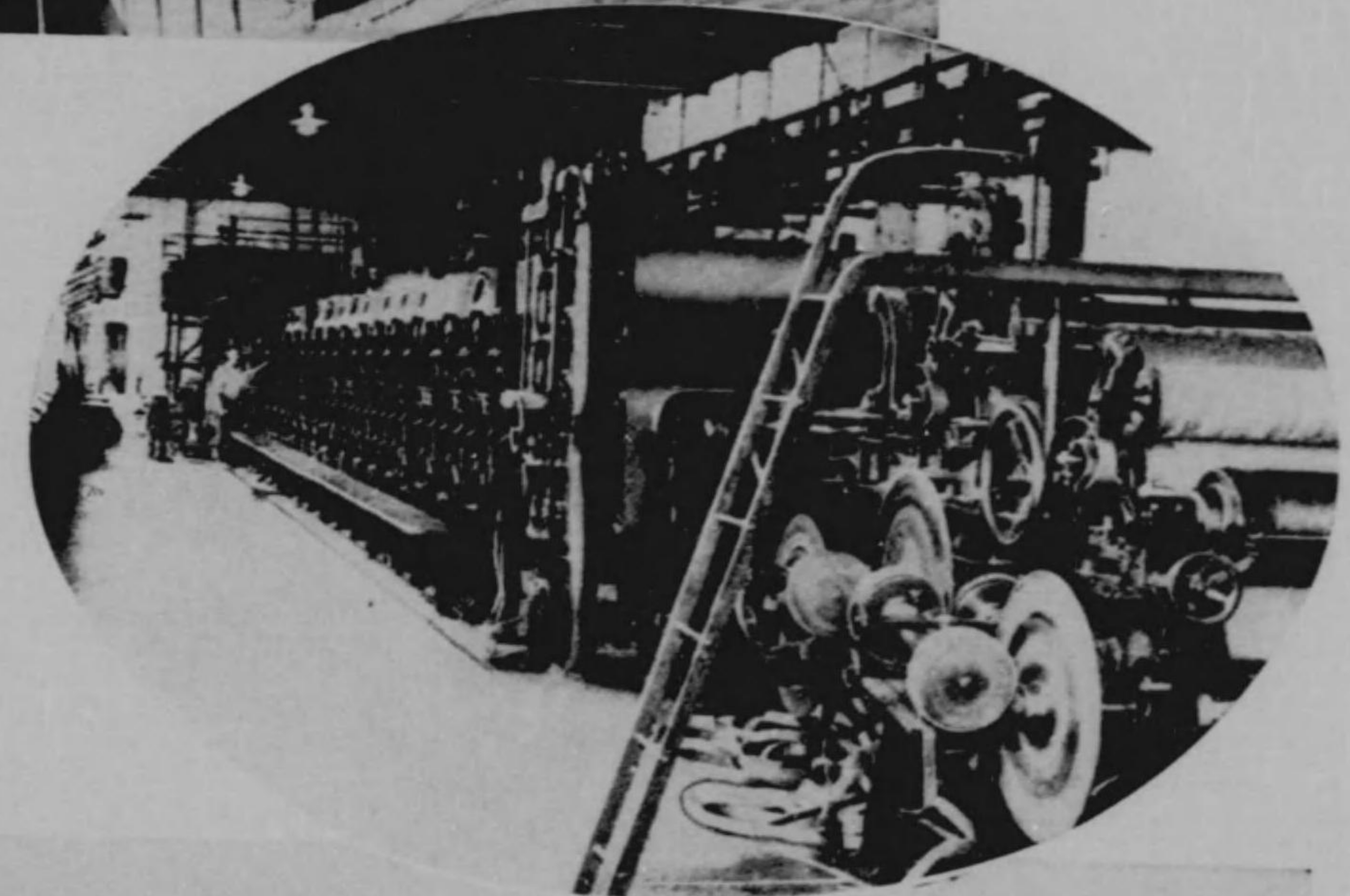
麥酒醸造業 本島に於ける麥酒醸造は、大正八年一月資本金二百萬圓（半額拂込）を以て設立せられたる高砂麥酒株式會社に依り、翌九年二月より開始せられ、其の製造方法は純獨逸式



麥酒工場



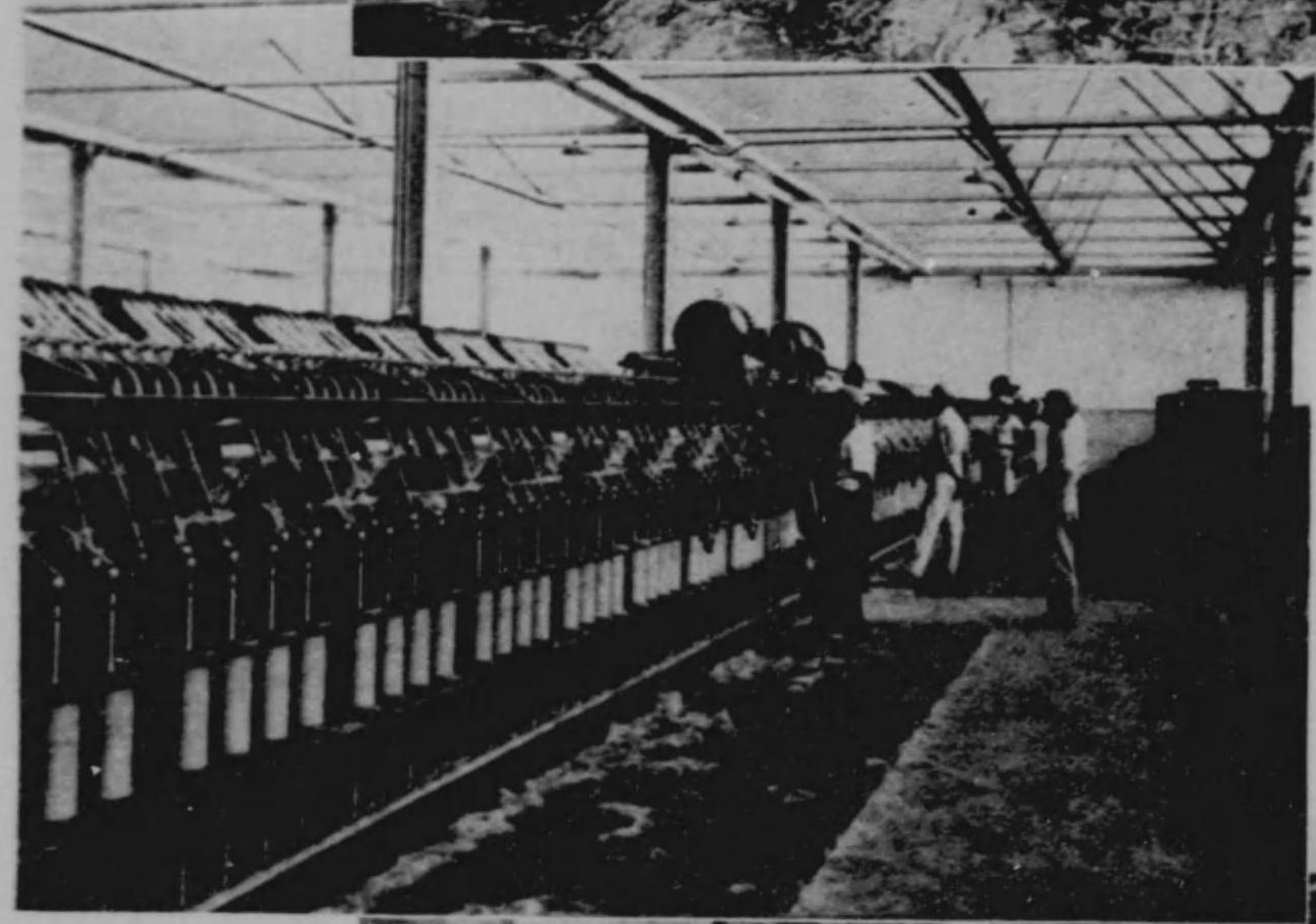
山積せる製紙原料薬



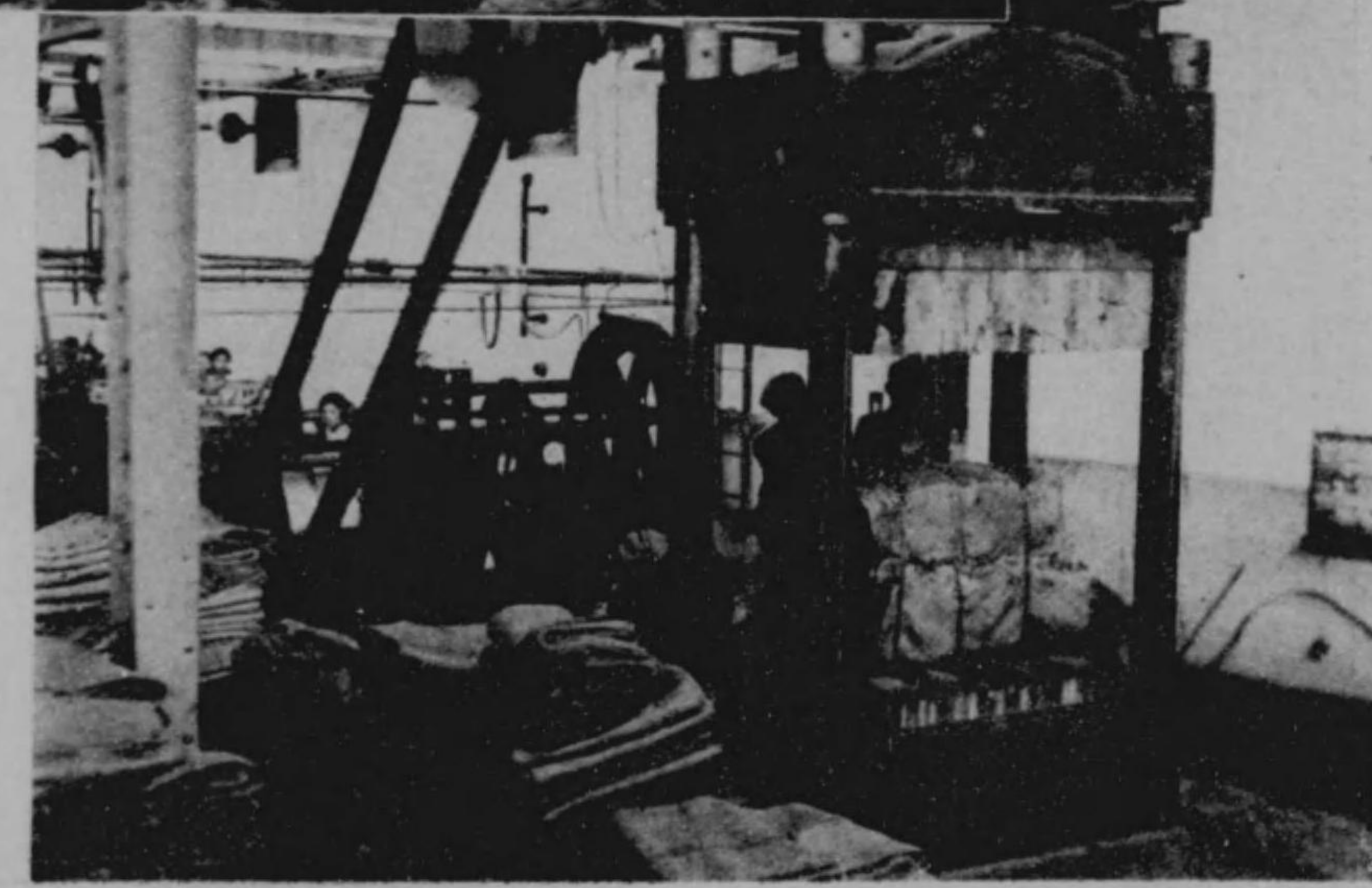
製紙工場



黄麻の剥皮



場工麻製



苧
麻



蓮
草



林
投
帽
の
手
編



に依りたるが、製品の風味一般の嗜好に投ぜざりしと、内地麥酒の地盤堅くして割込容易ならず、加ふるに創業後間もなく財界不況に直面したる爲め、多額の固定債務を生じ、逐年業績不振に陥りたるを以て、昭和三年四月資本金を半額に減じ、本行始め各債権者より舊債の利息免除を受け、一方内部に於ては製品の改善、生産費の低下を圖る等極力經營の刷新に努めたるも、島内に於ける麥酒販賣競争は、麥酒專賣問題の擡頭と共に一層熾烈を加へ、之が爲め同社は容易に苦境を脱する能はざりき。

然るに内地麥酒の移入商も遂に競争の弊に堪へず、昭和五年六月各麥酒業者の協定成立して、麥酒販賣株式會社の設立を見るに及び、同社も亦之に加盟し、其の製品は年額約五萬箱づゝ該共販會社に於て一手販賣せらるゝことゝなりたる結果、業礎漸く安定の域に進み、每期相當の利益を計上し得ることゝなりたるも、如何せん同社は依然巨額の舊債を擁し、且銷却を要すべき多額の資産勘定を有し居たる爲め、其の儘永く推移を許さざる事情ありしを以て、昭和八年一月従來の資本金百萬圓、拂込金五十萬圓を全額拂込の十五萬圓に減縮し、新たに百三十五萬圓増資の上資本金を百五十萬圓とせり。其の際本行始め各債権者の同社に對して有せる債権は其の一部を免除せる外、上記増資株の一部に振替られたり。

上述根本的整理斷行の結果、同社は業績著しく好轉し、更に昭和八年七月より麥酒專賣法施

行せられ、其の製品は專賣局へ納入することとなりたる爲め業礎愈確立し、爾來相當好成績を擧げ、昭和九年度以降年八分の配當を繼續し居れり。

尙本島に於ける麥酒釀造高を見るに、昭和元年には一萬九百石なりしも其の後漸次増加し、同十三年には三萬五百石に上れり。

肥料工業 本島農業の發達したる原因は種々ありと雖も、就中施肥の普及に負ふ所尠しとせず。而して總督府は本島農民が古來施肥の觀念乏しきを遺憾とし、夙に施肥の必要を鼓吹し、肥料の無償配給、補助金の交付を爲したるを始とし、農會、製糖會社等をして肥料共同購入の方法を講ぜしめ、更に昭和二年肥料取締法を本島に施行し、同年以降肥料成分に關する検査を開始し、以て施肥上確固たる根柢を養ふことに努むると共に、健全なる發達に資せんとせり。其の結果肥料に對する需要は、昭和五、六年頃の財界不況時に於て一時稍減退したるを除き、年々漸増の傾向を辿り、昭和十二年に至りては實に其の額約八千二百萬圓に上り、將來益増加を豫想せられつゝあり。

右の中自給肥料即ち綠肥、堆肥、廐肥等は從來總督府並に農會等に於て熱心其の利用を奨勵しつゝあるも、未だ十分其の効果を擧ぐるに至らず、其の額僅に二千五百萬圓に満たざる狀況なるを以て、爾餘の五千七百萬圓は之を販賣肥料に俟たざるべからず。而して是等の大部分は

輸移入品に係り、又島内製造高一千二百萬圓中の七百萬圓は、是亦輸移入品を原料とせる現状なるも、最近は電力及天然瓦斯利用に依る石灰窒素及硫酸アンモニアの製造計畫せられつゝあるを以て、之が進展と共に本島肥料工業界の面目變て一新するものあらんか。

島内に於ける主なる肥料製造會社としては、明治四十三年設立の臺灣肥料株式會社及大正八年設立の東亞肥料株式會社ありて、兩社對立競争し居たるが、歐洲大戰後財界の不況に加へ、内地肥料に壓迫せられ、何れも其の經營困難を極めたる爲め、大正十二年末合併して現在の臺灣肥料株式會社となれり。

同社は本島に於ける最大の肥料會社にして、合併後は概して順調なる經營を續け居り、現在資本金百萬圓、拂込濟八十三萬八千七百五十圓なり。而して本行は同社の前身たる東亞肥料會社時代より引續き資金上の便宜を供與し、現在に於ても相當の取引關係あり。

紡織業 從來家内工業の域を脱せざりし本島紡織界も、大正元年農産物包装用麻袋製造に關する會社の設立を見るに及んで、漸次麻織物企業の勃興を促がし、更に大正八、九年に至りては綿織物製造會社の設立あり、爲に生産高も逐年増加し、同十四年には是等生産總額約二百六十萬圓に上りたるも、間もなく財界不況に直面し、殊に麻袋の如きは外國品に壓倒せられて、業況甚だ不振を極めたり。

然るに昭和六年末に於ける金輸出再禁止以來、麻織物は外國品麻袋の輸入採算高なると米、砂糖増産に依る需要増加に伴ひ、生産著しく増加しつゝあるも、綿織物は之に反し内地製品に壓迫せられ、加之最近棉花の輸入統制強化の結果原料綿糸の手當難に陥り、更に國內消費向綿布の製造禁止に逢ひ、業界は著しく打撃を蒙るに至れり。

次に最近の本島織物生産額を挙げれば、昭和十一年中に於ける總額は約二百九十萬圓、翌十二年は約三百四十萬圓に上りたるが、其中黄麻織物、綿織物大部分を占め、苧麻織物は其の産額至て僅少ななり。而して本行は大正八、九年の好況時代に設立せられたる臺灣織布、臺灣織物兩株式會社並に昭和十年に設立を見たる臺南製麻、臺灣苧麻紡織兩株式會社等に對し運轉資金を供給し、以て斯業の發展助長を期し居れり。

製紙及パルプ工業 本島の製紙業は、元稻藁を原料とする板紙及舊式製法に依る竹紙等の製造に止まり、一般用紙は全部之を移輸入に仰ぎ來れり。而して歐洲大戰好況時に於ても比較的小規模なる企業の勃興を見たるに過ぎず、當時本行と關係を有するものに臺灣製紙株式會社あり。同社は甘蔗の搾粕たるバガス及藁を原料とする板紙製造を以て目的とし、大正八年九月資本金百五十萬圓（四分の一拂込）を以て設立せられたるものなるが、間もなく財界不況に直面し、板紙市價暴落の影響を蒙りたる爲め、大正十三年及昭和六年の兩度減資整理を行ふの已む

なきに至りたる結果、資本金は二十四萬圓となれり。而して同社創立以來事業資金を供給し來れる本行としても、之が爲め相當の犠牲を拂ひたるが、近年環境の好轉と共に同社業績は頓に向上し、昭和九年下半年以降年一割の配當を繼續し居れり。

此の外バガスを主要原料とし、之に鬼萱を混用して紙を製造するものに、臺灣興業株式會社（資本金八百萬圓、内拂込四百五十萬圓）あり。同社は完備せる最新式機械設備を有する本島隨一の製紙會社にして、相當好成績を挙げつゝあり。斯て昭和十二年中の本島に於ける印刷料紙、板紙、竹紙、包裝紙、塵紙等の生産總額は二百十六萬餘圓に及べり。其の他板紙の一種とも見るべきバガス壓搾板即ちテックスを製造するものあり。テックスは防音、防寒、防濕用として壁、天井等に使用せられ、昭和十年には生産高百萬圓を越ゆるに至れり。又本島の特殊用紙に本島人禮拜用の金銀紙及蓮草紙あり。前者は島内生産高一時百七、八十萬圓に上りたることありしも、近年各地に於て使用廢止の申合せありて、爲に生産高も昭和十二年には六十二萬餘圓に減じ、後者は殆ど全部海外及内地に輸出せられ、同年中の生産高二十三萬餘圓を示せり。

又バガスより製紙原料たるパルプを製する工業に就ては、幾度か企業化すべく研究を重ねられたるも、容易に成功を見る能はざりしが、近年に至りパルプ企業熱の擡頭に伴ひ、バガス・パルプの研究は遂に技術的にも又採算的にも企業可能となりたるを以て、大日本、昭和兩製糖

株式會社は昭和十三年二月共同出資に依り、資本金一千萬圓の臺灣バルブ工業株式會社を設立し、又鹽水港製糖株式會社も、同年四月資本金二千五百萬圓を以て、子會社新日本砂糖工業株式會社を設立して事業に著手し、本行は此の兩社に對し資金上の援助を爲し居れるが、其の他の製糖會社に於ても亦夫々調査研究を爲しつゝあり。然れどもバガスの幾割をバルブ原料に振向け得るやは、代用燃料の關係其の他諸種の事情上容易に推斷を許さざるも、假に全部をバルブ化するとせば、約三十五萬乃至四十萬噸を得る計算となるものゝ如く、今後我國經濟界に貢獻する所多大なるものあるべし。

其の他芭蕉莖のバルブ化も研究せられ、又總督府に於ては近來針葉樹造林を目的とする一大造林會社の設立計畫あるを以て、實現の上は將來木材バルブ自給上、面目を一新するものあるべく期待せらる。

油脂工業 本島に於ける植物性油類の生産高は、近年漸増の傾向にありと雖も、未だ島内需要の約半額を自給し得るに過ぎず。即ち昭和十二年には其の産額二百二十萬餘圓に達したるも、島外より尙二百三萬餘圓の供給を受けつゝある状態なり。

島内に於て生産せらるゝものは、落花生油、大豆油、胡麻油等の食用油を主とし、其の他は尙微々たるものなるが、唯蓖麻子油に就ては、同油が機械工業特に航空機用として、必要缺く

べからざるものにして、其の需要年々増加せるも、我國に於ては之が生産尠き折柄、幸に亞熱帯に屬する本島が蓖麻の栽培適地たるにより、夙に總督府に於て指導獎勵する所あり、且近年支那事變の勃發、國際情勢の變化に伴ひ、蓖麻栽培熱擡頭し、臺南州、臺東廳、花蓮港廳下等に於て之が栽培普及せられつゝあれば、同油の生産は漸次増加するものあるべし。

島内に於ける油脂製造工場は、其の數六百以上を算し居れるも、元來油は其の製造工程極めて簡單なる爲め、農家の副業として原始的方法により經營せらるゝもの多く、規模稍大なる工場としては、僅に杉原産業及臺灣油脂工業兩株式會社經營のものを擧ぐるを得べし。杉原産業會社は、昭和十一年三月設立せられ、肥料、製粉等各種事業の外大豆油、蓖麻子油等の製造を開始し頗る活躍し居れるが、本行は其の前身たる杉原佐一氏個人經營時代より引續き相當密接なる取引關係を有せり。又臺灣油脂工業會社は昭和十三年二月の設立に係り、臺灣カストル殖産株式會社の事業を繼承したるものなるが、其の翌月工場全焼し、爾後復舊成りて操業を繼續し、本行は之に對し資金上の援助を爲し居れり。

窯業其の他 煉瓦及屋根瓦の製造會社は各地に散在し、其の數二十數社に及べるも概して小規模にして、其の中主なるものは、本行と取引關係深き臺灣煉瓦株式會社の外二社を出でず。

其の生産高は本島建築界の發展に因る需要増加に伴ひ逐年増加し、昭和十二年には四百餘萬圓

に達したり。

此の外陶磁器、硝子（製壺を含む）及セメント等の製造あるも、是等の中には將來一層の發展に俟つべきもの多く、尙新興産業としての輕銀工業即ちアルミニウム製造に就ては、内地及臺灣に於ける有力資本家筋の共同出資に依り、昭和十年六月内地に日本アルミニウム株式會社の設立を見、其の翌年高雄に工場を建設すると共に、南洋より輸入のボーキサイト（鐵礬土）を原料とし、臺灣電力株式会社より低廉なる電力の供給を得て製造に著手し、其の製品アルミナは、品質良好にして頗る好評を博し居れり。

又製帽業は元來家内工業殊に婦女子の副業たりしが漸次發達し、昭和五年以降各地に製帽會社の設立を見るに至れり。然るに斯業は流行の變遷甚しく、當初蘭製の大甲帽及麻帽等主として製造、輸出せられたるが、紙帽出現以來海外の注文は専ら之に集まり、爲に從來の大甲帽其の他は大いに壓迫せらるゝに至れり。而して本島の帽子年産額は三百萬圓内外に達し、米國を最大顧客とし、是等は多く内地を経て輸出せられ、此の間本行は金融上可及的の便宜を圖り居れり。

以上述べたる如く本島の各種製造工業は、何れも顯著なる發展を遂げたりと雖も、今後爲すべき事業亦頗る多く、從て本行の盡すべき任務の甚だ輕からざるものあるを見る。

拓殖事業の經營及拓殖資金の供給を目的として、昭和十一年十一月資本金三千萬圓（内半額總督府現物出資、半額民間出資、四分の一拂込）を以て設立せられたる臺灣拓殖株式會社は、本島内外に互り各般の國策的事業に著手し、此の中島内に於ける工業關係の事業としては、既に繰綿、國産自動車、製鹽及豚肉を主とする畜産加工業等に對する投資をなし、同社今後の活躍は本島産業の伸展竝に南支、南洋方面への經濟的進出上大いに貢獻する所あるべく一般に多大の期待を掛けられ居れり。而して同社と本行とは何れも臺灣の資源開發、南支、南洋方面への經濟緊密化を主要使命とするものなるも、同社は主として事業方面より、本行は金融方面より之を達成せんことを企圖し、兩者終局の目的を同じくするものなるを以て、同社設立に際しては、本行は陰に陽に之を援助し、之が株式の一部を引受けたるのみならず、株式募集事務をも取扱ふ等頗る盡力する所あり。更に又同社事業資金融資シンデケート團に参加し、今後共相協力して共同の目的達成に邁進せんことを期しつゝあり。

第三項 電氣及瓦斯事業

電氣事業 本島の電氣事業は、明治三十六年總督府が電氣作業所を開設し、淡水河上流の龜山に第一發電所を起し、同三十八年より臺北市街に電力を供給したるを以て嚆矢とす。

其の後更に第二發電所を起し、尋で獅子頭圳、后里圳及二層行溪圳等の水利事業に附隨して水力發電を企て、漸次中南部地方に電力を供給したるも、官營電氣の急速に普及すること能はざる地方に於ては、明治四十四年火力發電による嘉義電燈株式會社の設立を始とし、各地に續々民營電氣事業の勃興を見たり。

歐洲大戰勃發以來諸産業の發展に伴ひ、電力の需要激増したるを以て、總督府に於ては其の對策として、官民合同の大電力會社の設立を企畫し、以て電源開發の促進を圖ることとせり。即ち大正八年四月臺灣電力株式會社令を發布し、總督府の既設電氣及瓦斯事業を一千二百萬圓に評價して現物出資と爲し、之に民間資本一千八百萬圓を加へ、資本金總額三千萬圓を以て、同年七月臺灣電力株式會社の設立を見るに至れり。

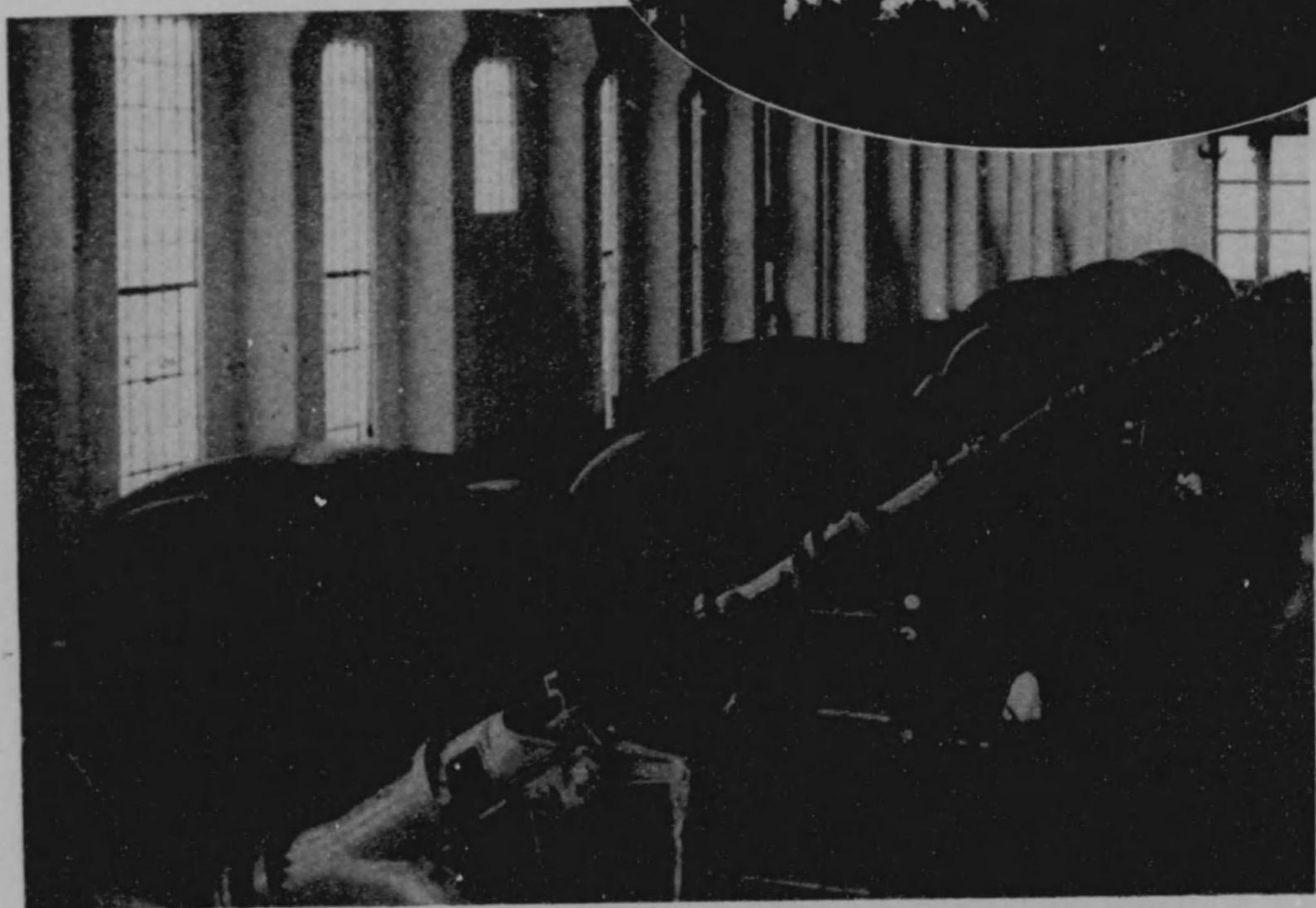
右設立と共に日月潭十萬キロワットの發電工事に著手したるも、不幸財界反動の影響に因り、大正十一年遂に一時中止するの已むなきに至れり。其の翌年工事再興の準備を開始せるも、關東大震災の影響を受け復之を見合はすこととなれり。其の後六箇年を経て昭和四年に至り、總督府は同社に諮り工事再興の議を決し、之が資金を外債に仰ぎ、其の元利支拂に對し政府に於て保證するの案を立て、第五十六回帝國議會の協贊を経たり。尋で同六年七月米國に於て二千二百八十萬弗（邦貨換算四千五百七十三萬餘圓）の外債成立を見たるを以て、同社は再び工事



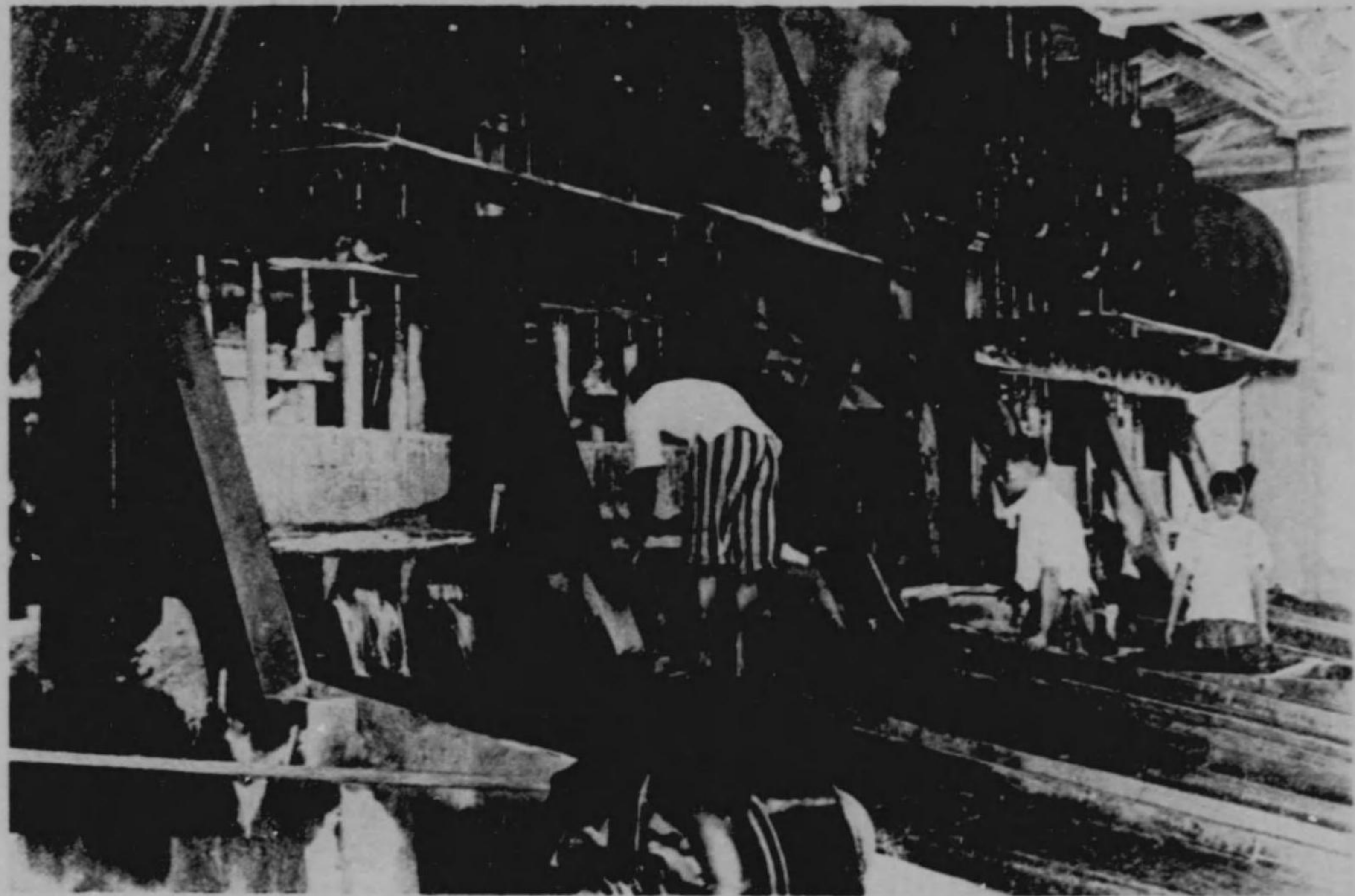
日月潭



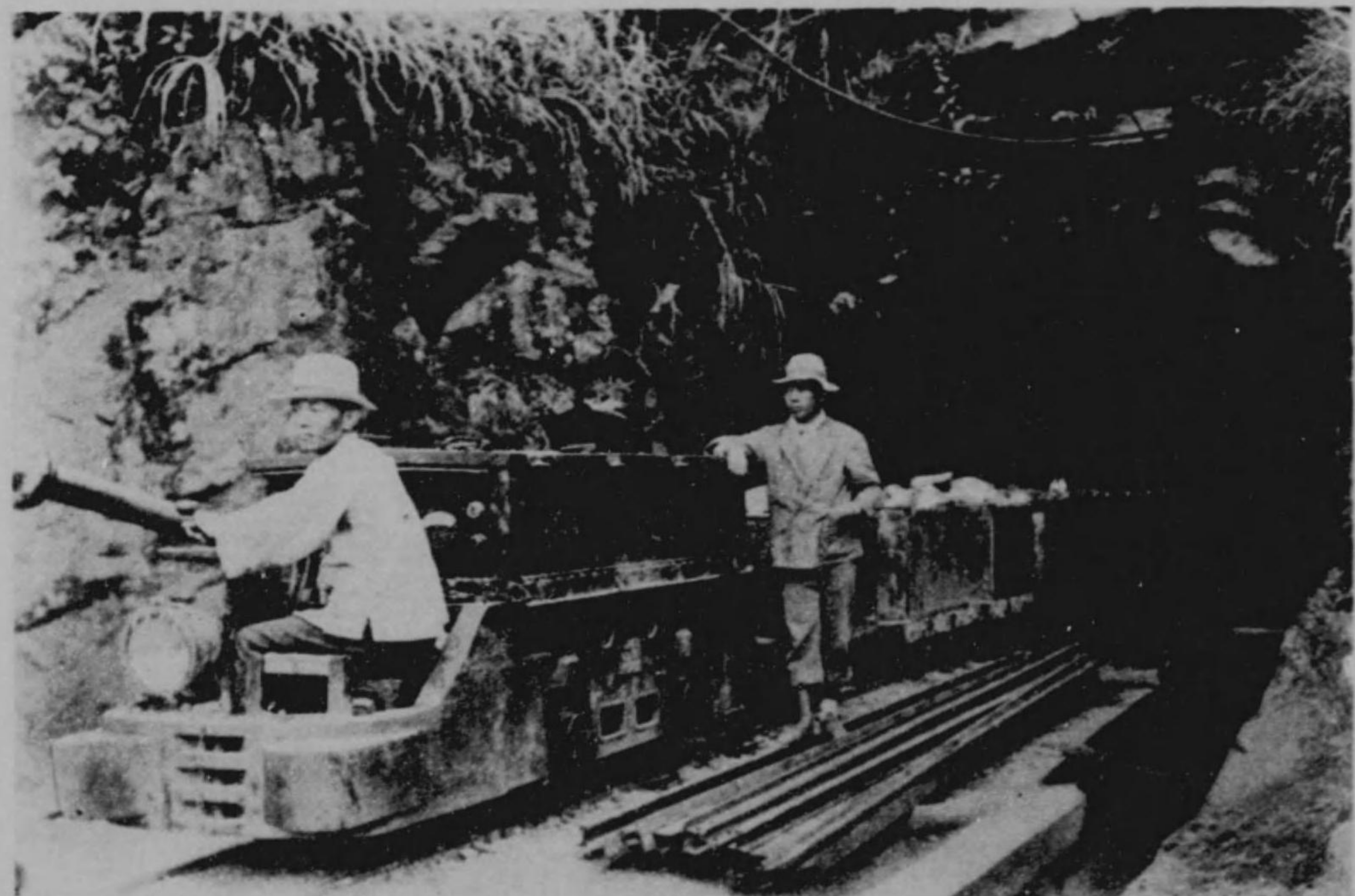
送電線



發電室



瑞芳金山 運送場

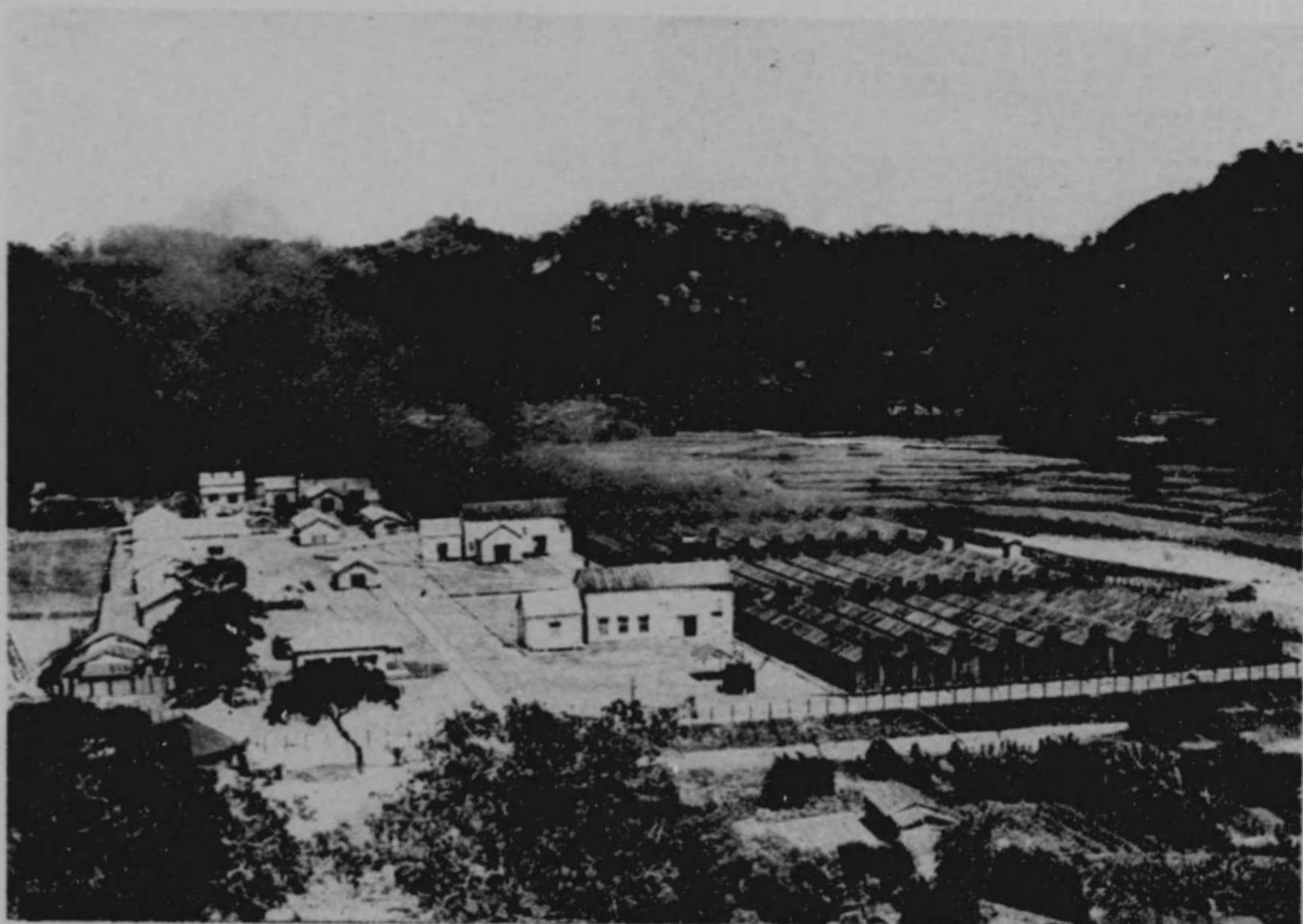


瑞芳金山 坑口

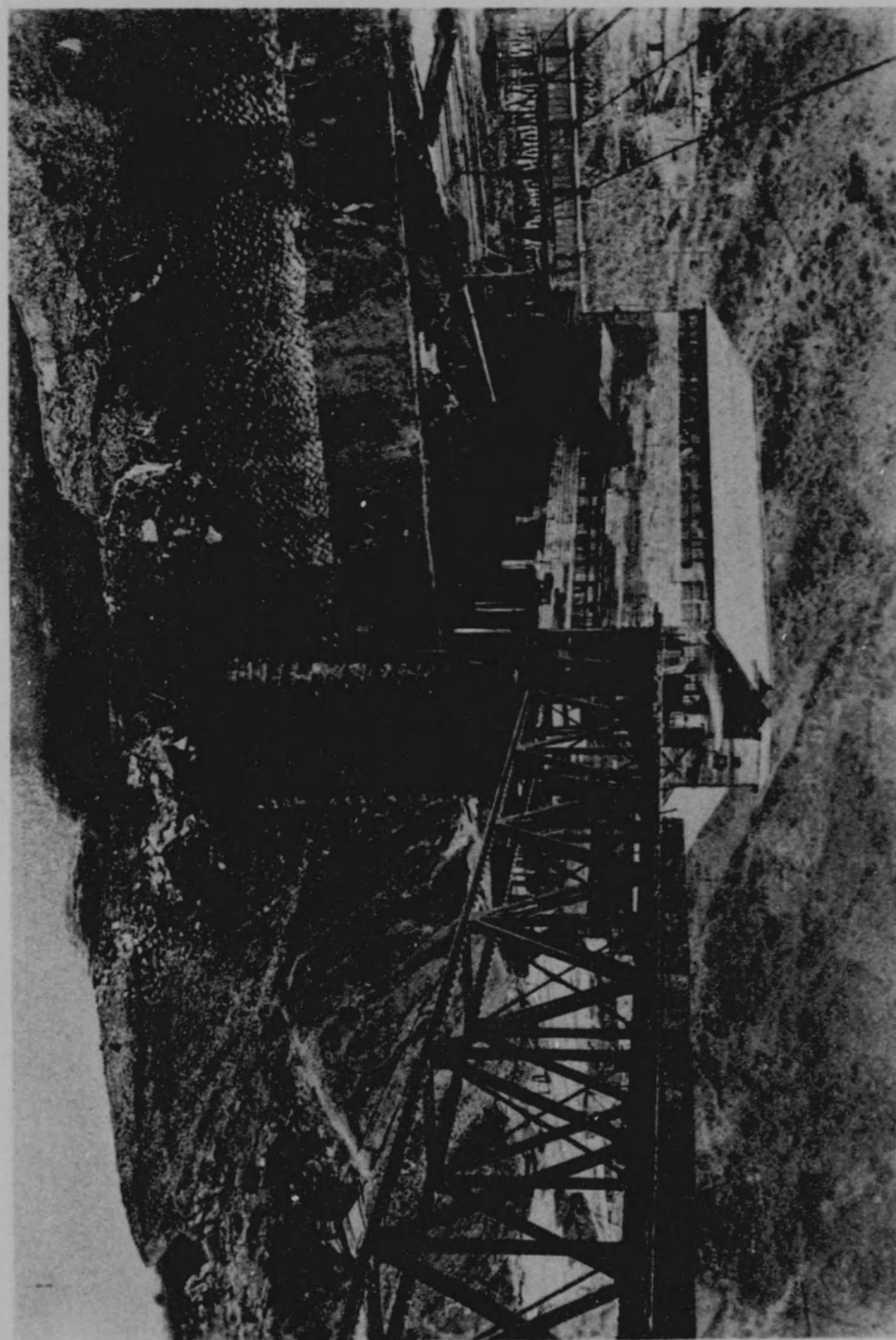
昭和十四年六月廿六日地帯模第四九〇號
 經濟部 許可



臺灣軍司令部檢閱田
 臺灣軍司令部檢閱田



臺灣軍司令部檢閱田
 臺灣軍司令部檢閱田



(昭和十四年六月廿六日地帯建設部許可
建設部令第四九〇號)

新築 建設の進展

に著手し、九年十一月終に竣功を見、其の結果同年末に於ける同社の電力供給量は、十四萬五千五百キロワットに達し、實に全島發電力の九割六分強を占むるに至れり。

然るに其の後各種企業に於ける需要の増進に伴ひ、日月潭發電所の供給に係る電力は意外に早く消化せられたるを以て、同社に於ては更に電源開發の必要に迫られ、昭和十年四月發電所の放水を利用する日月潭第二發電所出力四萬三千五百キロワットの工事に著手し、十二年七月其の竣功を見、尙引續き出力三萬五千キロワットの北部火力發電所を増設せるのみならず、其の他にも出力増加の計畫あり。此の間同社は昭和四年及十年の二回に互り増資を斷行して、資本金を四千五百七十五萬圓とし、更に十四年に入り七千萬圓に増資せり。

今や電力供給量は著しく増加し、且料金も遞減せられたる結果、既にアルミニウム、珪素鐵等の工業勃興し、其の外電力利用工業の計畫せらるゝもの漸く多きを致せり。

臺灣電力會社と本行との關係を觀るに、本行は本島産業開發及其の他の見地より同社の創立を援助し、相當數の株式を引受けたるのみならず、爾來資金方面に於て極力之が便宜を圖り、且社債發行の際は、引受銀行團の一員として終始斡旋し、今日に至る迄引續き密接なる關係を保持し居れり。

尙別に昭和十四年六月に至り資本金二千萬圓を以て東臺灣電力興業株式會社の設立を見既に

第一回拂込金を徴收し、近く事業に着手することとなり居れり。

一方本島に於ける電燈會社は、大戰後の財界反動に依り痛く打撃を受け、合併漸次行はれたる爲め、著しく其の數を減ぜり。即ち現存會社の主なるものに就き之を觀るに、臺灣電燈株式會社は嘉義、新竹兩電燈會社の合併して社名を變更したるもの、花蓮港電氣株式會社は玉里、鳳林兩電燈會社の合併したるもの、臺灣合同電氣株式會社は桃園、臺東及澎湖電燈を始め三州二廳に互る七電燈會社の合併したるものなり。而して是等の前身會社中には、本行より資金を供給したるもの尠からず、合併後も引續き相當密接の關係を持續し居れり。

瓦斯事業 本島の瓦斯事業としては、明治四十三年臺北市に臺灣瓦斯株式會社の設立せられたるものありしも、經營困難に陥りたる爲め、大正七年總督府に於て之を買收し官營に移したり。尋で大正八年臺灣電力株式會社の設立に際し、右瓦斯事業は既記の如く一時電氣事業と共に總督府の現物出資に充てられたるも、昭和九年五月瓦斯事業のみを同社より分離獨立せしめ、資本金百萬圓を以て現今の臺灣瓦斯株式會社の設立を見るに至れり。本行は同社に對し夙に事業資金の貸付を爲し、現在に於ても引續き取引關係あり。同社は臺北及高雄に於て燃料瓦斯を供給し、相當の成績を挙げつゝあり。

此の外天然瓦斯事業としては、新竹州及臺南州下に於てガソリン、カーボンブラック等を採

取し、且錦水油田の如きは、廢瓦斯を新竹市及苗栗街に燃料用として供給し居れり。又竹東油田の天然瓦斯を利用し、金瓜石鑛山の硫化鑛を以て硫酸を製造する計畫ある外、合成石油の製造企業化計畫等もあり、是等工業の將來は、天然瓦斯利用の研究進捗に伴ひ大に期待せらるゝ所なり。

第四項 倉庫、船渠及鐵工業

倉庫業 本島改隸以來、各般の施設經營宜しきに適ひ、産業及貿易は次第に隆盛に趨き、從て之に關する機關も亦逐次整備せられ、就中金融及運輸業の如きは顯著なる發展を告げたり。

然るに倉庫業に就ては、從來幾度か官民の間に倉庫會社の設立を提唱せられたりと雖も、容易に實現を見るに至らず、從て完全なる倉庫なき爲め、生産品の品質を毀損し、聲價を失墜すること尠からざりしのみならず、輸移出入品に對しては金融の便を缺き、産業及貿易の進展を阻碍すること大いなるものあり。依て本行は總督府に對し倉庫會社の設立を提議し、一方島内製糖會社を始め船會社其の他の賛同を得たるに依り、大正五年九月資本金百萬圓を以て、茲に臺灣倉庫株式會社の設立を見るに至れり。

同社の設立せらるゝや、總督府より基隆、高雄兩港に於ける官設上家倉庫並に其の附屬物件

の無償貸下ありたる外、補助金を下附せらるゝ等種々便宜と援助とを與へられ、本行亦株式の一部を引受け、且業務擔當員として本行行員の就任を見、資金上にも可及的支援を爲したるにより、同社の業績は順調に伸展し、又同社發行の倉庫證券に就ては、本行は特に低利を以て金融の便を圖りたるにより、生産者、貿易業者共多大の便益を得、其の結果本島産業の振興、貿易の發達に資する所尠しとせず。尙同社は昭和十一年資本金を二百萬圓に倍額増資し、益内容の充實を圖り、設立當初の目的達成に邁進しつゝあり。

船渠業 歐洲大戰勃發後本島諸港は愈股賑を加へ、殊に基隆港に於ける船舶の出入頻繁となるに及び、官民一般に船渠施設の必要を痛感するに至り、茲に大正八年資本金百萬圓を以て、基隆船渠株式會社の設立を見たり。

同社は此の時勢の要求に應じ、基隆に於て船渠事業と共に、鑛山、製糖用其の他一般機械類の製造並に修繕事業を經營することとなり、總督府に於ても斯業の重要性に鑑み、官有地の無償貸下を行ひたる外、補助金を下附せらるゝ等種々援助を與へられ、本行亦事業資金を供給せり。其の結果大正十年には諸工事全く竣成を告げたるも、財界の不況に逢ひ、海運界を始め一般事業界は極度の不振に陥りたる爲め、同社も遂に豫期の成績を舉ぐる能はず、經營甚だ困難となりたり。

是に於て總督府は、昭和二年十月同社の主要施設たる乾船渠及附屬施設を買上げたる上、之が無料使用を許可せらるゝ所あり。本行亦貸出金利を引下げ、又貸出金の一部を同社株式に振替ふる等金融上種々の便宜を供與し、且同社と協議し經營上の刷新を圖らしめたり。

其の後内外經濟界は著しく好轉し、基隆港の出入船舶は其の數を著増せるのみならず、船型亦巨大となり、從て船渠改善を必要とするに至りたるを以て、昭和十二年五月資本金百萬圓全額拂込済の臺灣船渠株式會社の設立せらるゝに及び、基隆船渠會社は其の事業一切を新會社に譲渡して解散せり。

鐵工業 本島に於ける鐵工業は、多くは小資本の合名若くは合資會社組織のものにして、株式會社組織のものは僅々二、三に過ぎず。總督府の統計に據れば、鐵工業の中製糖用其の他各種機械器具及原動機製造のもの、昭和元年には工場數百四十七、生産額二百五萬圓なりしが、其の後漸次發展し來り、昭和十一年には工場數百六十九、生産額四百七十餘萬圓に達し、此の中會社組織のもの二十社以上を算せり。

本島に於ける代表的鐵工會社とも稱すべき株式會社臺灣鐵工所は、製糖會社其の他の共同出資により、資本金百萬圓を以て大正八年十一月高雄市に設立せられ、當初は製糖用機械の製作及修繕を主とし、漸次船渠事業並に鐵道用其の他諸機械製作事業等に迄擴張すべき方針なりし

が、間もなく財界反動に直面し、且同業者の競争激甚なる爲め、經營一時困難の時代ありしも克く之を切抜け、現在に於ては資本金二百萬圓（内拂込済百七十萬圓）を擁し、相當好成績を挙げつゝあり。

本行は同社株式の一部を所有し、且創業當時より資金上の便宜を圖り來り、今日に於ても尙密接なる關係を有し居れり。

第五項 水産業、鹽業及林業

水産業 本島近海は魚族頗る豊富なるに拘らず、從來本島人は沿岸漁業を行ふに過ぎざりしが、改隸後内地漁業者の渡臺するもの年と共に多きを加へ、明治末年頃には發動機漁船の出現に因り漁獲高も増加し、更に會社組織の企業相踵で興ると共に總督府に於ても諸般の施設整備を圖り、又斯業に對し種々指導獎勵せらるゝ所ありたる結果、遠洋漁業の如き逐年發展し、漁撈區域は南支那及南洋方面に及び、漁獲高も年額一千五百萬圓内外に達し、之に加工製造高並に養殖高を加ふるときは、一箇年水産總額二千百萬圓を突破するの盛況にあるも、本島に於ける水産物の需給狀況を顧れば、尙多額の移輸入超過を示し居れり。

水産製造業として主なるものは、真鯉、惣田鯉、鮪の節類製造にして、一時は年額百五、六

魚塭風景



魚目虱



魚旗の場市魚



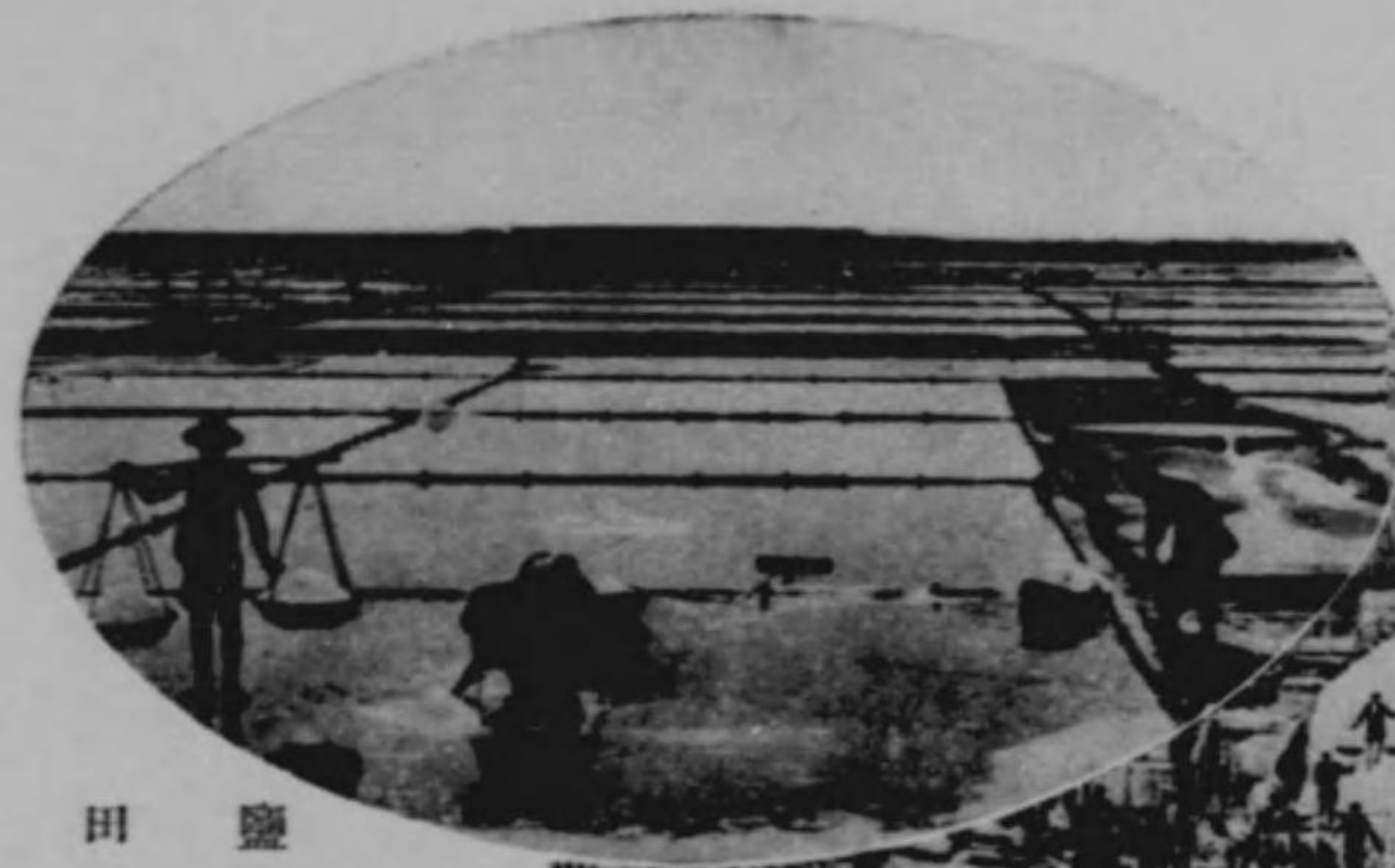
珊瑚の糶市

十萬圓の生産ありしも、近年著しく減少せり。又本島近海には珊瑚の漁獲多きも、之が加工品としては其の額尙十四、五萬圓に過ぎず。一方虱目魚、牡蠣、章魚、鮪魚、鱈等の養殖業は古來發達し、殊に臺南州、高雄州を始め西部海岸地方には、魚塭適地多きを以て名あり。

本島に於て水産物の漁撈、加工、販賣を業とする主なる事業會社は、内地に本社を有する日本水産株式會社を始め數社あり、島内會社亦二十社以上を算すと雖も、多くは小規模のものなり。本行は多數の水産業者に對して相當取引關係を有せるが、就中日本水産株式會社の前身たる臺灣水産株式會社に對しては、資金上極力援助を與へ、業績大いに見るべきものありたり。

右臺灣水産會社は總督府の徳通に依り、明治四十四年設立せられたる本島最初の漁業會社にして、設立後水産關係の數會社を合併し、又臺北魚市株式會社及澎湖海運株式會社等の子會社を設立して、販路の擴張と魚價の安定とを圖り、一面に於ては總督府の方針を體し、漁民に對し獎勵金の交付、生活費の貸與等を行ひ來りしが、其の後同社は、歐洲大戰終熄後財界の不況に逢ひ業績振はず、爲にトロール漁業、鯉節製造事業等より手を引き、更に昭和十三年六月には、其の事業一切を日本水産會社に譲渡して解散するに至れるが、同社が創立以來本島水産界の爲に盡したる功績は、甚だ大いなるものありき。

製鹽業 本島に於ける製鹽業は、當初個人經營の小規模企業より漸次株式會社組織の大企業



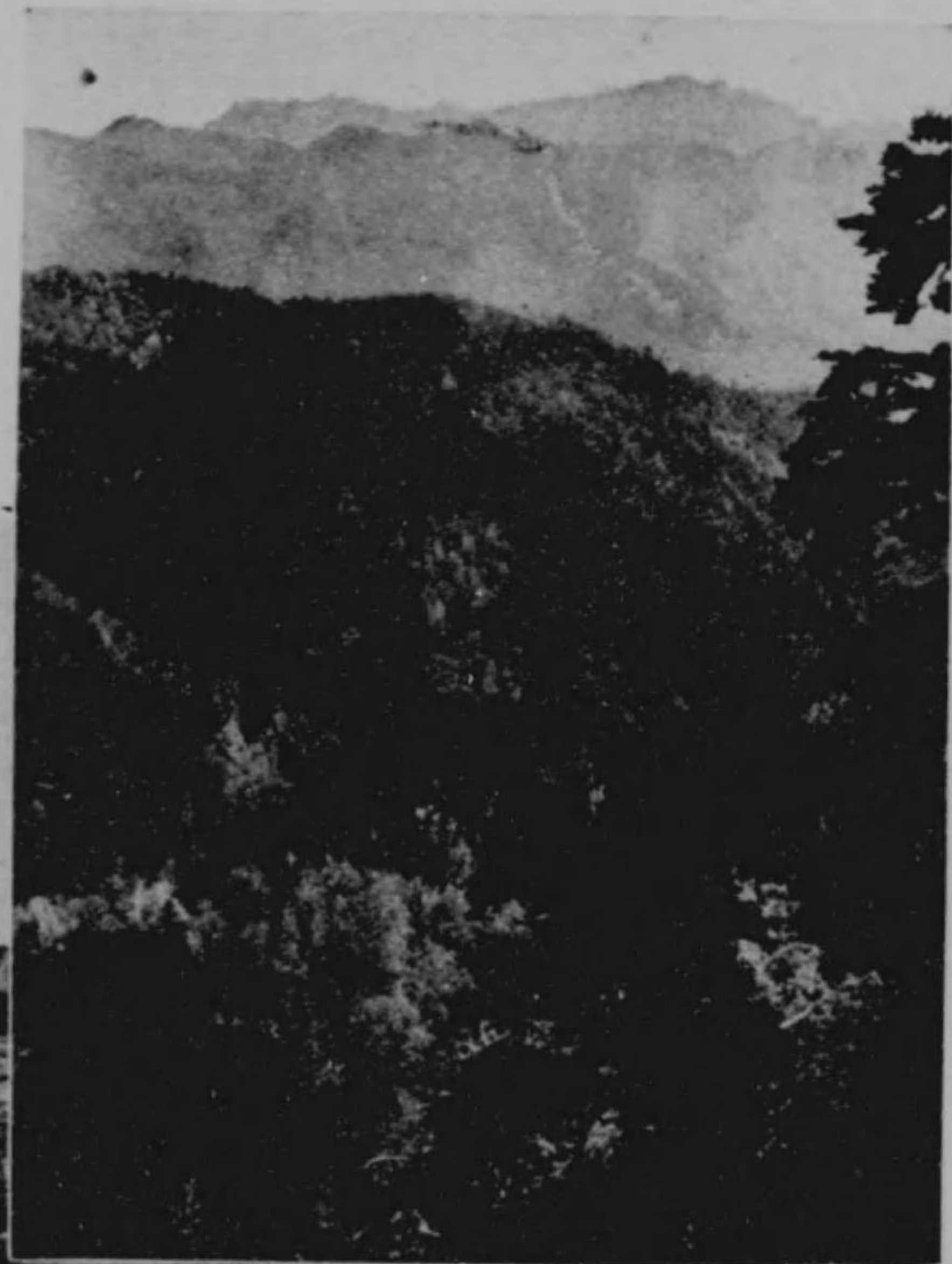
鹽田



天日鹽の收納



製鹽工場



阿里山檜林



嘉義製材工場

に移りたるものなるが、明治三十二年專賣制度實施以來順調なる發展を遂げ、其の製鹽高は天候に依り多少の増減あるも、近年は大抵一箇年二十萬噸以上に及び、其中天日鹽は八割内外を占め、内地にも之を供給し居れり。

一方内地に於ける工業鹽の需要は、曹達工業の急速なる發展に伴ひ逐年増加し、從て輸入の年々増加する情勢に在りたるを以て、政府は國際收支の上より將又我國防上の見地より、外地鹽の増産計畫を立て、關東州其の他と共に本島に對する割當量を決定し、其の後も一層之を擴張せられたる爲め、總督府は島内の製鹽業者を指導して、銳意製鹽増産の事に従はしむることなれり。

是等製鹽業者の中臺灣製鹽株式會社は、其の歴史最も古く、大正八年總督府の德意に基き、資本金二百五十萬圓を以て設立せられたるものなるが、創立直後財界の反動に逢ひ、其の影響を蒙ること尠からざりしも、總督府の指導援助の外、本行よりも多額の設備資金其の他を供給し、同社の努力と相俟て克く不況時を切抜くことを得、爾來順調の發展を遂げ、近年は前記政府の外地鹽増産計畫に従ひ、鹽田擴張工事に著手し、漸次其の成績を擧げつゝあり。

尙同社並に臺灣拓殖、大日本鹽業等の諸株式會社は前記増産計畫の擴張に伴ひ、昭和十三年六月共同出資を以て資本金一千萬圓の南日本鹽業株式會社を設立し、總督府指導の下に製鹽に

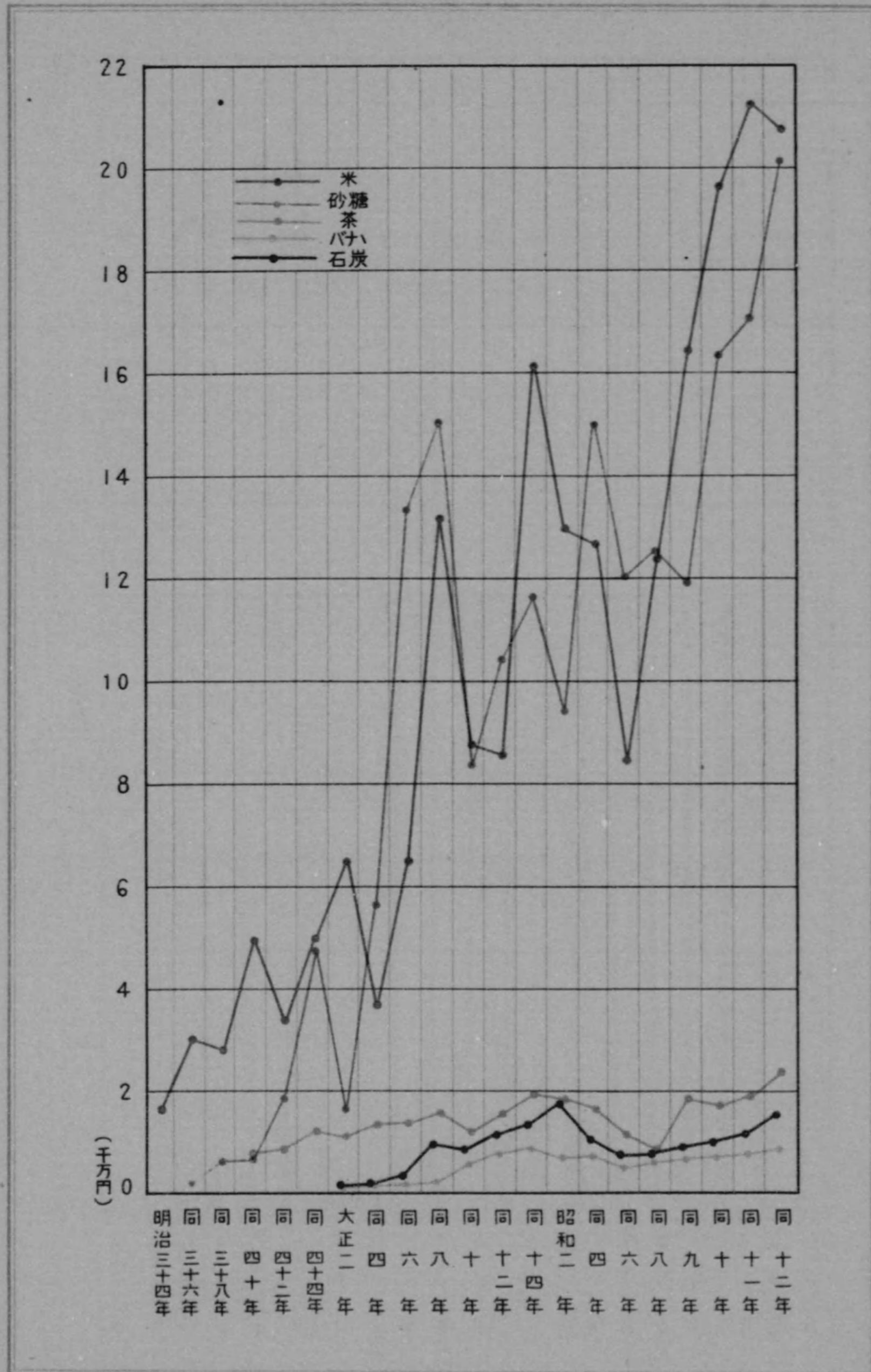
従事することとなり、既に豫定鹽田地の大部分を買収し了りたるが、本行は同社設立に際しても資金上極力之を援助し、一意將來の發展を期しつゝあり。

林業 本島の林業は他の産業に比し、其の發達遅々たるものあり、是本島山地には、久しく兎蕃蟠居して各種施設の著手を遅らしめたと、斯業の性質上諸施設の效果を見る迄には、相當年月を要する關係等にも因るものなるが、總督府に於ては夙に林務機關を設け、造林、斫伐、林野整理等を行ひ、民間に於ても漸次伐採及製材事業等を興し、又本行に於ても之に對し種々金融の便宜を與へたり。就中大正八年設立の花蓮港木材株式會社に對しては、創業當時設備資金及運轉資金を供給し、其の後も引續き密接の關係を保ち來れるが、同社は東部臺灣の開發に努力しつゝ、既往に於ける不況時に善處し、今日に於ては相當好成績を擧げ居れり。

第六項 重要物産放資

累年放資額 本行は島内資源開發の援助を以て其の主要使命とするに鑑み、創業以來各種産業に對し銳意資金の供給を圖りしが、就中本島重要物産たる米、砂糖、酒精、茶、金、石炭、樟腦等の生産、販賣、輸移出等に對する資金の供給に就ては最も力を注ぎ、以て是等産業の發達助長に努めたり。

臺灣重要物産生産高

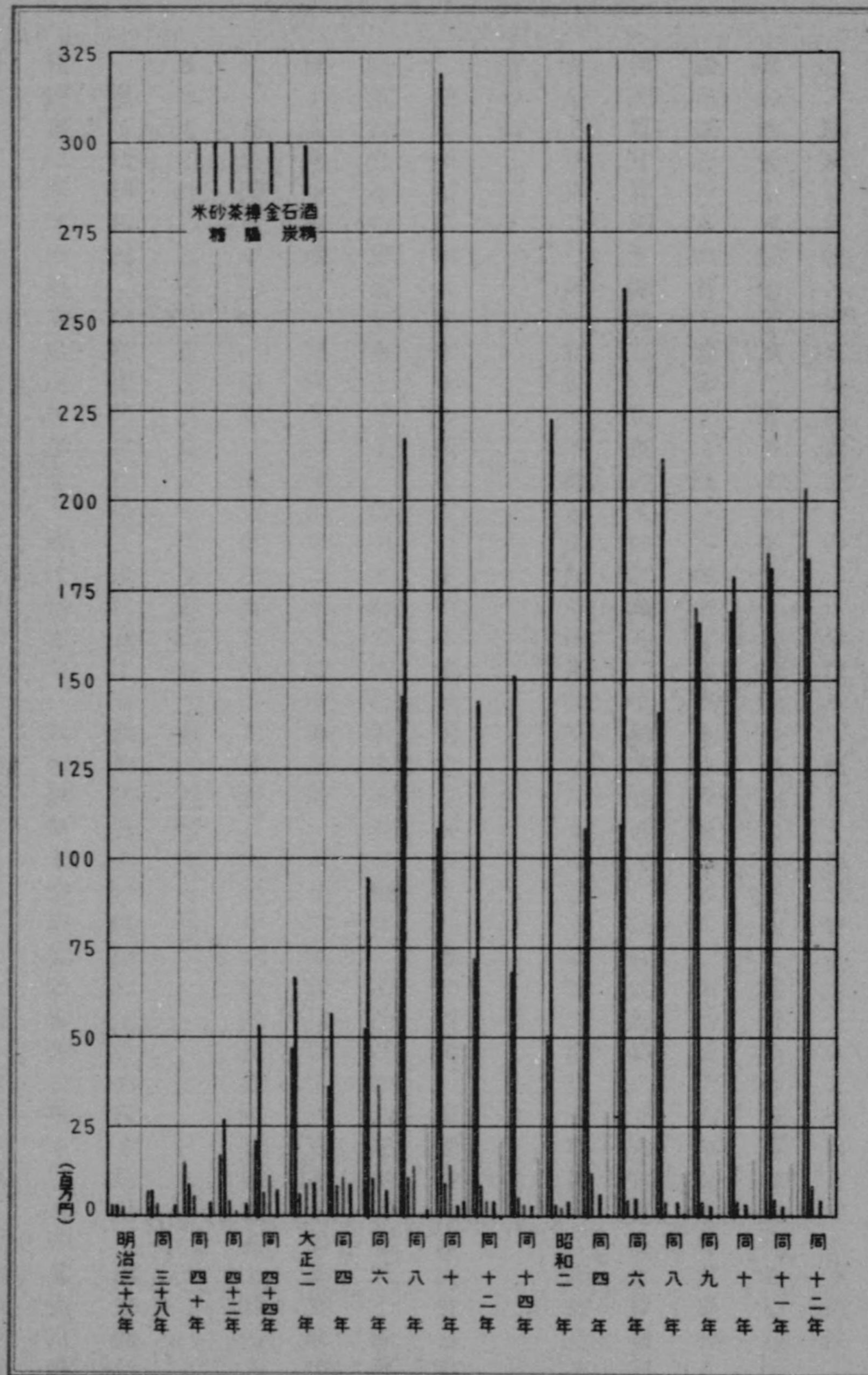


第五章 臺灣に於ける業績
 明治三十六年以降本行の重要物産に對する放資額を表示し、且各物産に就き左に放資の概要を述べべし。

重要物産累年放資額 (單位千圓)

年次	米	砂糖	酒	精	茶	金	石	炭	樟	腦	合	計
明治三十六年	一、九三〇	二、六六六			二、一三七	一、五五八					八、二八二	
同 四十一年	二、三三〇	一七、五〇五			四、三三三	四、八〇三					四九、二一九	
大正二年	四、七〇六	六、七四二			六、〇七九	一〇、四九五	五〇六				一三九、七五五	
同 八年	一四、四〇三	二七、六四八			一一、一三三	六五四	三五、三七九				四一六、五九四	
同 十年	一〇、八三五	三二、八九四			九、〇〇〇	二、七七〇	四八、〇〇三				五〇四、九七四	
同 十二年	七、一四七	一四、二九七			七、八三三	四、〇三三	二〇、三九七				三三、五七三	
同 十四年	六、一七六	一五、七九九			六、一三三	三、三九三	一六、〇三八				三、三〇三	
昭和二年	五〇、九五	三三、一四二			二、四一九	四、九四九	二八、三三〇				二四七	
同 四年	一〇、六六七	三五、五九四			一三、〇八五	五、六五七	二八、八八一				四六三、三九五	
同 六年	一〇、七三三	三五、五二八			四、三六四	五、六二八	二、八六八				四〇一、三四三	
同 八年	一四、一三三	二二、八四六			二、〇六四	三、九四四	一三、四七四				三七三、九八	
同 十年	一六、四七三	一七、八一三			三、一九九	三、三三〇	一六、六七三				三六九、九五五	
同 十一年	一八、三三七	一八、九九九			四、一九七	三、〇七〇	一四、五六五				三八八、三九三	
同 十二年	二〇、九五七	一八、三九三			六、五五六	六、〇九九	三三、六八六				四三四、七一	

本行重要物産放資額



米資金 島内物産中の要位を占むる米に對する放資は、之が直接生産を目的とする農業資金と、販賣を目的とする商業資金との二に分たる。而して農業資金中土地を擔保とする貸出は、其の性質上比較的長期に亙るもの多く、自行資金のみに依り此の種資金の需要に應ずることは、發券銀行たる本行の立場より種々不便とする所ありたるを以て、明治三十六年日本勸業銀行と代理貸付契約を締結し、長期のものに對しては勸業資金を、比較的短期のものに對しては自己資金を供給し、兩々相俟て不動産金融の疏通に努めたること本章第二節第五項に於て詳述せる所の如し。

從て開業以來大正末年の頃まで、本行の米に對する放資は、米の買付、販賣並に移出資金等商業的資金の貸出を主とせり。即ち本行の米に對する放資額は、明治三十六年中の百九十餘萬圓より年々漸増し、同四十一年には二千百二十餘萬圓、大正二年には四千六百七十餘萬圓に達し、更に同八年には一億四千五百餘萬圓に上りたるが、此の中比較的長期の農業資金と認めらるゝものは、三千三百餘萬圓にして全體の約二割に過ぎざりき。

然るに昭和三、四年以降本行は、米に對する農業的資金の供給にも努めたる結果、爾來此の種貸出は逐年漸増の傾向を示し、殊に昭和七、八年以降米價好調の影響に因り、米の生産及移出額の著増を見、本行亦資力充實に伴ひ積極的に農耕資金の供給を圖りたるを以て、其の放資

額も著しく増進するに至れり。

明治三十六年以降本行の米に對する放資額を表示すれば左の如し

米放資額種類別 (單位千圓)

年次	當所割引	他所割引	荷付爲替	貸付及當座貸	買入爲替及利付爲替	合計
明治三十六年	七五三	五九	四七一	一七七		一、九〇〇
同 四十一年	一〇、八〇四	四六六	六三五	三、六五五		二一、三〇〇
大正 二年	一八、三〇〇	三、七三三	一〇、九三二	一四、三三二		四六、七〇〇
同 八年	七、八〇四	九、六三三	三〇、四三三	三三、一四七	三六	一四、四〇三
同 十年	八四、九七七	三、九二九	一〇、〇八一	一〇、三六六		一〇八、三三五
同 十二年	五七、一三〇	八七七	八、五〇三	五、六七七		七三、一四七
同 十四年	四四、四六七	一、八三三	一四、四四七	七、四九九		六六、一七六
昭和 二年	一四、六四四	三三三	三、五六六	三三、五三二		五〇、九九五
同 四年	一七、七八八	二、〇〇〇	一九、一〇九	六九、七七〇		一〇八、六六七
同 六年	一三、一四五	五五	一九、一三五	七、三九六		一九、七三三
同 八年	一三、八四九	一六	四三、四三四	八四、〇三四		一四一、三三三
同 十年	一三、八五〇	四、九五五	六三、三九二	八八、三三五		一六、四七三
同 十一年	一八、四八三	三、九八八	六、八六七	四〇、〇三〇		一八四、三六七
同 十二年	三、七五五	四、五九九	六、九四四	一七、七三八		二〇三、九五七

糖業資金 本行が臺灣糖業に對し、工場の建設資金は固より、其の運轉資金並に製品の販賣、輸移出資金に至るまで凡ゆる資金上の援助を爲し、以て斯業の發達を助成し來れることは、既に本節第一項に詳述せる所なるを以て、本項に於ては單に前記累年放資額の掲出に止めたり。

酒精資金 臺灣の酒精は、砂糖製造の副産物たる糖蜜を原料として製造せられ、明治四十二年頃までは、年産二千石内外にして極めて微々たるものなりしが、大正四、五年以降各製糖會社共酒精工場を設置して大量生産を行ふに至り、其の産額も逐年増加せり。

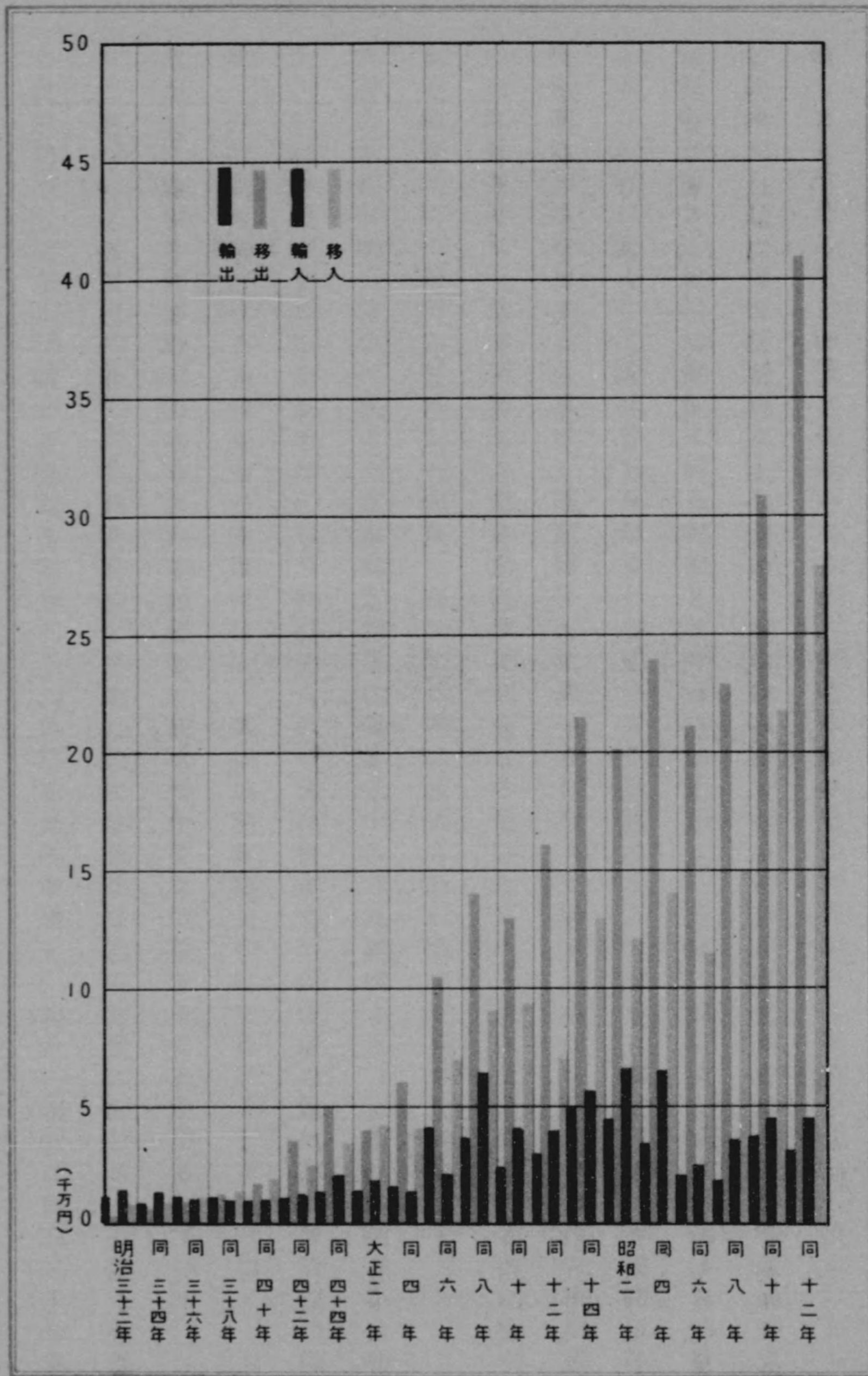
本行酒精放資の増減を見るに、大正八年には二百二十九萬餘圓、同十年には四百五十三萬餘圓に激増せしが、同十一年七月酒專賣の實施と共に、酒精も酒精令に依り免許を受けたる高雄酒精株式會社及各製糖會社經營酒精工場の外其の製造を禁止せられし爲め、爾來本行の放資額も速に減少し、更に近年製糖會社の資力充實に因り、毎年放資額は僅に數十萬圓を出でざるに至れり。

大正六年以降本行の酒精に對する放資額を表示すれば左の如し。

酒精放資額種類別 (單位千圓)

年次	當所割引	他所割引	荷付爲替	貸付及當座貸	買入爲替及利付爲替	合計
大正 六年	三、六七〇		六		三〇三	三、六六三

臺灣輸移出入貿易高



茶資金 本島に於ては古來烏龍茶及包種茶の二種を産し、近年紅茶及綠茶も漸次産出せらるゝに至れり。而して領臺前より烏龍茶は歐米に、包種茶は南洋方面に輸出せられ、其の聲價を高め居たるを以て、茶に對しては疾くより比較的秩序ある金融行はれ居たるも、其の輸出に當り厦門又は汕頭を集散市場とする關係上貿易及金融の實權は、外國銀行及外國商社の掌握する所たりき。

本行は斯の如く本島重要物産たる茶に對する輸出貿易の利益が、殆ど外國人の手に壟斷せら

第五章 臺灣に於ける業績

年次	輸出 (千円)	輸入 (千円)
同十二年	三	一
同十一年	一四	一
同十年	一	一
同八年	一	一
同六年	一	一
同四年	一	一
昭和二年	一九	一
同十四年	五九	一
同十二年	三九	一
同十年	三八	一
大正八年	一、八四	一

るゝを遺憾とし、此の情勢を打破して直接輸出の途を拓かんとしたるも、多年の因襲は一朝にして之を革むること困難なるのみならず、當時本島は金圓計算を以て價格を定め、實際は銀貨を流通せしむる過渡的幣制なりし爲め、茶の輸出業者たる洋行、滙兌館等は本行に金銀兩勘定の取引を開き、銀相場變動に因る利益を收むる目的を以て、爲替の空賣買を爲す者ありたるにより、本行は安んじて茶爲替を買取ること能はざる状態なりき。然るに明治三十七年幣制改革後金券の流通増加するに及び、前記弊害も除去せられたるを以て、本行は歐米、南洋向茶爲替の買取を開始し、爲替相場又は爲替期間等に有利なる條件を與へ、或は買付資金の貸出に應ずる等鋭意取引の誘引に努めたる結果、茶輸出爲替は漸次本行に集中せらるゝに至れり。

斯て本行多年の努力に因り、歐米向烏龍茶は明治三十八、九年頃より、又南洋向包種茶は四十三、四年頃より臺北を集散地として取引せられ、其の後本島、南洋間直通航路の開設並に歐米、南洋方面に於ける本行支店の設置に依り、直接爲替取組上の便宜益加はりたるを以て、本島茶商は従來外國商社に占められたる商權を、漸次其の手に回收することを得るに至れり。

尙本行は、茶製造業者に對し製茶資金を供給し並に粗製茶製造の茶農に對しても、廣く金融の便を與へしを以て、其の放資額も明治三十六年以降累年漸増し、四十一年には四百三十二萬圓餘、大正二年には六百七萬餘圓となり、更に七年には二千百八十餘萬圓に上りたり。爾後斯

業の不振及本行資金關係等より放資額の漸減を見たるも、尙昭和四、五年頃までは大體五、六百萬圓臺より一千萬圓臺を維持せり。然るに昭和七、八兩年に互り、烏龍茶及包種茶共海外市場に於ける需要不振の影響を蒙り、著しく其の生産額を減じ、之に伴ひ本行の放資も亦著減するに至りしが、同九年以後海外輸出再び旺盛となり、又新たに紅茶の進出もありて、本行貸出も漸増の傾向を示し居れり。

明治三十六年以降本行の茶に對する放資額を表示すれば左の如し。

茶放資額種類別 (單位千圓)

年次	當所割引	他所割引	荷付爲替	貸付及當座貸	買入爲替及利付爲替	合計
明治三十六年	三七二	一、七六六	三六	五		二、一三七
同 四十一年	三三〇	三、〇九九	二	一、九九		四、三三三
大正 二年	五四〇	四、一〇三	五	一、四三		六、〇九
同 八年	一、三〇〇	五	一〇一	四、六七	五、〇八	一一、一三
同 十年	三、九六三			三、一六	三、八四	九、〇〇
同 十二年	二、四九二			二、一〇一	三、一四三	七、八三
同 十四年	一、八九〇			一、六五三	二、五八一	六、一三
昭和 二年	四七八			六七七	一、三四	二、四九

年次	當所割引	他所割引	荷付爲替	貸付及當座貸	買入爲替及利付爲替	合計
同 四年	一、四〇八			六、二五〇	五、四三七	一三、〇八五
同 六年	一、五七〇	七		一、四五	一、四四一	四、三六四
同 八年	一、四〇六	五	二	四七三	一七九	二、〇四
同 十年	一、〇六	三	一〇	一、二六三	八七	三、一九
同 十一年	一、四六	二	三四	一、〇一五	一、六八一	四、一九七
同 十二年	二、五三三	一〇	二七	一、三〇七	二、五九九	六、五五六

金資金 本島に於ける瑞芳、金瓜石、牡丹坑の三金山は、既に明治三十一年頃より製鍊を開始し、其の他砂金の産出亦尠からず、當時本邦産金の三分の一を占むる盛況に在りしが、本行は是等の産金を一手に買収して、一部を銀行券發行準備に充當し、殘餘を日本銀行に供給する目的を以て、明治三十三年前記三金山と産金買収契約並に當座貸越に依る資金供給契約を締結せり。一方砂金の買収をも開始せる關係上、金銀分析所を必要とするに至り、同年十一月基隆に之を開設せし處、該分析所は計量、品位共正確にして對岸へ輸出するに比し有利安全なるを以て、本島人の砂金を持込むもの漸次多きを加へ、其の買収高明治三十四年四十六萬餘圓、三十五年には六十餘萬圓に達したるが、其の後砂金の産出減退其の他に依り分析依頼漸減せしを以て、四十一年六月分析所を閉鎖せり。

上記の如く最初本行の金山に對する資金貸出は、主として産金買収の目的に出でたると一面

鑛山業の性質に鑑み、消極的援助に止まりしが、明治三十六年頃各金山の施設漸く整備したるに加へ、三十七年幣制改革の結果本行としても金準備増加の必要を生じたるに依り、一定極度内に於て無擔保貸出に應ずることとし、更に三十八年には鑛業權及鑛山設備を擔保として貸出に應ずる等積極的資金援助を爲すに至り、其の貸出も年々増加を見、大正二、三年頃には一千万圓以上に達したり。

然るに其の後牡丹坑金山は廢坑となり、瑞芳、金瓜石兩金山も一時産金高著しく減少し、本行貸出も之に伴て減退を見るに至りしが、大正七年瑞芳金山經營の爲め臺灣鑛業株式會社設立せられ、又同十四年金瓜石鑛山經營の爲め新たに金瓜石鑛業株式會社設立せらるゝに及び、本行は兩社に對し種々資金上の便宜を與へたるのみならず、更に設備擴張に要する新規資金を供給して、經營の刷新合理化を圖らしむる等積極的援助を爲したる結果、本行貸出も再び増加し、昭和七年に於ける金放資額は遂に一千三百七十餘萬圓に膨脹せり。其の後金瓜石鑛業會社は、幸に産金高の増進と金市價の昂騰とに因り業績頓に好轉せしも、昭和八年日本鑛業株式會社系の臺灣鑛業株式會社へ讓渡したるを以て、同鑛山に對する本行貸出金の回収を見、爾來本行の金放資も著しく縮小を示すに至りしが、昭和十二年に入り引續く金市價の昂騰と、産金獎勵規則の施行とに依り、臺灣鑛業會社其他産金業者の施設擴張に對する貸出増加し、同年中の放

資額は六百九萬餘圓に上りたり。

明治三十八年以降本行の金に對する放資額を表示すれば左の如し。

金放資額種類別 (單位千圓)

年次	當所割引	他所割引	荷付爲替	貸付及當座貸	合計
明治三十八年	一、八〇〇	—	—	一、〇五〇	二、八五〇
明治四十三年	二、三三三	—	九〇〇	三、〇六六	六、三九九
大正四年	五、八四四	三	八〇〇	二、八八八	九、六三四
同八年	三、四六六	三〇七	—	—	六、五三四
同十年	一、一八五	一、五五五	—	—	二、七四〇
同十二年	二、七二二	—	七	一、四〇四	四、一三三
同十四年	二、六二二	—	—	七〇	三、三九二
昭和二年	三、七四三	—	一、一〇七	—	四、八五〇
同四年	二、四四〇	六	三、一〇九	—	五、六五七
同六年	二、三三三	—	三、三六六	—	五、六九九
同八年	二、三九九	—	一、五〇九	—	三、九〇八
同十年	三、三二九	—	二	—	三、三三〇
同十一年	三、〇七〇	—	—	—	三、〇七〇
同十二年	六、〇九〇	—	九	—	六、〇九九

石炭資金

領臺當時本島の石炭は、採炭上の設備極めて姑息且不完全なりし爲め、其の産額も甚だ微々たりしが、明治三十八年基隆田寮港に於て始て運搬、排水等に對する諸機械を設備し、成績大いに見るべきものありたるに因り、同業者間に機械應用の機運を促進し、産額漸増の傾向を示したるも、尙明治末年までは島内の需要を充たすに足らざりき。然るに大正五、六年以降財界好況に向ふや、炭價の著しき好調に刺戟せられ、島内主要炭鑛は其の採炭、運搬、排水等に完全なる機械設備を施し増産を圖りたるを以て、大正七年には年産八十萬噸を超ゆるに至り、而も當時焚料炭として其の聲價漸く高まりし爲め、單に石炭補給の目的を以て本島に寄航する内外船舶も亦年々増加し、此の方面に於ける需要のみにても年五、六十萬噸に達せり。而して大正十二年以降今日まで大體年々百五十萬噸以上を産出し、島内需要を充たして尙多量の海外輸出を行ふに至れり。

本行の石炭放資は、大正元年までは僅々三十萬圓程度に過ぎざりしが、大正八年には海外輸出旺盛となり、是等の金融も含みて二千五百三十餘萬圓に激増し、更に翌九年には五千百餘萬圓に達したり。其の後南支方面に於ける政治經濟事情の變化に伴ひ輸出不振に陥り、石炭會社中經營困難となりたるもの尠からざりしが、本行は極力事業繼續の爲め資金上の援助を爲し、漸次恢復に至らしめたり。斯て永年不振に悩みたる斯業も、近年島内に於ける時局關係工業の



水田風景

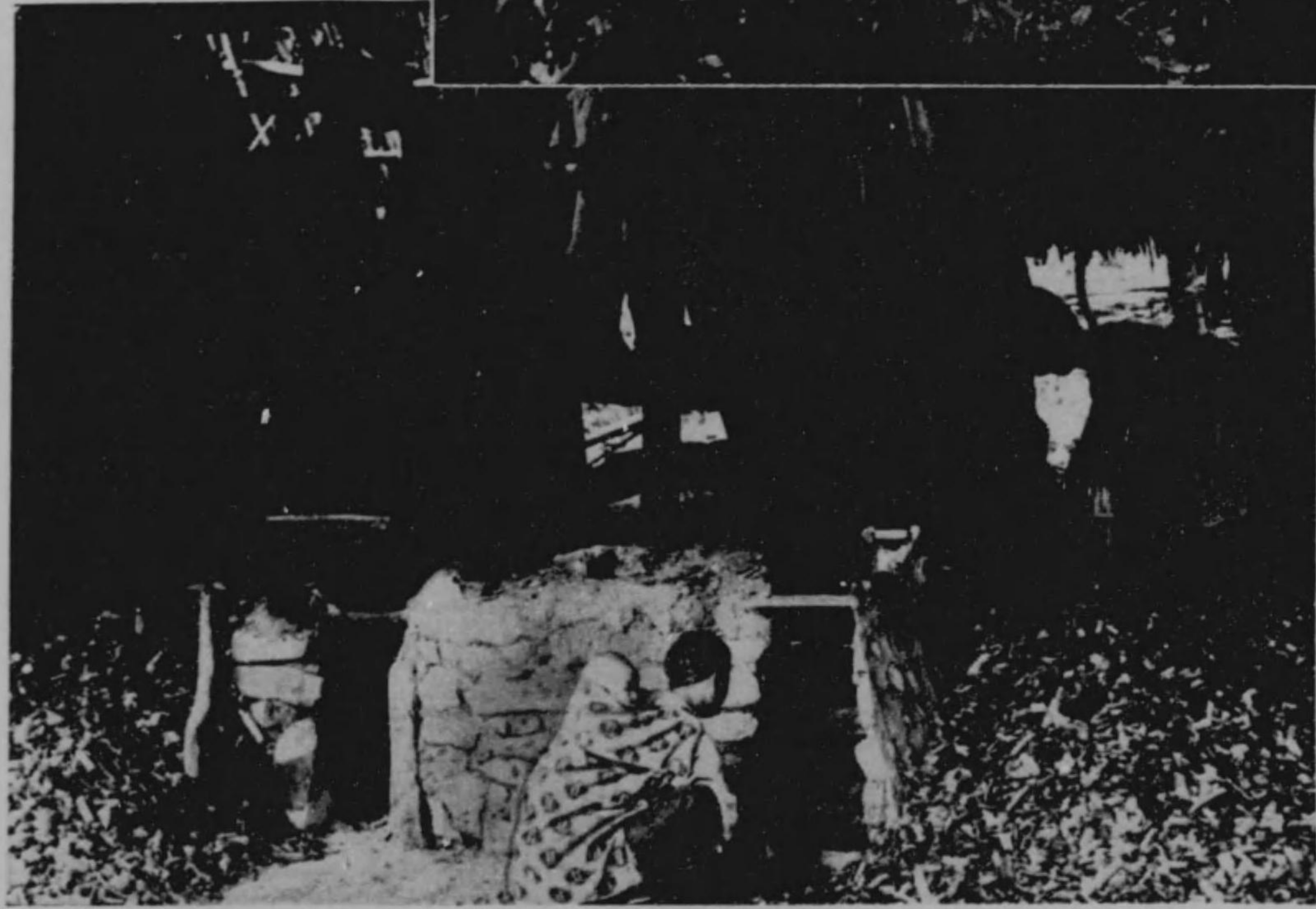


米の收穫



移出米の貨車積込

製腦原料の採取

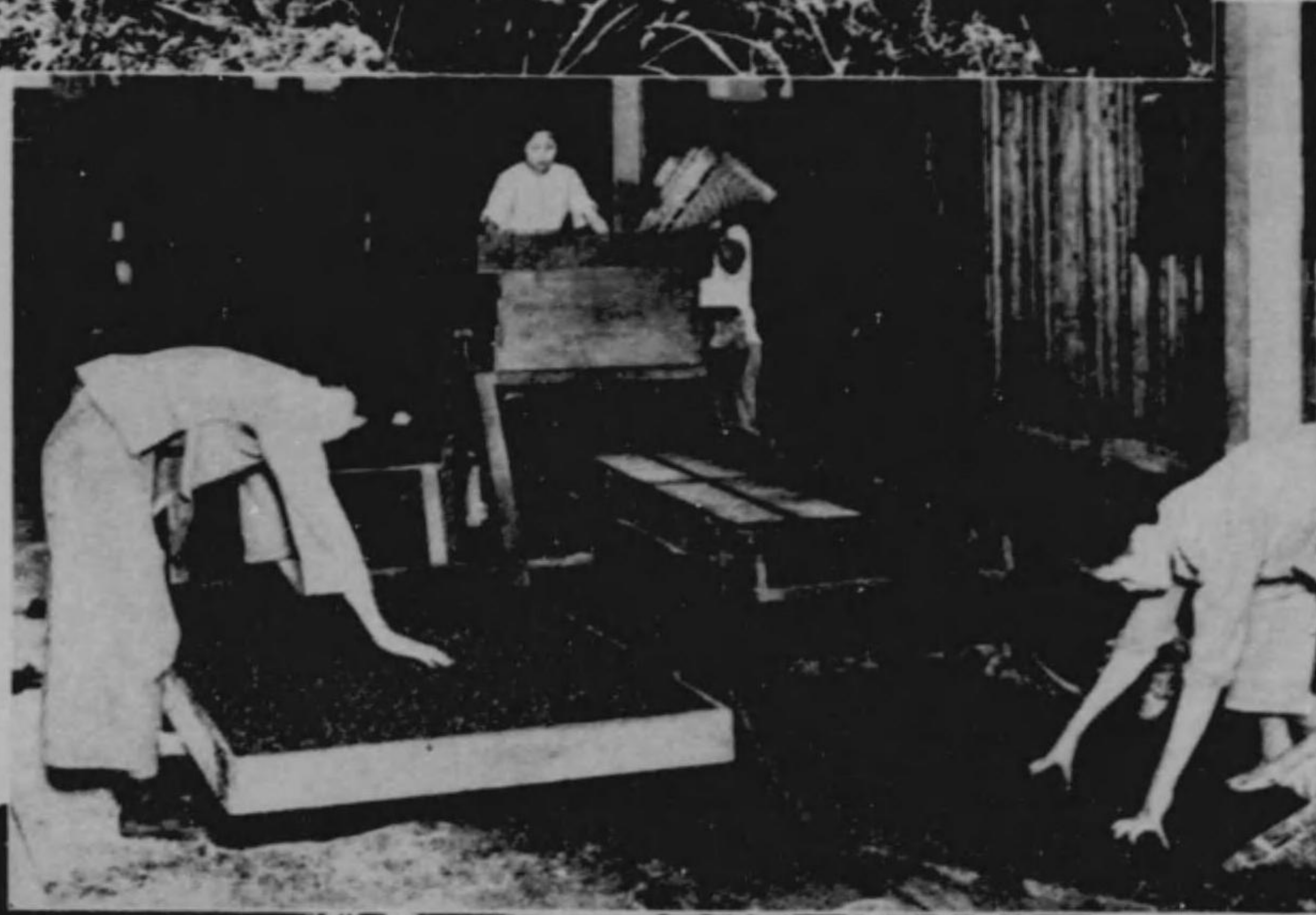


粗製樟腦の焚蒸

茶畑



製茶工場



茶の包装

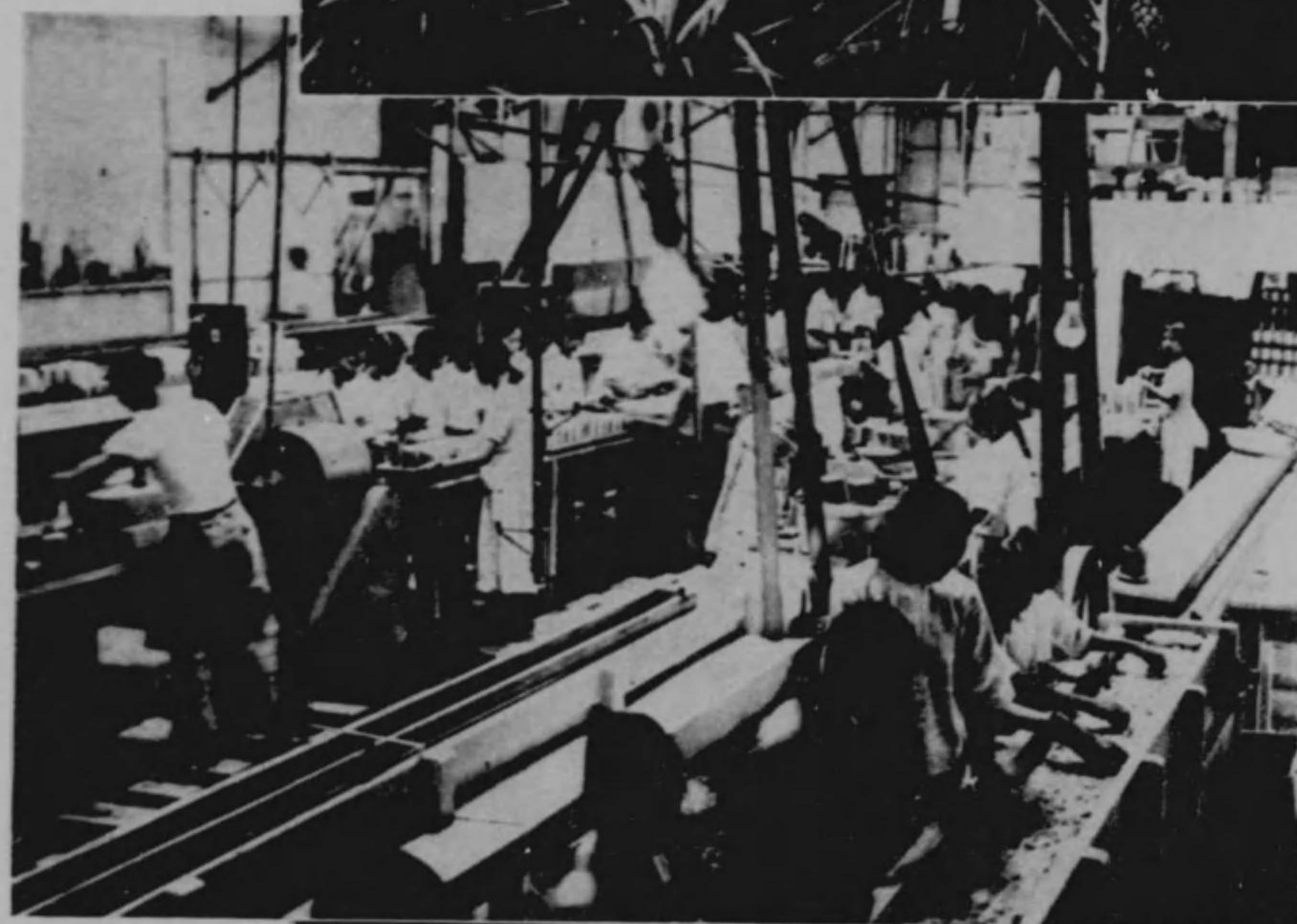
芭蕉畑



バナナの積出



鳳梨畑



鳳梨罐詰工場

仕上箱詰



物果の臺灣



且文

枝荔蕃



ンカンボ



瓜木



ーゴンマ

發展に伴ひ、漸く不況を脱するに至れり。

大正八年以降本行の石炭に對する放資額を表示すれば左の如し。

石炭放資額種類別 (單位千圓)

年次	當所割引	他所割引	荷付爲替	貸付及當座貸	買入爲替及利付爲替	合計
大正八年	一八、五二	一、二四三	四	四、四三	一、五二	三五、五九
同九年	三九、九三	六		一〇、七二	一、〇八七	五、〇三六
同十年	四、三七六	三〇		六、〇六	六〇一	四八、〇〇三
同十一年	一五、六三	五七七	五	三、四六	一、〇四三	三〇、三九七
同十二年	一一、〇七	五〇四		三、六五	八〇八	一六、〇三八
昭和二年	三、六八	三三三	一〇	五、四〇	五九	三八、三三〇
同三年	三、四八三	三六		四、〇六	一〇三	三八、八八一
同四年	一八、七五七	五三七		二、五八四	一	三、六八八
同五年	一〇、一四八	四七二		一、五四〇	一八三	一三、四七四
同六年	一三、三六五	三八〇	一九三	一、九二二	八三三	一六、六七三
同七年	一一、六六八	五〇二	二四三	一、八〇三	三四九	一四、五六五
同八年	六、〇九三	七〇五	四三四	一六、〇三	四五三	三、六六六

樟腦資金

本島の樟腦に對しては、明治三十二年專賣制度施行せられ、其の製造も之を總督

第五章 臺灣に於ける業績

府の直營とせしが、後民營に移し、主として小規模の會社、又は資産信用ある個人の手に依て製造せられ、其の數頗る多かりき。爾來セルロイド工業の發達に伴ひ、益樟腦に對する需要を喚起し、年と共に生産高を増加せしが、其の後人造樟腦の出現に因り之と對抗上生産費引下の爲め、小會社又は個人經營を大規模の會社組織とする必要を生じ、大正八年總督府の勸説盡方に依り、資本金一千萬圓の臺灣製腦株式會社設立せられ、全島の製腦事業を同社に於て買收統一することゝなれり。

本行は前記臺灣製腦會社の設立に至るまで、全島に於ける多數の製腦業者に對し、主として專賣局納品代を引當として、製造資金の供給を爲し、大正六、七年の好況時代には、其の放資額も三千萬圓内外に達したり。又製腦會社設立當時は、拂込資本金六百萬圓を一時融通したる外、運轉資金の供給にも應じ來りしを以て、大正十年までは等融資は一千萬圓以上に上りたるが、昭和初年の頃より同社業績向上し、本行の資金援助を要せざるに至れり。

斯て昭和九年臺灣總督府に於て同社を買上ぐるに至り、爾來樟腦は製造販賣共官營となれり。明治三十八年以降本行の樟腦に對する放資額を表示すれば左の如し。

樟腦放資額種類別 (單位千圓)

年次	當所割引	他所割引	荷付爲替	貸付及當座貸	買入爲替及利付爲替	合計
明治三十八年	三三三			四六		三八〇
同四十二年	九、五九五	一五		四〇〇		一〇、〇一九
大正四年	八、五〇六			二、七〇		一一、二〇六
同六年	三、〇七〇	五、八七		五二		三七、五二八
同八年	一三、七三	六		三〇		一四、〇九
同十年	一三、七一			四	三三	一三、四二
同十二年	六		八八	三	二、五三	三、五七
同十四年				三	三、二六	三、二〇
昭和二年			六		一八	二四

上記の外島内重要生産品として芭蕉實及鳳梨等あり。芭蕉實は古くより全島各地に生産せられ、最近年生産高三億斤を超え、移輸出額一千萬圓内外に達し居り、又鳳梨は主として臺中、臺南、高雄州下及東海岸の山脚地帯に栽培せられ、最近年産一億斤内外に達し、其の罐詰製造高約七百萬圓に上り居れり。

本行の是等生産品に對する放資も年々漸増を來し、昭和十二年以降芭蕉實に對しては、月末殘高十萬圓内外、鳳梨に對しては、百四、五十萬圓より二百萬圓内外を示し居れり。

第六章 内地及海外に於ける業績

第一節 内地

第一項 内地に於ける業績概要

本行は其の開業直後即ち明治三十二年十月、當時内臺貿易の要衝たりし神戸に支店を開設せるを始とし、尋で三十九年一月大阪に、四十三年十月東京に、又大正六年四月横濱に、八年一月門司に夫々店舗を設け、其の後門司出張所のみは營業上の都合に依り之を廢止せしも、他の四支店は漸次業務の發展を來し引續き今日に至れり。

是等内地支店の任務の中其の主要なるものを擧ぐれば左の如し。

- (イ) 臺灣及支那、南洋其の他海外に對する商業貿易の機關たること
- (ロ) 各店の爲替決済機關たること
- (ハ) 本行各種資金の調節を圖り、且銀行券發行に關する諸般の連絡事務に當ること
- (ニ) 政府其の他中央諸機關との連絡を圖ること

而して本行が創立以來島内に於ては、特に力を財政公共事業並に各種産業の振興に致し、且一般金融の疏通を圖り以て本島中央銀行たるの責務を果し、又海外に於ては本邦通商貿易の發達及邦人の企業的發展に協力し、克く本行創立の趣旨に副ふことを得たる所以は、前記内地支店の協力に俟つ所大いなるものありしを疑はず。

本行内地支店は、内臺貿易増進の見地より臺灣向移出荷爲替又は商業手形に對しては、極力低利率を以て其の割引に應ずると同時に、島内主要物産たる砂糖、米、茶等の移入荷爲替に對しても、荷受保證又は貨物證券前渡等の特殊取扱に依り荷物引取を圓滑ならしめ、或は手形期日前支拂に際しては、高利率を以て利息割戻を爲す等荷受人に對し諸般の便宜を與へ、移出入貿易の増進に努めたるを以て、内地支店に於て取扱はるゝ是等移出入荷爲替は逐年増加し、大正初年以降年々數千萬圓の多額に達せり。

右の外内臺貿易決済の爲め、本行内地支店を通じて取組まるゝ送金爲替も年々増嵩し、昭和十三年には三億二百餘萬圓の巨額に上れるが、内地支店は島内店と相協力し、無手数料を以て是等送金の取組に應じ居れり。

今昭和二年以降に於ける内地店の前記爲替取扱高を表示すれば左の如し。

年次	仕向		被仕	
	送金爲替	取立爲替	送金爲替	取立爲替
昭和二年	八八、五五	三、九九	一一〇、六四三	八三、三六
同三年	六、〇八一	三、六九八	一一六、七七九	六三、一八八
同四年	一〇三、九八八	三、八三一	一三四、八〇九	六六、九二
同五年	六、七三三	一〇、三五〇	七、〇八一	八、三六六
同六年	五六、四〇四	一八、〇一一	六四、四二五	八、〇三八
同七年	七四、四四	一三、〇四一	八七、三八五	九、三〇六
同八年	九、九〇〇	一四、八九六	一〇六、八三六	七九、七三
同九年	一三、六六六	一六、四四四	一四八、一三〇	六六、〇一四
同十年	一五五、七三七	一九、八三五	一七五、一九三	七、三四三
同十一年	二〇四、七八	一九、六〇三	三三、三二一	六、六三三
同十二年	三三九、四六六	三〇、九三三	三六〇、三八九	七、四〇〇
同十三年	三〇一、〇一五	三六、〇五〇	三三八、〇六五	一〇六、一〇七
計				
仕向計	一、一〇、六四三	一、一六、七七九	一、一四、八〇九	一、一五、〇四四
被仕計	八三、三六	六三、一八八	六六、九二	八、三六六
合計	一、一八、〇〇三	一、二〇、九六七	一、二一、七三三	一、二三、四一〇

備考 取立爲替中には荷爲替、割引手形及代金取立手形を含む

又本邦對外貿易の發展殊に輸出貿易の伸張に關しては、内地支店開設以來最も力を注ぎし所にして、明治末年まで南支、南洋を主とする貿易金融に對しては、神戸、大阪兩支店専ら其の

取扱の衝に當りたり。即ち輸出商に對し、或は低利率に依る輸出前貸を爲し、或は輸出手形買取に諸種の利便を與へ、或は海外輸入商の信用調査及海外諸國の經濟調査を行ふ等極力取引上の便宜を圖り、以て輸出貿易の増進に努めたり。

其の後大正三年以降我外國貿易の一大發展期に遭遇するや、別項記述の如く大阪支店を中心として輸出組合の設立を提唱し、以て中小商工業に依る貿易の振興を企圖し、又大正六年横濱出張所開設後は、同店をして輸出貿易金融に専心せしめたる結果、本邦輸出品の大宗たる生糸輸出手形買取の如き年々數千萬圓の巨額を算するに至り、斯業の發展に資する所鮮少なからざるものあり。昭和二年五月金融恐慌當時横濱貿易協會より政府當局に提出せられたる陳情書の一節に

從來臺灣銀行の爲替業務及投資に於ける業績は頗る甚大にして、殊に爲替業務に於ける中小貿易業者の得たる恩恵は頗る顯著なるものあり。現在横濱港の總輸出額七億圓中同行横濱支店は一億餘圓の輸出爲替を取扱ひ、凡そ一割二分に相當するに依て見るも如何に同行が我輸出貿易に主要なる地位を占むるかを知るに足るべし

とあるは、中流以下の貿易業者に對する内地支店の金融援助が尋常ならざりしこと竝に輸出貿易金融上横濱支店の占むる地位の如何に大いなるものなりしかを示すものと謂ふべし。

今昭和二年以降に於ける本行内地店の輸出入爲替取扱高を表示すれば左の如し。

内地店輸出入爲替取扱高（單位千圓）

年次	輸 出	輸 入	合 計
昭和二年	一五、五七	一八、一〇	三三、六七
同 三 年	一六、五九	一六、〇〇	三二、五九
同 四 年	一五、一六	一六、七三	三一、八九
同 五 年	一五、〇四	一〇、八六	二五、九〇
同 六 年	一〇、四六	九、一六	一九、六二
同 七 年	一四、三〇	一〇、九六	二五、二六
同 八 年	一三、一九	一三、八五	二七、〇四
同 九 年	一五、四一	一六、五四	三一、九五
同 十 年	一七、四一	一五、九六	三三、三七
同 十 一 年	一六、五五	一五、〇九	三一、六四
同 十 二 年	二九、五三	一九、八九	四九、四二
同 十 三 年	一五、八八	一三、三七	二九、二五

即ち右年間に於ける輸出入爲替取扱状況に就て見るに、昭和六年本邦財界極度の不振時代に於てすら、輸出爲替一億三百餘萬圓、輸入爲替九千九百餘萬圓を算し、爾來年々其の取扱高を

増加せり。殊に昭和七、八年以降本邦財界の振興期に入るや、本行が多年獎勵せる中小商工業者に依る雜貨輸出漸く殷賑の狀を呈し、南洋、印度を始め近東、阿弗利加、中南米方面に至るまで是等商品の進出を見、本行内地支店亦此の趨勢に應じ更に輸出貿易金融に力を致したるを以て、年々其の買取高を増加し、昭和十二年には輸出爲替二億一千九百餘萬圓、輸入爲替一億九千八百餘萬圓に上り、翌十三年に入りては支那事變の影響を蒙り、輸出入貿易共著減せる爲め、本行の爲替取扱高も之に伴て減退せるも、尙輸出入合計二億八千六百餘萬圓を算し、本邦對外貿易金融上極めて重要な地位を占め居れり。

次に本島及南支、南洋に於ける事業資金並に内外爲替資金等の供給調節に對する内地支店の努力も亦看過すべからざるものあり。即ち大正初年の頃より島内に於ける製糖業其他事業の勃興と、南支、南洋に於ける邦人企業の發達とに依り、事業經營資金の需要著しく喚起せられたる際、本行内地支店は別項詳記せる如く銀行引受手形及信託預金等の新規取扱に依り、内地金融市場より豊富且低利の資金を供給し、以て是等事業の發展に寄與せし所尠からざるものありたり。

又内臺間爲替取引に基く内地店の收支は、國庫關係送金の受拂に依り調節せられ、一箇年を通ずれば略均衡を得るが如きも、或時季に於ては極めて不平均にして、例年上半季は收入超過、

下半季は支拂超過となり、又之を地方別にすれば東京、横濱兩店は収入超過を示し、神戸、大阪兩店は支拂超過となるを常とせり。而して一般銀行に在りては、斯る場合資金の必要あれば之を本店に仰ぎ、其の餘剰は之を本店に廻送するを例とすれども、本行内地支店の立場は寧ろ之に反するものあり、即ち本行内地店と本店との資金關係は、一に經濟上自然の爲替關係に依り資金の増減を爲すに止まり、現實に資金の廻送をなすこと困難なるを以て、内地支店特に現在に於ては東京支店の如きは、資金關係上本店業務の一部を擔當し、内地店間の資金は固より、各地間爲替資金の調節其他本行全般に於ける資金の調整に任じ居れり。

此の外本行銀行券發行に關する諸般の連絡事務特に數次に互る保證發行限度の擴張、臺灣銀行法の改正、印刷局關係、外國爲替關係等に對する中央との交渉連絡は、東京支店専ら其の衝に當り、今日まで諸問題の解決に力を盡し來れり。

以上概説する如く本行内地支店の任務とする所は複雑多岐に互り、且極めて重要なものなるが、内地諸店は克く島内及海外諸店と相協調して其の職責を果し、以て本行業務全般の圓滑なる運行に努め來れり。

第二項 銀行引受手形の創始

明治四十二、三年頃より本島に於ては、製糖業の發達其他各種産業の興隆に伴ひ、事業資金の需要著しく増加し、又南洋方面に於ても護謨栽培業其他に對する企業資金の需要漸次旺盛を加へ、本行獨力を以て是等事業資金の供給を行ふこと極めて困難なる情勢に立到りしかば、本行は各事業會社をして直接其の資金を内地市場に仰がしめんとせしも、本島及南洋方面の事情竝に事業の性質等十分に知悉せられざりし當時に在りては、遽に之に應ずるものなく、其の解決に關し種々考慮を拂ひたる結果、當時英國金融界に於て行はれたる銀行引受手形制度を本邦に施行し、以て是等事業資金を内地市場に求めしむる手段を講ずることとせり。

右銀行引受手形なるものは、資金を必要とする事業會社より振出されたる手形を本行に於て引受け、本行の有する信用を該手形に附與して、内地金融市場より資金の供給を受けしむるものにして、本行は該制度に依り、先づ臺灣に於ける製糖事業資金の如き之を内地市場に求めしむるの適切なるを感じ、大正三年十月本行引受に係る製糖會社振出手形を、藤本ビルブローカー銀行の手に依り東京、大阪兩市場に賣出さしめたるが、是實に本邦金融界に於ける銀行引受手形の濫觴なり。

當時内地諸銀行は是等手形の取引に慣れざりし爲め、當初は割引日歩の如き一般商業手形に比し稍高率なりしも、日ならずして一流手形として市場より歓迎せらるゝに至り、商業手形以

下の低率を以て取引せらるゝことゝなれり。本行は該制度に依り島内各種産業並に、南支、南洋に於ける各種企業に對しても、内地市場より低利豊富なる資金を供給するの途を拓き、是等事業の育成發達に裨益する所著大なるものありたり。

斯て該制度の利便周知せらるゝに及び、之に倣うて一般銀行の引受手形も漸次市場に現はるゝに至り、特に日本銀行に於ては、大正八年本邦外國貿易金融の疏通を圖る目的を以て、貿易上の實際取引に基く銀行引受手形を再割引する途を開き、又世界大戰中擴張せられたる我國産業の維持並に整理を爲すに必要な資金調達を圓滑ならしむる爲め、事業會社振出に係る銀行引受手形に對しても、再割引を許容するの制度を設けらるゝに至りしが、斯の如く本行創始の銀行引受手形制度は、實に我金融市場に一新時期を劃したるものと謂ふべし。

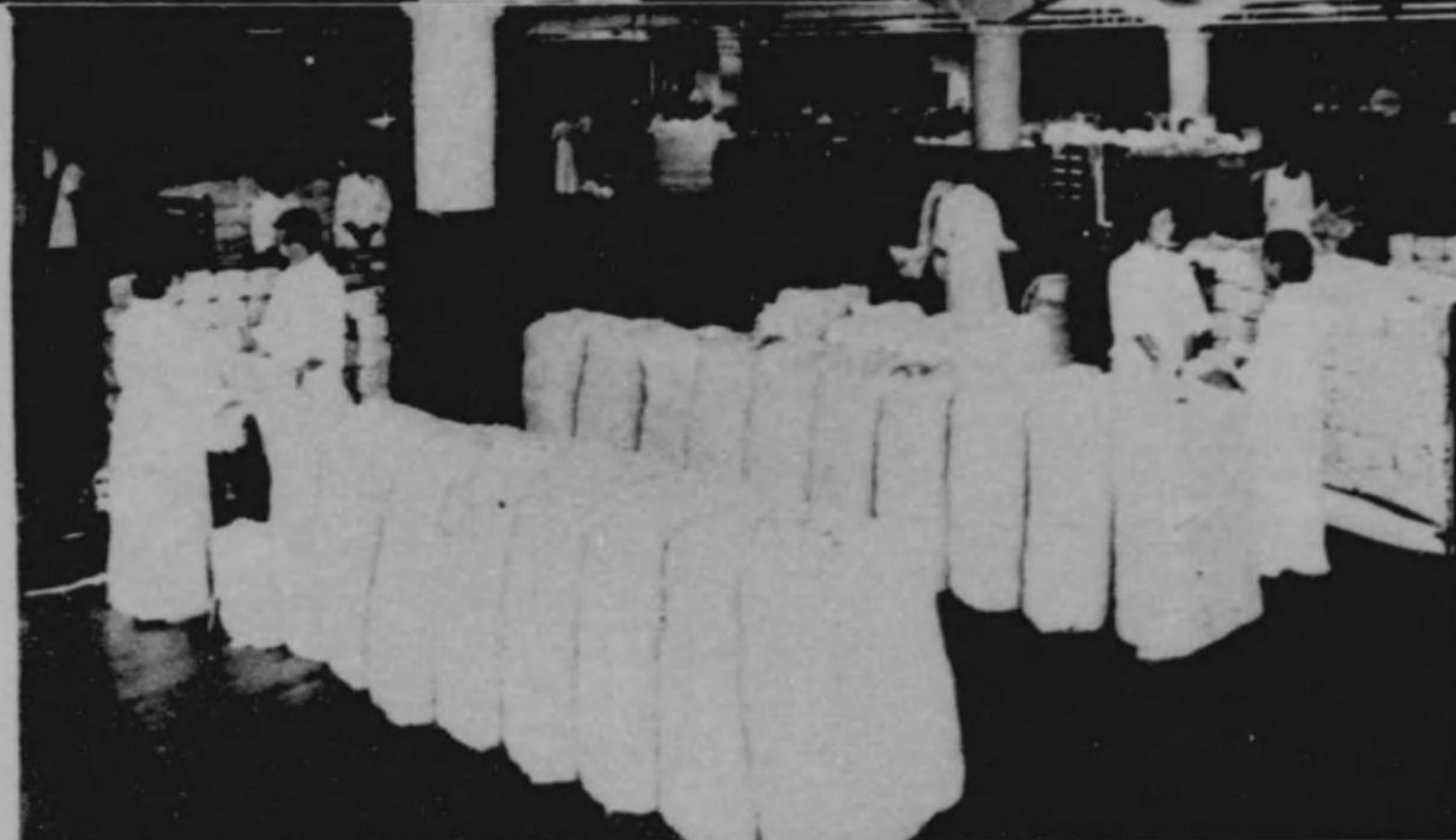
第三項 輸出組合の設立と中小貿易業者の發達援助

大正初年の頃より近東、南洋、印度諸國の本邦商品に對する需要は、年と共に漸増の傾向に在りたるが、大正三年七月歐洲戰亂勃發するや此の趨勢は頓に顯著となり、本邦對外貿易に一大飛躍を促がすべき機會の到來を見るに至れり。

然るに當時我國に於ける中小貿易業者及製造業者等は概して海外の事情に暗く、又外國との



輸出生糸の検査
(横濱生糸検査所)



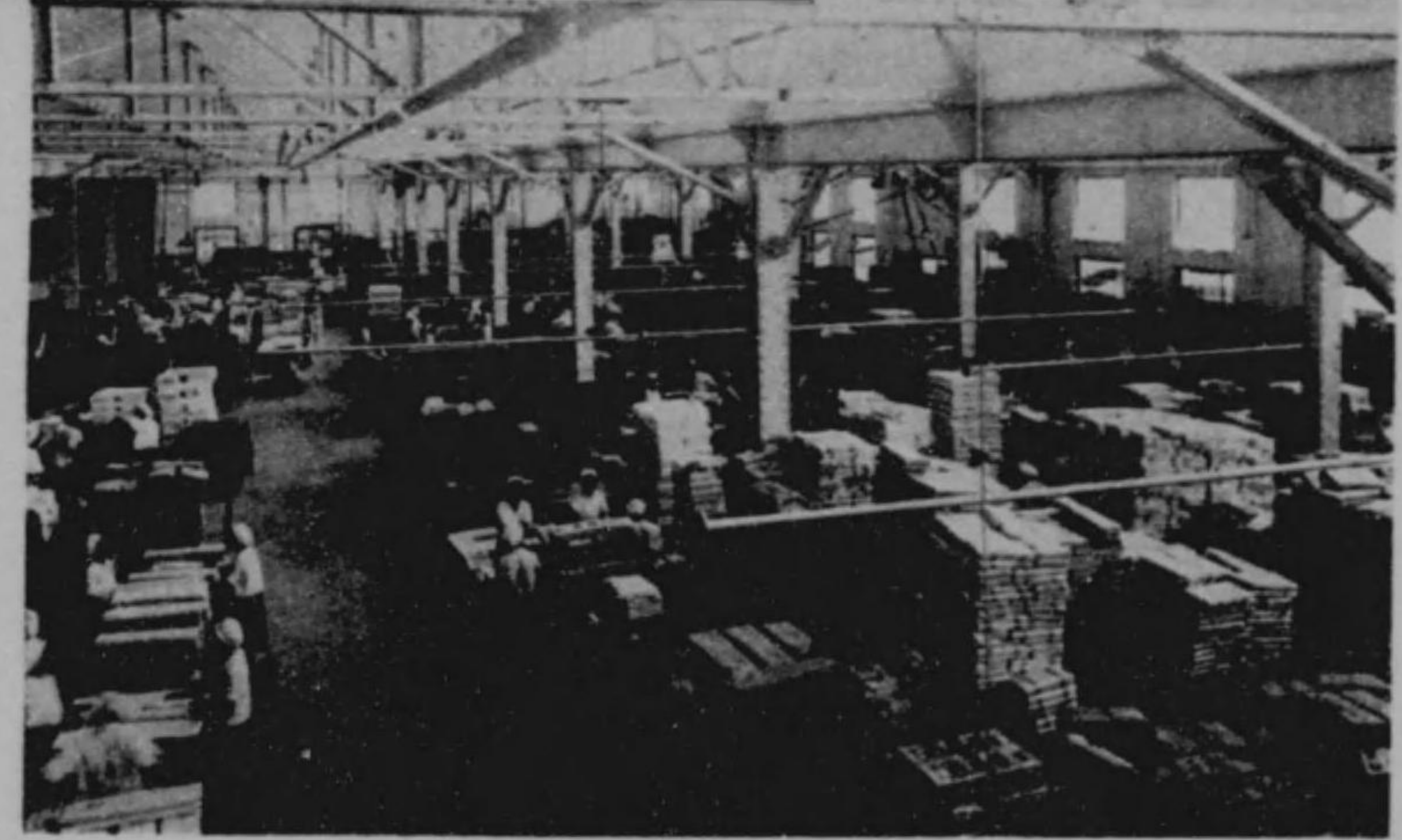
輸出雜貨の船積



入 輸 の 花 棉



染 捺 の 布 綿 出 輸



造 荷 の 布 綿 出 輸

商取引に習熟せず、且概ね資力薄弱なりしかば、其の取引金額も極て小額に止まり、外國より多量の注文に接しながらも、未だ十分なる満足を與ふること能はざる状態にして、輸出貿易伸張に對する絶好の機會に遭遇しながら、可惜之を逸するに非ざるやの感を深からしめたり。

本行は斯る情勢に鑑み、我中小商工業者の海外貿易發展を期するには、先づ資力薄弱なる是等業者に依りて行はるゝ各個單獨取引を革め、數人又は數十人を糾合して組合を結成せしめ、此の團結の力を以て輸出貿易の發達を策するの外なきを感じ、大正三年九月輸出商工業者に向ひ、左記の趣旨を以て輸出組合の設立を勸奨せり。

歐洲大戰の勃發に因り是等西歐諸國と東洋及南洋諸國との通商は殆ど杜絶し、其の舊態に復するの日も豫測し難きを以て、我國は此の千載一遇の好機會に於て、日支兩國間の經濟的關係を一層緊密ならしむると共に、南洋諸國に對する貿易の伸張發達に努力せざるべからず。而して此の際本邦貿易の一大躍進を期するには、有爲新進の貿易業者の奮起に俟つ所多大なるを以て、斯る中小貿易業者は先づ組合を結成し、團體の力を以て斯業の發展を圖るべく、又場合に依りては生産業者自ら輸出組合を設立し、直接輸出業務に従はれんことを勸奨す。本行は斯る組合に對しては、先づ輸出品仕入資金の低利前貸、輸出戻税の前貸等を行ひ、又輸出貨物に對しては貸出金額、利率、期間、爲替相場等に於て利便を圖り、尙外國品と競争

激甚なる輸出品に對しては、金利、爲替期間等に於て特別の利便を與へ、以て輸出獎勵に資する所あるべく、又土地の状況に依りては銀行自ら倉庫を建設し、商品擔保にて金融の途を講ずべく、尙輸入商が組合を組織する場合には、之に對し輸出商同様の便宜を與ふべし。此の外當業者の希望に依り南支、南洋方面に對する各種の調査に就ても便宜を圖り、又商用の爲め各地へ向ふ出張員には、及ぶ限り諸種の利便を供與すべく、其の他貿易振興を期する上に於て萬般の努力を惜まざるべし。

幸ひ右本行の發案は當業者の大いに歡迎する所となり、大正三年十月大阪に於て製造家貿易組合の組織せられたるを端緒とし、爾來東京、横濱、神戸各地に於ても續々之が設立を見るに至れり。其の組合名と設立年月を擧ぐれば左の如し。

- 東京市 東京貿易組合(大正四年十月)
- 横濱市 合名會社共同貿易商會(大正四年二月)
- 大阪市 製造家貿易組合(大正三年十月)
- 同 貿易品莫大小改良合資會社(大正三年十一月)
- 同 大阪直輸出組合(大正四年五月)
- 同 東洋貿易組合(大正四年七月)

- 大阪市 日本製造業者組合(大正四年八月)
- 同 東印度貿易組合(大正五年八月)
- 神戸市 神戸實業商會(大正三年十一月)
- 同 南海洋行(大正四年七月)

前記輸出組合に對し、本行は組合員の製造資金、仕入資金の調達或は荷爲替取組等に關し、直接又は間接に各種の庇護便宜を與へ之が發達を圖りたるが、其の具體的事例を擧ぐれば、東京に於ける東京貿易組合、大阪に於ける東印度貿易組合外四組合に對しては、各組合員より信認金として五百圓宛を提供せしめたる上、連帶責任を以て其の五倍即ち二千五百圓迄の荷爲替取組を許容せるが如き、又神戸實業商會に對しては、或種の荷爲替をノーマージンにて買取り、且輸出前貸に特殊の便宜を圖りたるが如き、凡ゆる資金上の援助を爲したり。

尙是等貿易商の輸出商品に對する見本を本行南支、南洋各店に送付し、同地方商人に展示して註文の斡旋を試み、或は輸出先商社の紹介、信用の調査及取引上の交渉、船會社、倉庫會社との聯絡等諸般の便宜を圖りたる結果、中小商工業者に依る輸出貿易は一大躍進を遂げ、組合員にして其の規模を擴張して、株式會社組織に変更したるものあり、或は獨立大成したるもの亦尠からず。例へば安住大藥房の如き蚊取線香を以て世界的に進出し、福島洋行の如きメリヤ

スの製造輸出を以て、斯界に雄飛するもの等成功者簇出を見るに至れり。
 今大正四年より同十一年まで八箇年間に、本行の是等輸出組合に對し融通したる金額を擧ぐれば左の如し。

輸出組合關係貸出額（單位千圓）

年次	貸出金額	年次	貸出金額
大正四年	七三〇	大正八年	五、二七八
同五年	三、三五六	同九年	六、三七九
同六年	五、一七五	同十年	二、五三七
同七年	四、一三五	同十一年	二、三六二

斯て是等輸出組合に依る貿易の發展は、各方面に多大の衝動を與へ、殊に本行内外各店の支持に俟つ多數中流商社の奮起を促がし、延いて今日に見る南洋及印度貿易の盛觀を齎すに至りしものなるが、斯の如きは實に是等輸出組合及中流商社が、本行指導後援の下に貿易上の先驅となりて活躍し、廣く礎石を築きたるに胚胎せるものと謂ふべし。

而して上記輸出組合は、大正九年以後内外經濟情勢の變遷に伴ひ、其の組織を株式會社に改むるものあり、又個人商店として發展するもの等ありし爲め、前表の示す如く本行の組合に對

する貸出も爾來漸減を辿りたり。然れども大戰好況期間前後に於ける輸出組合の活躍は、後日輸出組合法制定の素地と機運とを作るに效果ありたるものと見るを得べく、近年我輸出貿易の躍進寔に目覺しきものありて、世界如何なる僻陬の地に於ても、殆ど我商品を店頭に見ざる處なきまでに發展を遂げたるは、本行多年努力の一端が茲に酬むられたるものとして欣慶に堪へざる次第なり。

第四項 信託預金の創始

大正四、五年以後歐洲大戰に因る本邦對外貿易の發展期に際し、本行は内外各地に店舗を増設し、外國爲替業務の一大擴張を圖りし爲め、益多額の爲替資金を必要とし、又一方對支借款、日支合辦事業等に對しても、尠からざる資金の捻出を必要とする事情に迫られたるを以て、本行は新資源の獲得に對する方策に關し種々考究を重ねたる結果、信託預金制度を創始するに決し、遍く歐米の資料を蒐集すると共に本邦の慣習をも參酌して該制度を確立し、大正五年十一月より其の取扱を開始せり。

本制度は預金者より二箇年以上一定期間を定めて資金を預託せしめ、本行は該資金を確實有利なりと認むる事業に投資し、之に依て生ずる收益の中より、少額の信託手数料及保證料を除

き、其の他は之を預託者に配當し、萬一投資物にして豫定の利益を收むること能はざる場合と雖も、本行に於て常に一定額以上の利益配當を爲すことを保證するものなり。從て該制度に依り本行は、安全なる長期資金を獲得すると同時に、預託者は定期預金利息よりも遙に有利なる配當を收むるものなるを以て、時宜に適せる制度として一般の歡迎する所となり、取扱開始後二箇年に満たずして、其の預金額は四千萬圓の巨額に達し、極て良好なる成績を擧ぐるに至れり。

信託預金開始以來各季末殘高を擧ぐれば左の如し。

信託預金殘高（單位千圓）

年次	六月末殘高	十二月末殘高
大正五年		五、〇八七
同 六年	一七、二五二	三〇、六三八
同 七年	三九、一三六	三八、八七一
同 八年	三七、八二五	三三、一四二
同 九年	二一、四五二	八、八八四
同 十年	一、九〇五	八〇二
同 十一年	六一一	二四七

斯て本行は該制度の運用に依り營業資金も頗る潤澤を加へ、業務遂行上裨益したる所尠からず。即ち本行は本資金を臺灣及南支、南洋方面に於ける有利事業に投資して、本邦資本の海外進出を促がし、其の結果島内に於ては製糖業其の他の發達を見、南洋方面に於ては護謨栽培、鑛業其の他拓殖的企業に著手する者を續出せしめ、又支那に於ては我政府の方針に順應して各種の借款に應じ、或は日支合辦事業を援助して兩國經濟提携を促進せしめたる等、國策上貢獻する所大いなるものありたり。尙該預金の新規受入を中止したる大正七年六月四日現在、地方別投資額並に投資物種類別は次表の通にして、之を一瞥せば右の事情は自ら明瞭なるべし。

地方別信託預金投資額（單位千圓）

地方別	投資額	備考
臺灣	六、四八八	
支那	一五、五三六	
南洋	一、八一八	
内地		
其他	一四、五七四	其他投資は主として紐育に於ける短期公債投資なり
合計	三八、四一六	外に運用未済七十三萬九千餘圓あり

第六章 内地及海外に於ける業績
信託預金投資物種類別（單位千圓）

種別	金額	種別	金額
支那政府關係借款	九、九四一	製麻業	三〇〇
支那政府大藏省證券	一、一一〇	社債	一、二四九
鑛業	六三〇	佛國國庫債券	八一八
紡績業	一、五七〇	英國國庫債券	四〇八
鐵道	七一一	第一回英國公債	六三九
製糖業	四、〇六九	第二回英國公債	四、五三七
護謨業	一、二八八	英佛公債	七、〇一四
電氣業	一、四七五	雜	一、二六二
煉瓦業	一、一四八	合計	三八、四一三
樟腦業	二四〇		

然るに當時本預金制度が江湖の好評を博し、其の開始以來異常なる膨脹を來したる事實を見て、同業者中本行の制度に倣ひ、信託預金を開始せんとするもの多きを加ふるに至り、之に伴て諸種の弊害を生ずる虞ありたるを以て、政府に於ても此の種業務に關する取締の爲め信託法制定の必要を認められ、近く議會に提出の内議あり、而して同法制定の曉には本行信託業務も多少之を變改するの要あるべきを慮り、大正七年六月以降信託預金の新規預入取扱を中止し、

大正十二年一月信託業法の實施せらるゝに先だち、該預金の取扱を廢止せり。是に於て該預金殘高も上記の如く大正七年六月末を最高とし、爾來漸減するに至りしが、本信託預金制度の創始は、實に我國に於ける金錢信託預金制度確立の端を啓けるものと謂ふべし。

第五項 輸出補償手形の買取と輸出資金の前貸

大正十二年關東大震災の後、我國は年々老大なる復興物資の輸入に迫られたるも、一方輸出貿易は萎靡振はず、貿易尻は連年巨額の逆調を呈し、國際貸借の前途寔に暗澹たるものありたるが、斯の如き情勢の打開改善を爲さんと欲せば、先づ輸出貿易の振興を企圖するの外なく、政府は此に鑑みる所あり、貿易伸張の一手段として輸出補償法を立案し、昭和五年三月第五十八回帝國議會の協賛を経て同年五月十七日之を公布せられ、尋で七月三十一日同施行細則の公布を見、八月一日より實施せられたり。

本法の目的とする所は從來我國との取引稀なる世界の僻地に本邦商品輸出せられ、該輸出手形決済の上に支障を生じたる場合、政府に於て之が損失の一部を補償することを約し、輸出業者をして金融上の便益を得しむると共に、斯る取引に起因する不測の損失を免れしめ、我商品の新市場を開拓し、輸出貿易の促進を圖るに在りたり。而して本法施行の當初昭和五、六年頃

に於ける我輸出貿易は、前記の如く極度の不振状態に陥り居たるにも拘らず、爾來年と共に急速なる恢復を遂げ、克く今日の隆昌を來したる所以は、金輸出再禁止に因る本邦事業界の發展並に日滿經濟の協力等に因るもの固より多かるべしと雖も、一面亦本法の制定運用に負ふ所尠からざるものあるを疑はず。

輸出補償法制定以來本行は該制度の趣旨を體し、其の圓滑なる運用に協力せんことを期し、世界如何なる僻遠の地と雖も苟も本邦商品を需要する地域に對しては、銳意新市場の開拓に助勢し、極力取引の増進を圖りたる結果、補償手形買取高は次表に示すが如く逐年増加の跡を辿れり。

輸出補償手形買取高 (單位千圓)

年度(會計年度)別	本行買取高	補償手形總計	手形總計に對する本行買取取比率
昭和五年度	五九	一、九〇二	〇、三割
同 六年度	四三八	四、九五六	〇、九
同 七年度	一、五一一	九、四二五	一、六
同 八年度	六、四七四	二一、〇二〇	三、〇
同 九年度	八、五四六	二七、六二五	三、一
同 十年度	九、七八六	二二、七一一	四、三

同 十一年度	一四、二一八	三〇、三〇五	四、七
同 十二年度	二六、七一九	六五、八一—	四、一
同 十三年度	四〇、九一五	一一八、二八六	三、四

備考 商工省貿易局發表に據る

即ち前表に示すが如く昭和五年度に於ける買取高は、僅々五萬九千餘圓にして全補償手形に對し三分に過ぎざりしに、其の後連年著しき躍進を遂げ、昭和十年度に於ては九百七十八萬餘圓、即ち六年度に比し二十二倍に上り、更に昭和十一年度に至りては一躍一千四百二十餘萬圓の巨額に達し、取扱銀行中の首位を占むるに至り、其の後も買取額の増加を示したるは、聊か我輸出貿易の振興に寄與したるものと謂ふを得べし。

爾て補償手形取扱の實績を補償金受拂の狀況より觀察するに、次表の如く是亦極めて良好なる成績を挙げ居れり。

損失補償金受入額並に補償料納付額 (昭和十四年五月末現在)

手形買取年度(會計年度)別	補償金受入額	同上返還額	差引補償を受けたる額	補償手形買取額に對する補償比率	補償料納付額
昭和五年度	一圓	一圓	一圓	割	二九圓
同 六年度	五、一六	三、三六	一、八〇	〇、〇〇五	一、五三

昭和七年度	一五、四四二	一四、四四六	六、九四	〇、〇〇〇	四、二九七
同八年度	一五、七五二	一五、四六五	一一、一八五	〇、〇一七	三、一七一
同九年度	一〇、六三三	—	一、〇六三	〇、〇〇一	三、二八四
同十年度	五、〇六五	五、〇六五	—	—	三、三五八
同十一年度	六三、三八五	五五、四六六	七、九三七	〇、〇〇六	四、一六四
同十二年度	一六五、五八〇	三九、〇七一	一三六、五〇九	〇、〇四七	五三、三〇五
同十三年度	二〇四、〇三三	一六、五五四	一八七、四六九	〇、〇四五	六三、四六六
合計	六三五、一七四	二八七、四四五	三三七、七七九	—	二四一、七〇七

右表に明かなる如く、本行が買取手形に對し實際補償を受けたる金額は、昭和六年度二千八百七十一圓、總買取手形に對する比率約六厘五毛なりし處、昭和八年度は買取手形の増加に伴ひ、補償額も亦増加して一萬一千八百八十五圓に上りたるに拘らず、猶總買取手形に對する比率は僅々一厘七毛餘に過ぎず。昭和九年度に於ては買取手形激増せるに拘らず、補償金受領額は一千六十二圓に著減し、更に昭和十年度に至りては取引額の増進目覺しきものありしに反し、補償を受けたる手形皆無となり、其の後昭和十二、三年度に於ては、支那事變に因る排日ポイコットの影響を蒙り故障手形續出したる爲め、補償金受領額著しく増加せるも、今後回収の上返還し得るもの相當額に達する見込なり。

斯の如く本行買取補償手形の決済が異常なる好成绩を擧ぐるに至りし所以を考ふるに、輸出商品の品質、包装、荷造等に對し、本邦輸出業者が周到、綿密なる注意を拂ひ、海外顧客に満足を與へたるに因ること大ならんも、一面本行が多額の失費と煩瑣なる手數とを意に介せず、輸出仕向地の經濟狀況、商取引の慣習、或は貿易業者の信用狀態等に互り精細なる調査を行ひ、是等の智識を輸出業者に供與して、取引の圓滑を圖りたるに因ること亦多大なるものあるを信ず。

昭和五年八月補償法施行以來既に數年を経過し、此の間本法が輸出貿易の振興に多大の貢獻を爲したることは上來詳説せる所なり。然るに昭和八、九年以降各國に於ける爲替管理、輸入制限等の施行竝に佛蘭西、和蘭其の他諸國の幣制不安は、我輸出貿易の發展に著しき障礙をなし、又其の後國內に於ける低金利の浸潤は爲替銀行、輸出業者の利鞘を縮小したる等四圍の情勢は本法の改正を促がす所極めて切なるものあり。商工省當局に於ても本法に對し時勢の進運に順應せる改正を施し、尙一層輸出貿易の振興を圖ることの急務なるを認められ、昭和十一年三月本行を始め補償手形取扱銀行に對し之が改正意見を諮問せられたるを以て、本行保田頭取より同年六月商工省貿易局長に、又七月商工、大藏兩大臣に左記諸點の改正方を具申せり。

輸出補償法改正希望要項

- 一、損失補償金額の限度を増額すること
- 二、昭和九年十月貿易局通達に基く爲替管理又は輸入制限による補償の制限は之を撤廃すること

三、輸出補償法による指定地域を擴張すること

四、補償料金を適當に引下ぐること

五、積出地に關する地域的制限を撤廢すること

六、諸手續を簡易化すること

政府も前記内外の情勢を考慮せられたる結果、昭和十二年三月輸出補償法改正法律案を第七十回帝國議會に提出し、其の協賛を経て三月三十一日之を公布、同年六月一日より施行せられ、同時に補償法施行規則に關しても諸般の改正を加へられたり。

即ち右改正に於ては、損失補償割合の引上實現せられたるを始め、外國に於ける爲替管理其他事故に因る損失に對する補償制限の撤廢を見、更に長期クレジットを必要とする重工業品の輸出増進を圖る目的を以て、決濟期限を最長五箇年とする重工業品輸出補償制度の制定を見るに至れり。

次に同法施行規則に於ては、先づ輸出指定地域の全般的擴大、補償料の二割乃至三割に互る

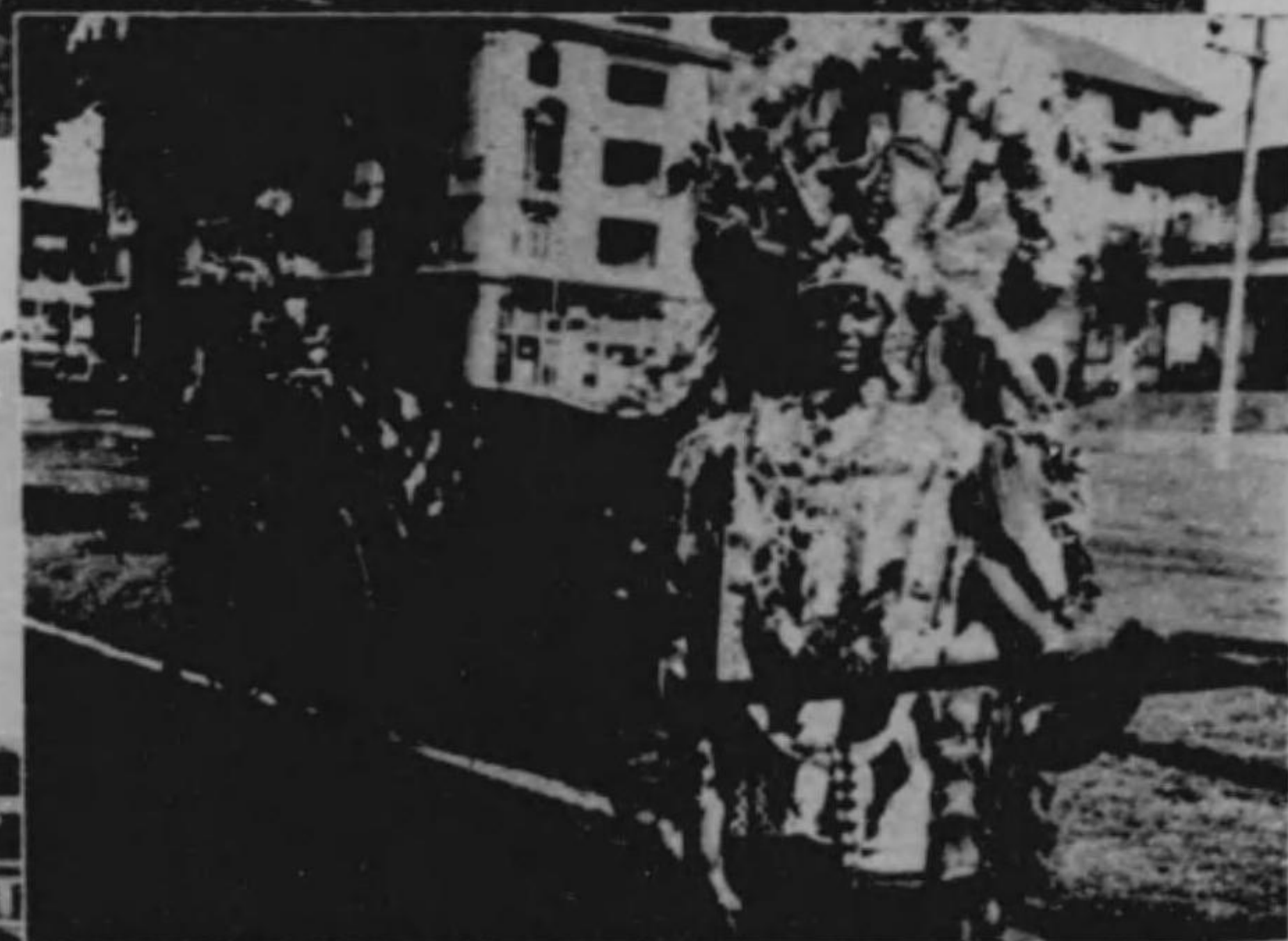
アフイハ
(シタスレバ)



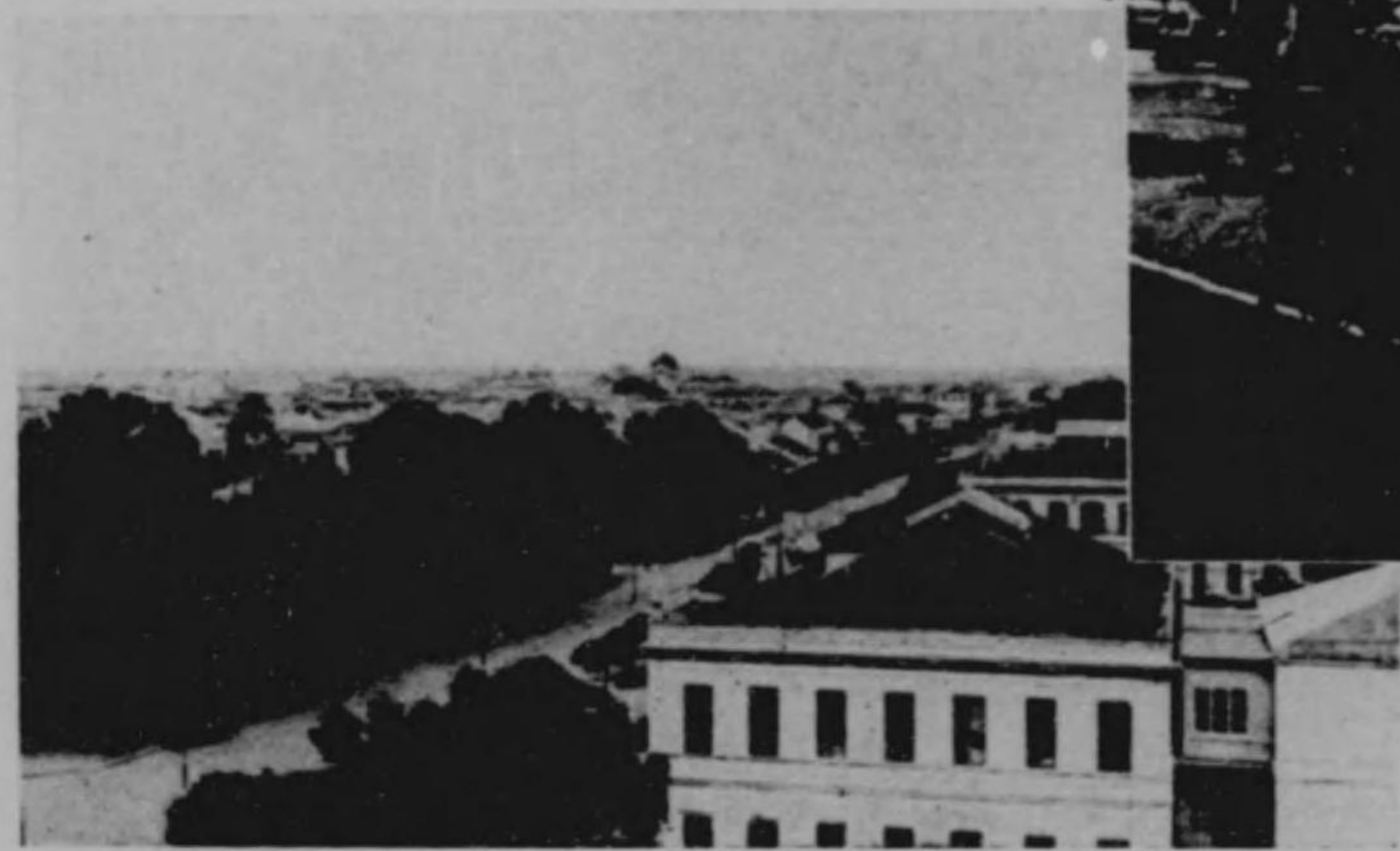
ラスバ
(ターライ)



ルバジンザ
(阿東)



ンバーダ
(阿南)



スクルマソソレーロ
(阿南)

オサラユキ
(度印西新蘭)



マナバ
(國和共マナバ)



マリ
(露 國)



ロウバンサ
(蘭 刺 伯)



スレイアスノエブ
(丁 然 爾 亞)

引下、内地臺灣間に存したる積出地制限の撤廢、諸手續の簡易化等各種の改正を見、同時に損失補償金限度の増額も實現の運びとなり、前記本行の要望が右改正に於て全面的に容認實現せられたるは頗る欣快とする所にして、本法が對外貿易の伸張に裨補すること益大いなるものあるを信ず。

今や本行は同法の積極的活用に依り、世界新地域に對する本邦商品の進出を援助すると同時に、舊地域に於ける貿易を増進し、一層輸出貿易の發達を圖り、以て我國策に協力せんことを期し居れるが、尙昭和十二年四月二名の行員を南洋、近東、阿弗利加方面に、又同年七月更に行員二名を中南米方面に派遣し、具さに是等地方の經濟狀態其の他諸般の情況を視察調査せしめ、以て新たなる認識と準備の下に同地方に對する輸出の振興に微力を盡し居れり。

尙前記輸出補償法に依る手形の買取と關聯して記述すべきは、昭和十三年八月以降政府に於て輸出資金前貸損失補償制度を創設せられ、本行は該制度に従ひ本邦輸出業者に對し輸出資金の前貸を爲し、以て輸出貿易金融の疏通に力を添へ居れる一事なりとす。

是より先本行は、我中小輸出商工業者が輸出商品の製造又は仕入資金等に於て潤澤ならざる關係上、海外よりの注文を充たすこと能はざる如き事例多々あるに鑑み、輸出貿易伸張の一手段として政府補償に依る輸出資金前貸制度の實施を要望し居たる處、遂に其の實現を見るに

至りたるものなり。

本制度の要旨とする所は、本邦輸出業者（輸出組合員又は商工大臣の承認したる團體員）が外國より注文を受けたる場合、爲替銀行をして注文金額の範囲内に於て對人信用を以て輸出所要資金の前貸を爲さしめ、満期に至り輸出業者より支拂を受くること能はざるときは、其の蒙りたる損失額の八割を限度とし政府に於て補償せらるゝものなるを以て、爲替銀行は本制度の利用に依り比較的資力薄弱なる業者に對しても、安んじて輸出資金の前貸を爲し得ることゝなりたるが、尙政府は昭和十四年三月本資金の前貸を受くる者の範囲を擴張せらるゝ外輸出促進に關する幾多の改正を加へられたり。

右制度の實施せらるゝや、本行は間もなく政府當局と契約を結び、該制度の活用に努力せるを以て、之に因る本行の輸出前貸金は取扱開始以來日を追うて増加し、昭和十四年三月末に於て早くも二百八十二萬三千餘圓に達し、尙益増加の傾向あるを以て、將來本邦輸出貿易金融の疏通に資する所尠少なからざるものあるべし。

第二節 支那及滿洲

第一項 中支及南支に於ける業績概要

支那は由來廣大なる領域を有し、天然の資源に富み、而も本邦とは地理的に近接せるが故に、原料品の供給地として將又本邦製品の消費地として、極めて重要な地位に在るべきは論を俟たざる所なり。本行は臺灣に於ける金融の疏通並に産業の開發助長を主要任務と爲すと共に、一方中南支方面に發展して彼我の經濟的聯絡を密にし、日支親善の國策に對應すべき重任を帯び居れるを以て、絶えず這般の用意を怠らず、常に機宜の處置を怠らざらんことを期したり。

本行は開業後幾ばくもなく本島對岸の厦門に支店を設け、對南支發展の第一歩を進めたるが、其の後著々營業線を擴張し、明治三十六年香港に、三十八年福州に、四十年汕頭に、四十三年廣東に夫々店舗を開設し、更に進んで漸次長江沿岸の中支要衝の地に店舗を設け、在留邦人に對しては勿論支那商工業者の爲にも努めて金融の便を圖り、當時支那銀行が累次の政變に依て起伏盛衰常ならざりし間に立ち何等の影響をも受けず、常に官憲とも聯絡を保ちて終始堅實な

る營業を續け、信用次第に加はるに従ひ、或は支拂手形の發行に、或は日本圓銀の流布に、混亂せる支那通貨の不便を緩和する爲め出來得る限りの力を致し、又大いに爲替の賣買に力め日支貿易の助長を圖りたり。

其の後歐洲に勃發したる大戦は、支那に於ける列國の經濟的關係を一變し、在支外國銀行は本國財界の影響を受けて活動意の如くなる能はず、支那、歐洲間の貿易は著しく減退せるを以て、本行は本邦貿易業者の對支輸出を奨励し、爲替買取其の他の方法に依て極力資金上の援助を與ふると共に、一方在支各店をして同地輸入品取引上の便宜を圖らしめ、本邦商品の中南支各市場に普及せんことを期したり。

次に本行は夙に日支の經濟的提携に重點を置き、支那在留邦人並に支那人の各種事業に對し資金の供給を爲し、支那産業開發に貢獻せる所尠からざるものありしが、就中各種借款の應募並に日支合辦事業の發達等には最も力を致せり。明治三十八年本行が始めて支那借款に應じたる當時に在りては、支那の經濟状態は公私共に安固ならず、之に對して投資を爲すが如きは兎角危惧の念を以て視られたるに拘らず、本行は創立の趣旨に鑑み常に適當の方策施設を講じ、殊に歐洲大戦當時本邦が巨額の出超を續け得たる千載一遇の好機會を利用し、政府の方針に對應して能く對支經濟政策の實行に努め、支那財政の窮乏を補ひ、事業資金の需要に應じ、以て支

那官民の事業振興に資し、日支の親善提携並に對支經濟進出に寄與したる所大いなるものありたり。

斯の如くにして我國權の發揚に資すると共に、日支の經濟關係を一層緊密ならしめ、從て資金の需要を激増し本行各店の貸出高を著しく増大せしめたるが、右本行の方針は深く一般の信賴を博し、資金需要者をして多く本行に頼らしむるに至れり。即ち南支方面に於ける邦商發展の狀況を見るに、明治四十三、四年頃には邦人の店舗を有し活動せる者僅に八十内外に過ぎざりしも、大正六、七年頃には約五倍の多きに及び、爾來年々急激の増加を示し、又日支合辦組織を以て事業を經營する者續出し、大は會社、銀行より小は個人營業に至る迄數へ來れば多種多様に於て、南支到る處邦人の活躍を見ざるなきに至れり。

又中支の上海地方に於ける紡績業、漢口地方に於ける製油、紡績の二事業の如き有數の邦人企業となり、其の發達殊に著しきものありたり。此の間に在りて本行は島内並に内地各店互に相協力して、或は事業資金の供給に努め、或は爲替資金を放出して貿易の助長を圖る等邦人の事業發展に資したるが、此の外中小貿易業者の助成には特に力を注ぎ、率先之が援助を惜まざりき。

例へば上海に於ける北海道海産物の輸入につき、從來一手取扱を爲し居たる本邦某有力會社

が、大正九年の財界變動期に其の取扱より手を引きたる時に當り、同地多數の二、三流商人等協同して海産物輸入に進出することとなり、同地駐在商務官も進んで本計畫を後援せられ、爲替關係に關し専ら本行に援助を求められたる際、本行に於ては快く之に賛同して極力援助の方策を採りたるが如き、或は在支邦人綿糸布商の奥地向竝に印度方面向輸出に對し、極力金融上の便宜を圖りたるが如き、或は漢口、九江兩支店に於て、長江沿岸各省の麻、棉花、茶、樟腦、煙草、菜種、木蠟等の物産買入商人に對し金融の便を圖り、將來の發展に資したるが如き、或は香港在留邦人の組織に係る信用組合類似の相互的金融機關たる商興社に對する助成の如き、其他福州、厦門、汕頭、廣東等の各地に於ける各種公共事業に對する援助、或は最近の中小商工業者に對する助成資金特別貸出等何れも本行特殊使命遂行の一端と見るべきものなり。

第二項 圓銀の流布と支拂手形の發行

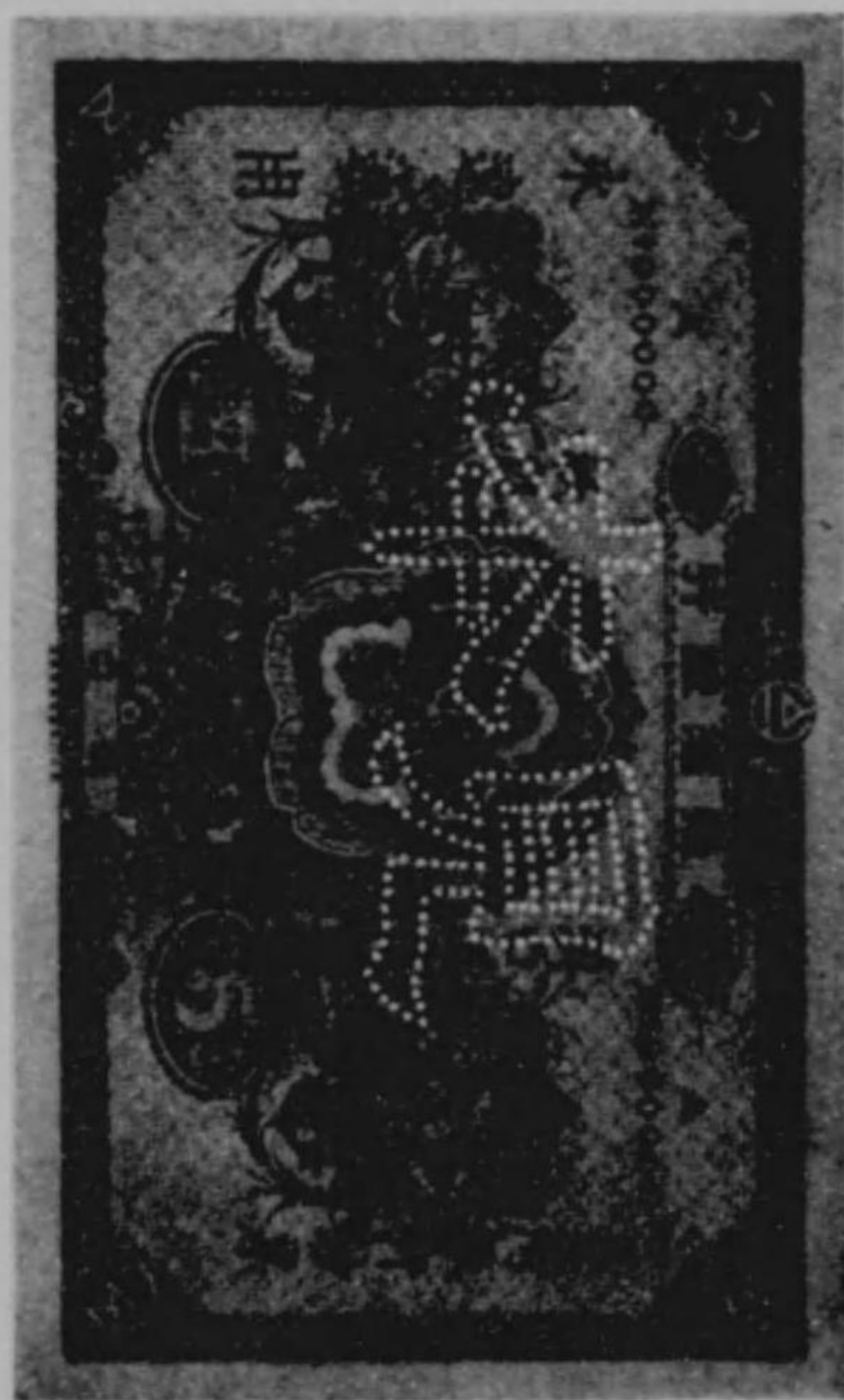
支那の貨幣制度は從來甚だ統一を缺き、各地到る處通貨の種類を異にせるのみならず、同一市場内に在りても種類の異なる毎に日々換算率を異にし、取引の都度夫々の相場を以て交換せらるゝ状態なりし爲め、内外通商貿易上煩瑣言ふべからざるものあり、支那と密接なる關係を有する本邦人に於ては最も苦痛とする所なりき。

形 手 拂 支

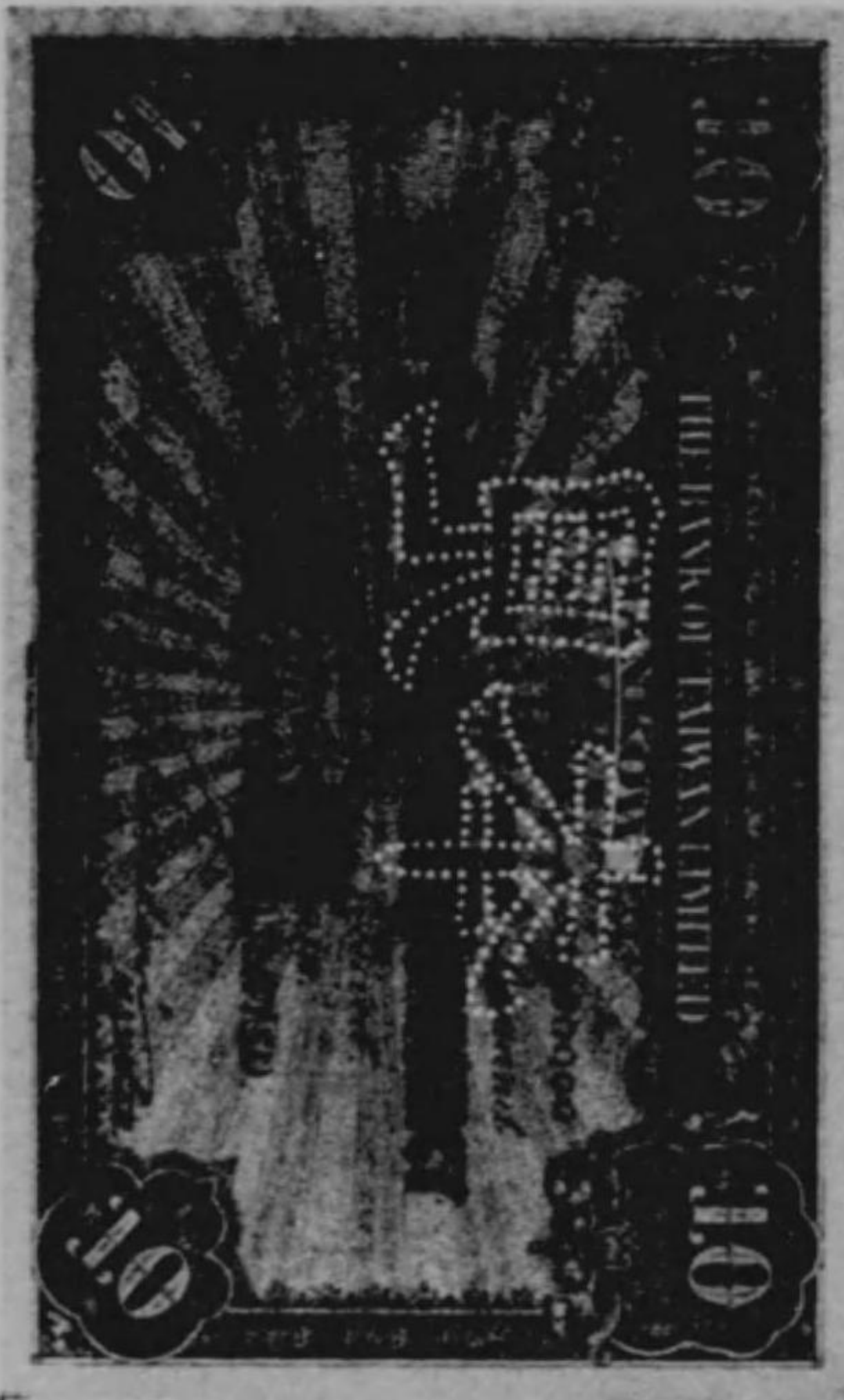
票 銀 口 漢
(一の分二尺圓)



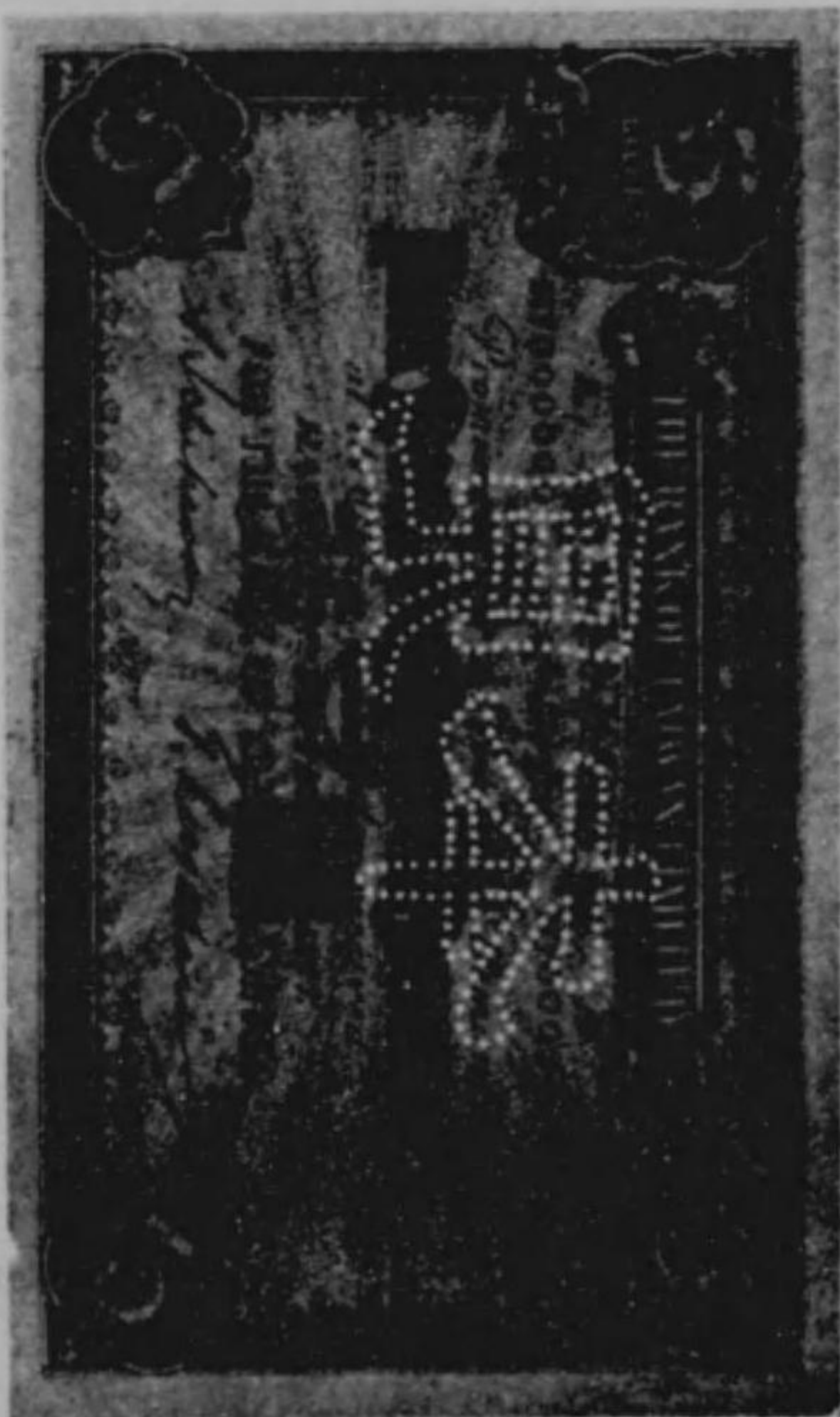
面 票



面 票



面 票



面 票

形手拂支
票番州福
(一の分二尺額)

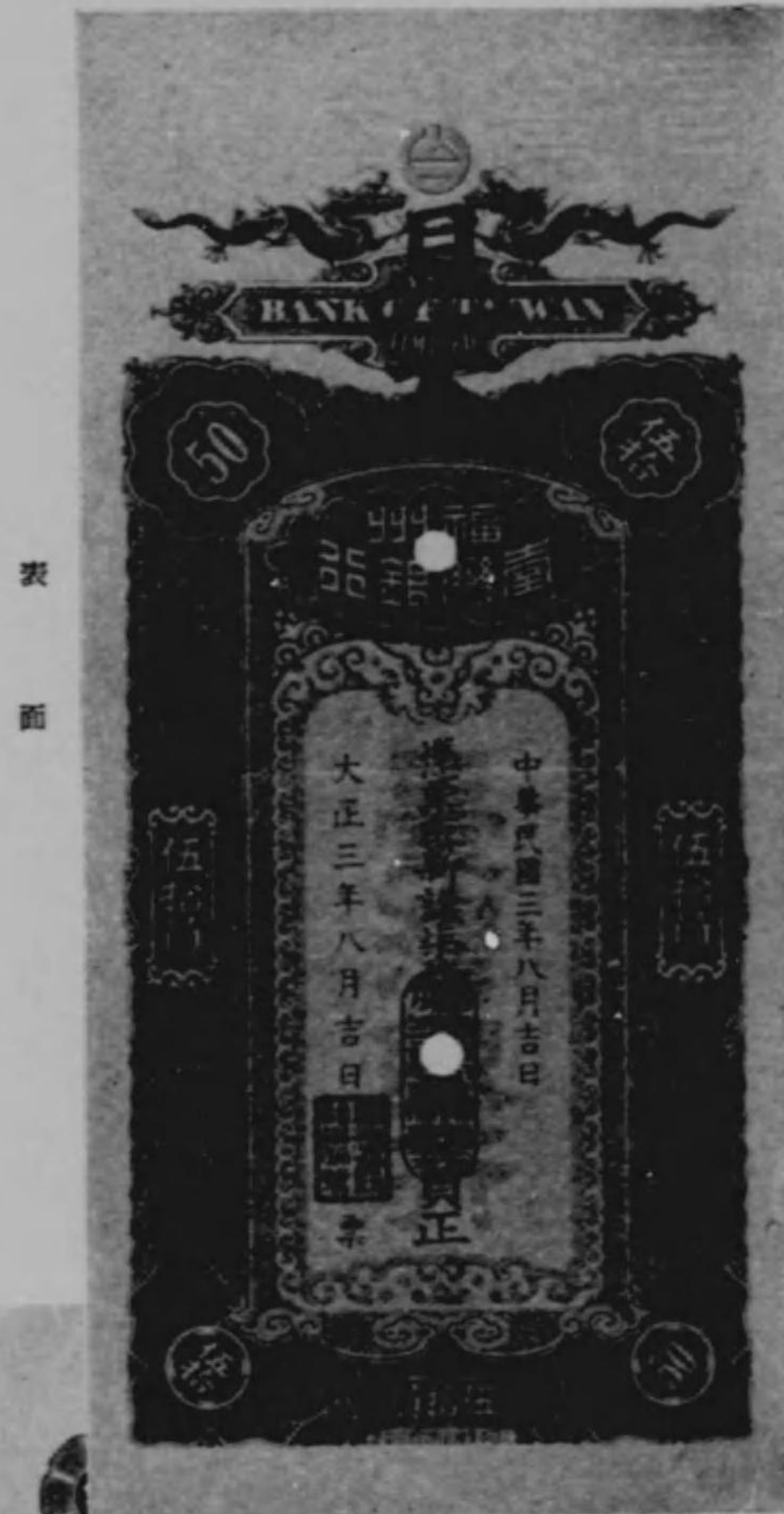


表
面



表
面



裏
面



裏
面

形手拂支
票番州福
(一の分二尺額)



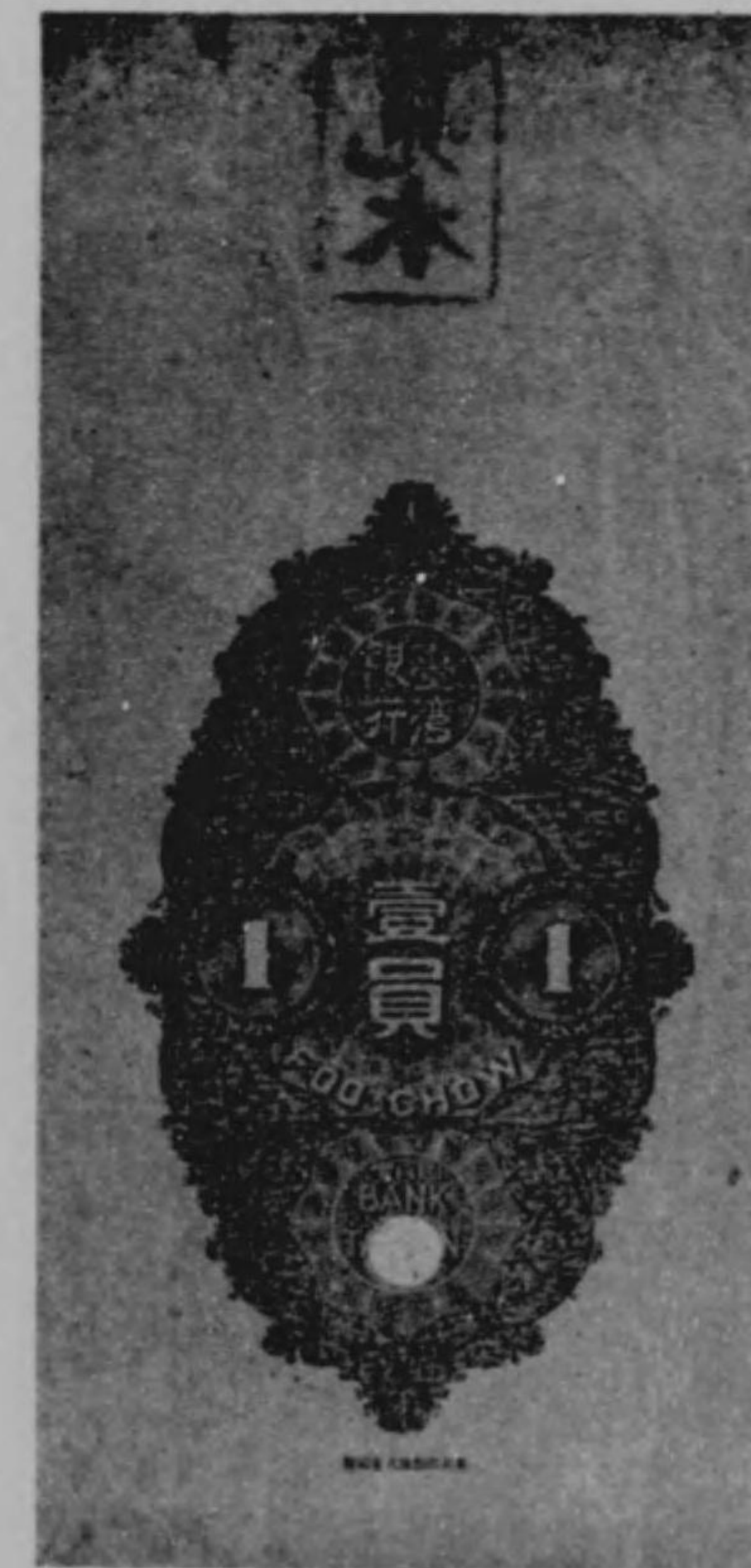
表
面



面
表



面
裏



面
裏

支拂手形
油頭票
(一の分二尺額)



表
面



表
面



裏
面



裏
面

支拂手形
油頭票
(一の分二尺額)



表
面

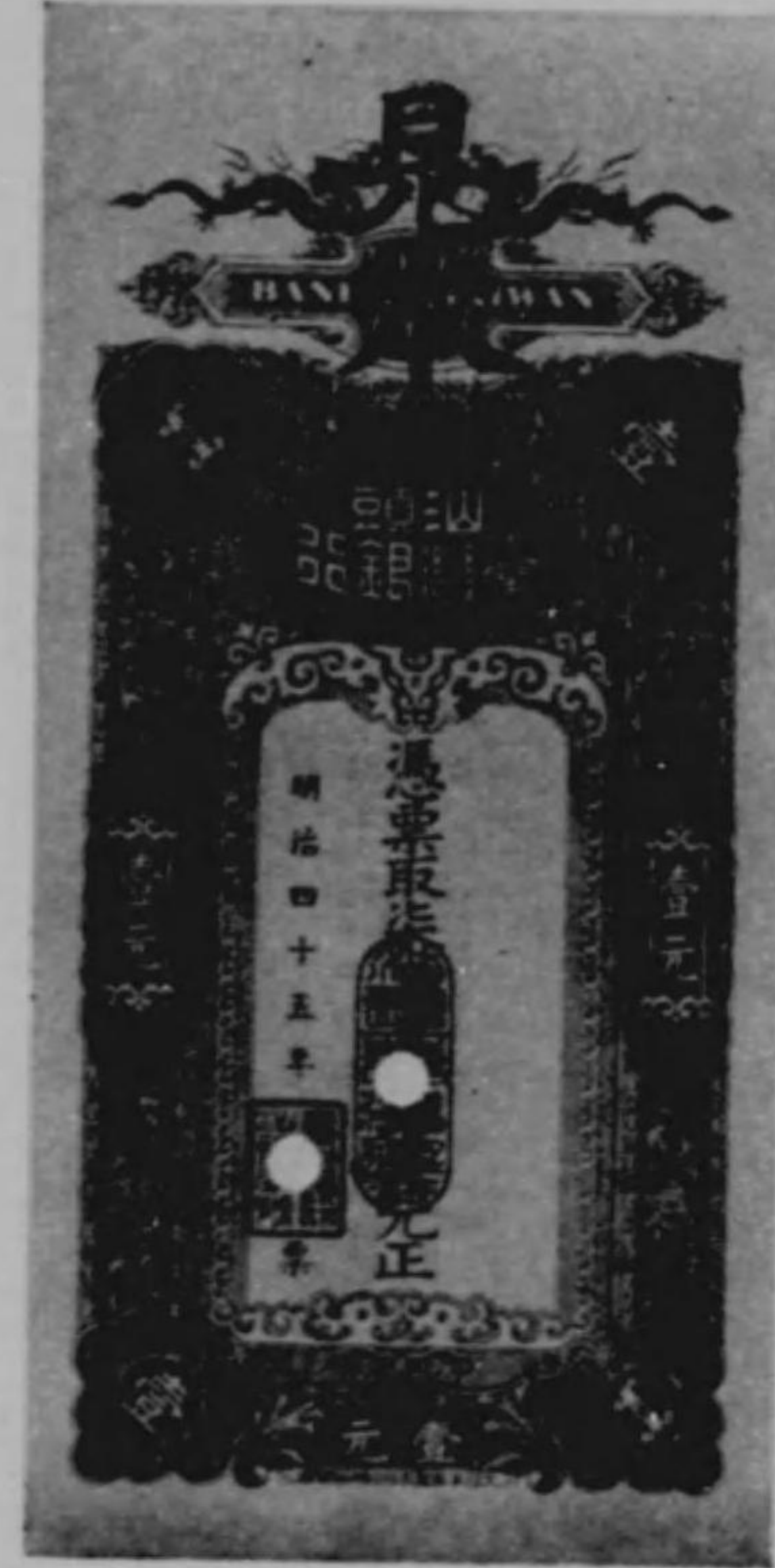
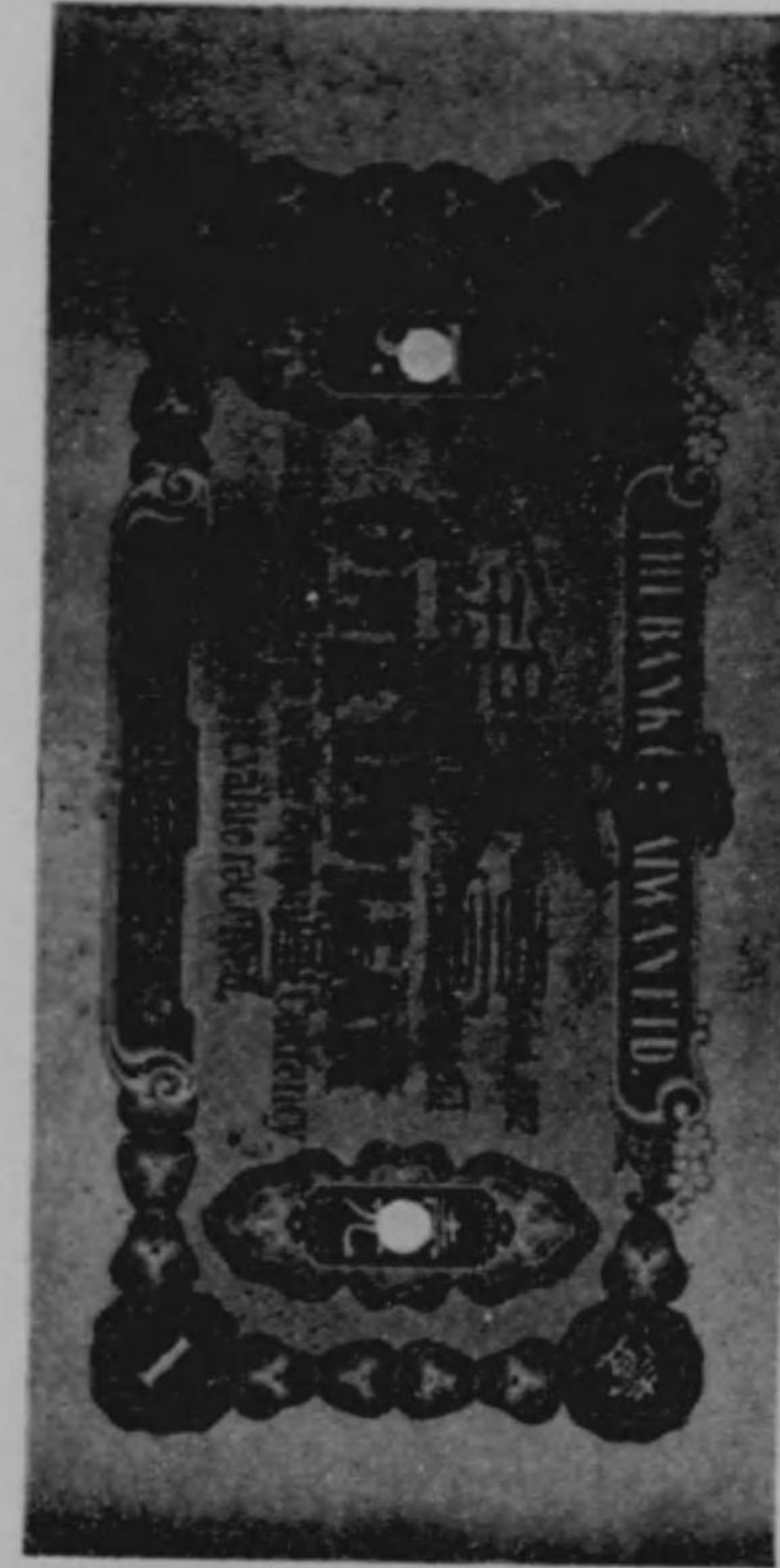


表
面



裏
面



裏
面

形 手 拂 支
票 銀 墨 海 上
(一の分二尺額)



面 票



面 票



面 票



面 票

而して我圓銀は日本龍洋と呼稱せられ、既に日清戦争以前より支那各地に流入し、多少の通
用を見つゝありしが、明治三十年本邦に金本位制實施せられ、三十一年七月を以て引換期限満
了となりたる爲め、茲に不用となれる圓銀を中南支沿岸各地方に賣出したる處、其の龍形の彩
紋極めて精美にして容易に眞贋を分ち得るのみならず、墨銀等に比し磨損の度少なく、且量目正
確にして品位整一なること、大いに支那民衆の歡迎する所となり、廣く中南支各地方に流通を
見るに至り、支那沿岸開港場のみならず遠く海峽植民地、暹羅、マニラ方面にまで流布せられ、
是等地方に於て恰も法貨の如く流通し、其の額約一億圓に上り、之に北支、滿洲方面に流布せ
るものを加算せば、優に一億三千萬圓を超ゆるに至れり。

而して我圓銀は國內に於ては、上記金本位制の實施と共に鑄造を中止せられ、爾後臺灣の通
貨としてのみ鑄造並に流通を許され居たるが、是亦二三の變遷を経て、遂に明治四十二年四月
を期限として其の引換を廢止せられたる爲め、上記海外諸地方に於ける圓銀補給の途全く杜絶
し、且滿洲に於ける需要増大したる爲め、南方各地より北方に對する圓銀の現送を促進し、從
て在來の圓銀は南支方面より漸次消失し去らんとするに至れり。

偶明治四十四年十月支那に動亂勃發し、信用制度破壊せられ、支那銀行或は錢莊發行の支拂
手形流通不圓滑となりたる爲め、銀貨の需要俄に増加したるも、在來の通貨は形狀區々なるの

みならず、取引の都度秤量するに非ざれば安全に授受し得ざる不便ありたる爲め、眞偽の鑑別容易にして携帯に便利なる硬貨に對する要望漸次熾烈となり來れり。

本行は此の時を以て圓銀流布の好機となし、當時の柳生頭取は屢右事情を大藏當局に具陳し、圓銀の鑄造を懇請したる處、幸に許容せられたるを以て、相當額の銀塊を代納して圓銀の供給を受け、南支及中支に於て之が流布を圖れり、當時本行の依頼に依り造幣局に於て鑄造せられたる圓銀は、合計七百二十八萬五千枚、之に政府より低利を以て借入れたる圓銀二百三十八萬九百五十三枚を加ふれば、總計實に九百六十六萬五千九百五十三枚の多數に上りたり。

次に本行は前述の如く、中南支各地に極力日本圓銀の流布を圖ると共に、更に圓銀を準備とする支拂手形を發行して日支共通通貨の設定を圖ることは、我對支貿易の促進並に政府の經濟的南進策の遂行上急務なるべきを思ひ、明治三十八年一月以降先づ厦門に於て圓銀を基礎とする各種銀票を發行し、尋で福州に於て、爾後夫々各地に於て主として銀票を、又圓銀の準備足らざる地方或は流通尠き地方に於ては、已むなく番票、汕票、墨銀票等各種の支拂手形を發行し、漸次之が流通を見るに至れり。

本行發行支拂手形の種類、發行年月、券面金額を擧ぐれば左の如し。

店名	種類	發行年月	券面金額
厦門	銀票	明治三十八年一月以降	一圓券、五圓券、十圓券、五十圓券
福州	番票	明治三十九年三月以降	同上
	番票	明治三十九年十一月以降	一員券、五員券、十員券、五十員券
	番票	明治四十二年一月以降	一圓券、五圓券、十圓券、五十圓券
汕頭	汕票	大正二年七月以降	一元券、五元券、十元券、五十元券
	墨銀票	大正二年六月以降	一弗券、五弗券、十弗券
九江	銀票	大正三年二月以降	一圓券、五圓券、十圓券
漢口	銀票	大正四年五月以降	同上
上海	墨銀票	大正四年十二月以降	同上
	墨銀票	大正五年六月以降	五弗券、十弗券

銀票 日本龍洋と稱せられたる圓銀を以て支拂を約する手形

番票 新議秤に依る秤量七百兩の番銀（福州通用銀）を以て千員と定め之が支拂を約する手形

汕票 直平秤に依る秤量七百兩の汕銀（汕頭通用銀）を以て千員と定め之が支拂を約する手形

墨銀票 鷹洋又は英洋と稱せられたる墨西哥弗銀を以て支拂を約する手形

而して右圓銀及支拂手形の流通に就ては、輸出入商、學生及一般在留邦人等を始め、漢口駐屯軍隊並に長江警備艦艇の支那に於ける諸般の支拂にも使用を乞ひ、次で各地に於ける日本郵

便局に於ても之が受入開始せらるゝに至りしを以て、其の流通高益増加し、對支貿易上多大の利便を齎し、我商權の伸張に資せし所尠からざるものあり。斯て本行の流布せる圓銀は、大正六、七年頃最高實に七百餘萬圓に達し、支拂手形の發行高も亦三百餘萬圓の多きに上れり。

爾後大正八年山東還附問題に關聯して排日運動勃發するや、支拂手形は急激なる縮小を來し、次で起れる一般的排外運動の擡頭と共に國幣條例の制定を見、支那政府自ら壹圓銀貨を鑄造することとなり、且支那銀行の紙幣發行額増加して其の流通漸く盛んとなるに及び、我圓銀は次第に其の影を没し、之に伴ひ本行發行の支拂手形も亦漸次回收せられ、昭和八年末には全く其の流通を見ざるに至れり。

第三項 對支借款

日支兩國が東洋永遠の平和と、民族發展の理想とを達成せんが爲には、常に親善の誼を敦くし、殊に經濟上に於て緊密なる聯絡を保持し、以て和協提携の實を擧げざるべからざるは言を俟たざる所にして、歴代内閣は常に本問題を其の對外政策の主要綱目の一に掲げ、之が實現を強調せられたり。本行亦夙に設立の使命に鑑み、支那官民の事業に對しては力めて經濟的援助を與ふるの方針を堅持し、今日に至る迄終始渝らず、國策の遂行に寄與せし所尠からざるもの

ありたり。

抑本行が支那借款に應じたるは、明治三十八年福建省布政使に對するものを以て嚆矢とし、爾來幾多小借款の成立を見たるが、就中明治四十四年廣東省布政使に對する第一回六十萬圓、次で第二回百萬圓の借款は、何れも自行單獨資金を以てせるものにして、之に依り廣東省政府の賭博稅廢止に依る歲入の不足を補填し、且官立銀行取付事件の急を救ひ、廣東省官民より深く感謝の意を表せられたり。

本行の對支投資は、當初専ら省政府或は地方民間企業を相手とし、率先之に應ずると共に、當該事業の經過を監視し指導援助を怠らざりしかば、常に順調に進展し漸次其の額を増大せり。大正五、六年の交に至るや、政府は特に對支投資を勸奨せられし爲め、本行は日本興業銀行及朝鮮銀行と共に政府の意を體し、對支共同借款團を組織し、政府資金の多額貸下を受け、或は自己資金の共同出資を以て多くの借款に應ぜし外、大正七年本邦主要銀行十八行に依り海外投資銀行團の組織せらるゝに及びては、本行亦其の一員として各行と共同し、或は本行單獨を以て、南支及中支に於ける諸種の借款に應じたり。

而して其の投資に當りては、直接支那政府、省長、財政廳長或は一般事業會社等を相手としたるものありしは勿論なるも、一方東亞興業株式會社、中日實業株式會社、中華滙業銀行等の

諸銀行會社を介したるもの亦甚だ多く、斯の如くにして明治三十八年以降大正七年十二月末に至る間に成立したる本行關與の借款は、合計實に八十餘口、金一億九千四百餘萬圓、銀三百萬弗及七十餘萬兩に上り、右の中本行の出資總額は金六千二百餘萬圓、銀三百萬弗及七十餘萬兩に達せり。爾後回收濟のものあり、又新規借款の成立したるものもありて、大正九年十二月末現在に於ては、本行關與の借款は合計五十口、之に對する本行の出資總額は金六千四百六十餘萬圓、銀二十萬兩、毫銀三十萬元及香港貨四萬弗の巨額に及べり。

今右本行出資金額を資金の自他並に出資の共同單獨の別に依り之を觀るに、他行との共同借款中本行の出資が政府資金に依るものは、計八口にして金額四千七百四十餘萬圓、自己資金に依るものは、計十四口にして金八百餘萬圓及銀二十萬兩なり。又本行單獨の借款は全部自己資金を以てせるものにして、合計二十八口、金九百十餘萬圓、毫銀三十萬元及香港貨四萬弗なり。次に之を支那政府關係借款と民間事業借款とに分つに、中央政府又は省長、財政廳長を相手方とせる借款は、鐵道、森林、鑛山、電信電話、製紙、セメント、水災救濟等に關するものは財政並に金融援助の借款より、日本留學生學費に對するものに至るまで、合計二十九口、金六千百五十餘萬圓、毫銀三十萬元及香港貨四萬弗なり。又民間諸事業に對する資金の供給を目的とする借款は、電燈、電氣、鐵道、鑛山開發等の諸會社に對する合計二十一口、金三百十餘

萬圓及銀二十萬兩なり。以て本行出資借款が如何に支那各地に於ける財政又は經濟上の援助救濟、或は諸事業の建設改良に資し、從て支那の開發に裨益したると共に本邦商權の確立に寄與せし所多かりしかを推知するに足るべし。

爾後新たに借款の成立したるものは、大正十年より同十五年に至る六箇年間に合計四十口、金二千八百十餘萬圓及毫銀百三十七萬餘圓に上れりと雖も、當時財界は歐洲戰後の反動的不況期に入り、本行に於ても信託預金の新規預り中止等にて資金上餘裕無かりし際にもあり、又支那に於ても大正七年末頃より内争絶えず、政情不安の時なりし爲め、勢ひ對支投資の如きは消極的ならざるを得ざるに至り、從て敍上の借款も其の大部分は利拂に關する貸増又は舊債の整理借款に過ぎず、新規事業資金關係貸出としては鐵道、紡織等二、三已むを得ざるものゝみに止まれり。斯て對支投資は漸く整理回收の期に入り、本行に於ても亦極力之が回收に努めたりと雖も、支那政府の財政窮乏、政情の不安、排日運動の擴大等に依り元利金共償還不能に陥りたるもの尠からず、回收上の效果見るべきものなかりしが、大正十五年三月には所謂西原借款整理の爲め、政府に依り本行の分擔額計十二口、元金四千五百四十餘萬圓及利息金百七十餘萬圓の肩替りを得、爲に本行の負擔は著しく輕減せらるゝに至れり。

其の後滿洲事變後の日支間諸情勢の變化は、之が整理の上に多大の好影響を齎し、支那側に

於て多年殆ど一顧をも與へざりし多數の借款に對し、本行の交渉に應ぜんとする氣運發生したるに依り、此の機に乗じ銳意折衝を重ねたる結果、茲に支那交通部關係並に省政府關係等の自己資金借款に就き利息の減免、期限の延長等を條件として割賦償還の協定漸次成立するに至り、斯て昭和九年以降同十二年末に至る四箇年間に於ける回收金は、合計金二百九十萬六千餘圓、毫銀八十三萬七千餘元及香港貨二萬弗に達し、相當の好成績を示したり。然るに今次支那事變の勃發は再び之が回收を遅延せしむるの已むなきに至れるが、纏て事變の終熄と共に根本的整理案も確立せられ、敍上借款も再び回收の進捗を見るに至るべく期待せらる。

支那借款は上述の如く日支の親善、支那經濟の發展等を目的として成立したるものなりと雖も、諸種の事情に依り多數回收困難のものを生じたるは、洵に遺憾とする所なり。然れども爾て是等借款の成立したる當時の支那に於ける情勢を考ふるに、英國を始め歐米諸強國は何れも支那の各方面に互り權益獲得の歩を進めつゝあり、偶歐洲大戰の勃發に依り一時停頓の形となりしかば、本邦は此の機に於て全支に互る産業の開發と商權の確立を圖り、且兩國の親善と其の共榮とを期する爲め諸種の方策を進め、本行亦能く上記國策の向ふ所に遵ひ率先各種の借款に應じ兩國の政治及經濟上の提携を圖りたるものにして、其の後多年支那に於ける在留邦人が、不斷の排日運動或は屢次の變亂に依る多大の打撃にも拘らず、依然強固なる地盤を保持し得た

る所以のものは、實に過去に於ける大いなる努力と犠牲とが、所謂捨石の役を爲したるに因ると謂ふも過言に非ざるを信ず。

第四項 日支合辦事業援助

支那は從來資源極て豊富且勞銀低廉なるにも拘らず、近代的企業の發達遠く諸外國に及ばざるものあり。依て之が未開發資源を基礎とし、之に本邦の資本並に卓越せる技術を加へ各種事業を經營せば、其の發展期して待つべきものあり。從て本邦に於ては從來官民共に兩國國民の經濟的提携を主唱し、其の方策として多くの對支借款に應ずると共に、日支合辦事業の經營を希望し來れり。

日露戰役後本邦資本家の支那の富源開發に著眼し、支那事業家と提携して南北各地に各種の事業を計畫乃至經營する者年と共に多きを加へ、其の種類も鑛山、電力、鐵道、運輸、紡績、製粉、製油、製材、土木建築、印刷出版等の各種事業を始として、電燈、電信、電話、水道等の公共的事業並に煙草、罐詰等の製造、穀類其の他諸物産の賣買及倉庫、銀行、取引所の經營等凡ゆる方面に互り、更に規模の小なるものに至りては、雜貨商、藥種商或は質商の如きものもありたり。

本行は日支間經濟的聯絡の緊密を圖る趣旨を以て、適當の合辦事業あるに於ては、規模の小、事業の種類を問はず、力めて其の成立を援助し、資金の供給其の他諸般の便宜を圖るに躊躇せず、以て其の發達を助長し來れり。

是等合辦事業の中特に本行が其の成立に參畫したるものとしては、本社を東京に置く中日實業株式會社、湖南省長沙に於ける中日銀行、北京に於ける中華滙業銀行及南洋華僑の金融機關と南支、南洋方面の産業開發を兼て設立せられたる華南銀行の如きは是なり。

中日實業株式會社は、大正二年八月資本金五百萬圓を以て設立せられたる合辦事業會社にして、各種企業の調査、引受及仲介並に資金の供給を目的とするものなるが、本行は同社の設立に參與したるのみならず、同社が支那借款を引受くるに就ては、單獨に或は他銀行と共同して常に之が資金の需に應じ、極力其の活動を援助したり。又湖南省長沙地方の金融機關として、大正六年五月資本金百萬圓を以て設立せられたる中日銀行に對しては、其の創立の際資金上の援助を爲したるのみならず、重役及行員を推薦し、其の後同行が省民の反對運動若くは革命動亂等の爲め苦境に陥りし際の如き、本行は極力之を庇護後援し以て事なきを得しめたり。次に中華滙業銀行は、北京に於て交通銀行借款二千萬圓の成立せる際、大正七年一月主として對支借款處理の爲め合辦組織を以て設立せられたるものにして、本行は借款の成立並に整理に就て

は勿論、銀行券の發行、爲替の賣買、其の他諸般の業務執行上に就ても、日本興業銀行及朝鮮銀行等と相提携して其の援助を惜まざりき。尙華南銀行に就ては本章第三節第三項に於て詳述すべし。

其の後中日銀行は解散し、中華滙業銀行は整理状態に入り、中日實業株式會社の業績亦振はずと雖も、是等各種の合辦事業は日支兩國の經濟的聯絡に貢獻したる所尠からず。其の他支那各地に於ける幾多小規模の合辦事業中蹉跌を來したるもの亦尠からざりしは洵に遺憾とする所なるも、其の多くは支那政情の變轉、日支經濟事情の變化並に累次の排外運動等に災せられたるに依るものにして、其の間小資本の事業或は主として本邦人出資に係る事業等が僅に功を收めしに過ぎざるは、何れも過渡期に於ける不可避の蹉跌とも稱すべく、纏て又今次の支那事變終熄と共に當然計畫せらるべき幾多の合辦事業に對し、貴重なる示唆を與ふるものにして、事の成否は暫く之を措き、當時の合辦事業が日支の聯繫に寄與したる所尠からざるものあるを看取すべきなり。

第五項 特別定期預金證書の發行

本行は別項記述の如く、創立日尙淺き明治三十八年以降力めて對支各種の借款に應じ、或は

日支合辦事業を援助し、進んで兩國融和提携の國策に協力し來れるも、借款の如き巨額且長期の貸出に對しては、普通の預金を以てしては到底之を賄ふこと能はず、又其の資金全額を内地市場のみに於て調達するは當時の事情に適せざるものありしを以て、大正三年一月以降中南支各店及新嘉坡支店に於て特別定期存款と稱する利札付定期預金の證書を發行し、當時内臺各店に於て實施したる信託預金の取扱に先だち、支那の市場に於て長期資金を吸収すること、せり。而して右定期預金證書は、當初無記名式にて發行する筈なりしも、本行は他方に於て銀行券及支拂手形を發行し居り、又無記名式の利札付定期預金證書は、公社債券に類似する點尠からざる爲め、之が發行に關し多少の異論なきに非ざりしを以て、原則として記名式を以て發行すること、せり。證書の種類は其の發行地の通貨に依り兩と元（弗）の二種、期限は一箇年、金額は一萬、一千、一百の三種とし、且證書には利札を附し、之を年四回に分ち切取り支拂ふこと、したるを以て、一見公社債券の如く極めて便利のものたりしなり。

本定期預金は、當時の臺灣銀行特別定期預金規程に基き發行せるものにして、勿論債券とは異り顧客の需に應じて隨時發行し、又利率も本店の認可を受けたる上、各店夫々地方利率に依り定むること、したるも、本證書につきては、發行店以外の本行本支店出張所間相互に流通性を與へ、其の他當該證書を本行に對する擔保に供することを許したる爲め、之が創始以來日淺

きに拘らず早くも一般の好評を博し、更に之が普及に關する各店の努力と相俟ち、發行額忽ち弗券九十餘萬弗、兩券三十餘萬兩に達し、其の後多少減少して大正四年十二月末日現在に於ては左記發行額を示せり。

特別定期預金證書發行高

發行店名	取扱開始年月日	弗券發行額	兩券發行額
上海支店	大正三年一月三十日	二四一、〇〇〇弗	一二七、八〇〇兩
九江出張所	二月九日	一〇、〇〇〇	三、四〇〇
漢口出張所	二月九日	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
福州出張所	二月二日	二一六、二二三	—
廈門支店	一月三十日	三、一〇〇	—
汕頭支店	二月九日	四、〇〇〇	—
廣東支店	二月十三日	四四、一〇〇	—
香港支店	九月十九日	七三、〇〇〇	—
新嘉坡支店	十月卅一日	七、〇〇〇	—

其の後歐洲大戰に依る好況時に於ては一時四、五百萬弗に上りしことありしも、支那に於ては特に無記名式を希望する者多く、爲に本定期預金證書は債券類似のものとなる虞尠からざりしを以て、本行に於ては爾後消極的方針を採ること、し、漸次其の發行を中止したり。

第六項 汕頭に於ける關稅收入金の取扱

明治四十四年廣東に勃發せる第一革命動亂の餘波南支一帶に及び、同年十一月汕頭に於ける關稅金取扱銀行たりし大清、交通兩銀行は遂に革命軍の襲撃する所となり、關稅收入金九千七百海關兩の強奪を受け、更に重ねて襲撃を受くべき虞もあり、且是等取扱銀行の營業停止は、自ら關稅收納事務を杜絶するの已むなきに至らしめたる爲め、一般商人の困却一方ならず、加ふるに革命軍は、爾後關稅收入金を汕頭の治安維持費に充てんとする旨聲明を發する等のことありたるを以て、時の稅關長イー・ギルクライスト氏は關稅收入に對し共通の擔保權を有する日、英、米等七箇國領事團と協議の結果、同年十一月日本領事館を経て之が取扱を本行汕頭出張所に委嘱し來れり。是に於て本行は列國の利益擁護並に通商貿易の圓滑を圖らんが爲め斷乎其の衝に當ることなし、主務省の認可を得て同月十四日以降之が事務取扱を開始せり。

該事務は本行に取りては咄嗟且無經驗のことにもあり、一口の金額極て小さく、又一口毎に海關兩を龍銀又は汕頭銀に換算するの要あり、取扱頗る煩雜を極めたるも、本行は殺到する納稅者に對し特に行舎内部を改造して特別の取扱室及客溜を設け、或は收納關稅金を保管すべき金庫を特設する等慎重なる用意を以て事務取扱の萬全を期したり。

而して本行は汕頭稅關の依頼により、收納關稅金を毎月數回に分ち電信を以て上海へ廻送せるが、上海向爲替の出合を求むるは概して不利なること多く、一時一萬七千餘弗の損失を計上せる等多大の犠牲を拂ひしことあり。然れども本行の周到なる取扱は著しく本行に對する一般の信頼を高め、稅關官吏、各國領事館を始め内外の商社其の他よりの預金急激に増加し、且關稅金取扱に依り資金頓に豊富となれり。本行は是等資金を以て對臺灣の爲替關係を良好ならしめたるは勿論、更に歐米、南洋並に上海宛爲替又は香港宛華僑爲替の買入に力を注ぐと共に、錢莊に對しても華僑爲替買入資金の前貸を爲す等同地財界に重きを爲すに至れり。

大正五年に至り動亂全く平靜に歸し、經濟界の秩序恢復するに及び、支那政府に於ては關稅收入金は一律に中國銀行をして取扱はしむる方針を採り、領事館を通じ本行に之が引渡を要求し來れり。該事務に就ては本行は既に行員の増加、行舎の改造其の他設備上並に回金上幾多の犠牲を拂ひ居り、且重大時局に際して完全に責務を遂行し來れる次第なるも、支那に於ける他の關稅取扱銀行は何れも夫々之が取扱を中國銀行に引渡したることにもあり、本行も領事團の同意を得て同年三月全事務を中國銀行に引繼ぎたり。此の間約五箇年本行取扱に係る關稅收入金七百數十萬海關兩、又電信を以て上海に回金せる額毎年約百七、八十萬上海兩、累計七百餘萬上海兩の多額に上りたり。

斯の如き混亂時代に於て、本行が進んで關稅金收入の確保に努力し、以て列國の利益擁護の責に任ずると共に、同地の通商貿易の安固を圖りたることは、假令一時的事蹟なりとはいへ、同地方官民より深く感銘せらるゝ所となれり。

第七項 在支郵便局撤廢後の特殊送金事務取扱

大正十年十一月の華盛頓會議に於ける太平洋及極東問題委員會の決議に依り、在支外國郵便局は、大正十二年一月一日迄に全部撤廢（但滿鐵沿線日本郵便局は除外、又山東省日本郵便局は同年十一月三十日迄に撤廢）することとなりたるが、本邦は支那に對し特殊の關係に在り、彼我郵便物の數量は到底他の諸外國の比にあらず、從て支那各地に於ける日本郵便局を一齊に撤廢するに於ては、其の影響は頗る多大なるべきを以て、在留本邦人殊に商工業者の受くべき不便實に尠からざるものあるを豫想せられたり。

是に於て我逓信省當局は、支那各地在留本邦人の要望に應へて種々對策を講ぜられ、之が爲め郵稅の問題を始め、書留郵便其の他一般の郵便事務に就ては、從來在支日本郵便局に依りて得たると同様の取扱を受くることとなりたるも、獨り郵便貯金、郵便爲替及振替貯金等に在りては、本來日支相互間通貨を異にするのみならず、當時支那に於ては未だ幣制の統一を見ずし

て、各地夫々通貨を異にせる爲め、其の間の換算率並に銀價變動に依る危險負擔等の點に於て満足なる解決を得る能はず、依て逓信省當局より本行及橫濱正金銀行、朝鮮銀行に對し、適當なる助力ありたき旨懇談ありたり。

在支日本郵便局に於ける郵便貯金の受拂高は、大正九年度に於て口數二十八萬餘口、金額千四百五十餘萬圓、其の貯金現在高は、大正十一年一月末に於て口數六萬餘口、金額五百二十二萬餘圓に及び、又振替貯金の受拂高は、大正九年度に於て口數十二萬餘口、金額四千二百二十八萬餘圓、内本邦向の送金額三千六百九十餘萬圓の多きに及び、之に郵便爲替に依る送金を加ふれば、支那より本邦各地向の送金額は相當の巨額に達せり。

右の内郵便貯金に就ては、在支本邦銀行に於て、夫々金圓勘定特別當座預金を出來得る限り簡便に取扱ひ、廣く之を利用せしむることとせば、さしたる不便なかるべきも、本邦各地向の送金に就ては、大體に於て一口の金額僅少ななるもの多きのみならず、其の仕向先の如きも甚しく廣範圍に互り、僻陬の地方向のもの亦尠からず、普通の銀行爲替業務としては到底取扱ひ難きものあり、結局問題は此の一點に懸ることとなりたり。

依て本行は逓信省當局の依頼に基き、從來加入の振替貯金口座の外、新たに臺北、東京及大阪の三店に於て、夫々本件専用の振替貯金口座に加入し、當局と協力して振替貯金を利用し、

全國郵便局と緊密なる聯絡の下に極て煩瑣なる手數をも厭はず、送金事務の取扱をなし、以て在支日本郵便局撤廢後に於ける本邦各地向送金上の不便を除去することとし、大正十二年一月一日實施以來今日に至る迄、引續き良好の成績を挙げつゝあり。

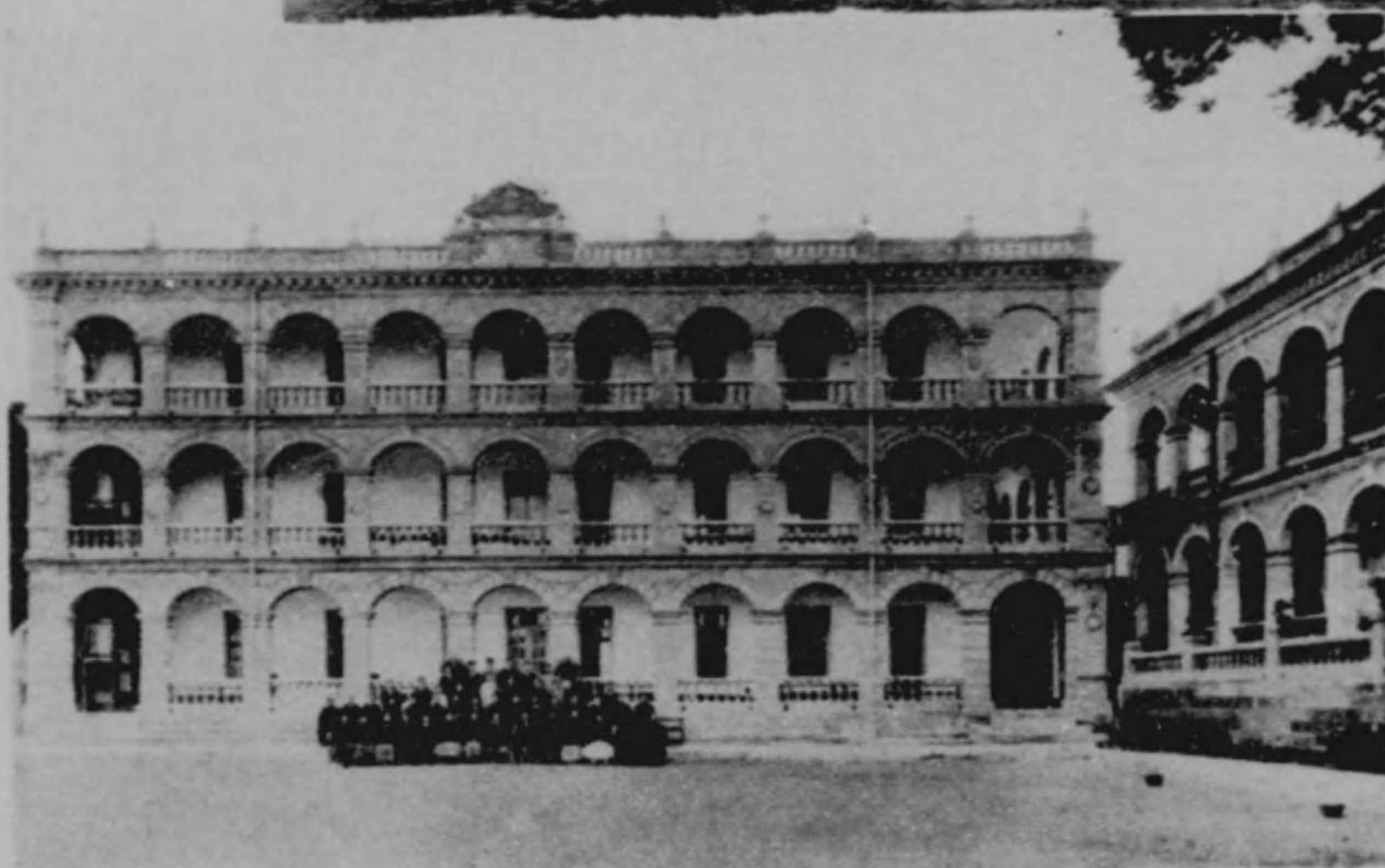
第八項 南支に於ける各種公共事業援助

本行は其の設立の使命に鑑み、臺灣に近接せる南支那方面に發展して彼我の經濟的聯絡を密にし、以て日支親善の國策に對應せんことを期せるを以て、從來是等各地に於ける公共事業に對しては力めて之に參畫し、資金の供給其他機宜の方法に依り、金融機關たる責務の遂行と共に、是等地方民の福祉増進につき不斷の努力を惜まざりき。今其の中の主なるものに就き、左に其の概況を述べべし。

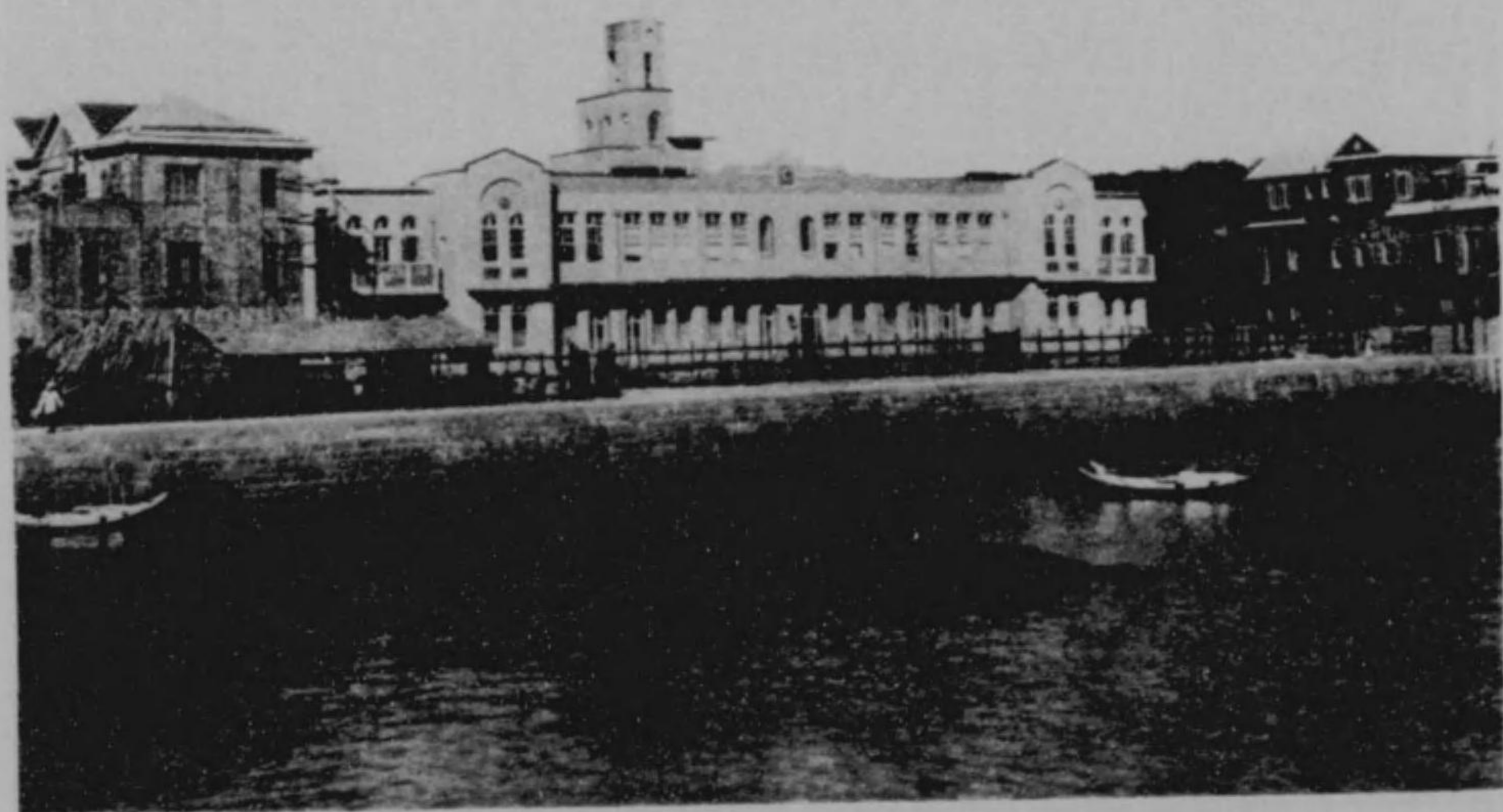
南支各地に於ける本邦居留民は、從來夫々居留民會を組織し相互の親交を圖れる外、諸般の調査研究或は仲介斡旋に努め、常に居留民の利益増進と向上發展の爲め活躍し來れるが、本行は夙に當該地支店支配人をして居留民會の役員として斡旋盡力せしむる所あり、排日運動其他暴動勃發の如き場合に際しては、出來得る限り銀行行舎を避難所として提供し、帝國軍艦、領事館方面との聯絡に就て遺憾なからしめ、又其の經營に係る日本人小學校校舎の新築、改築



廈門日本人小學校

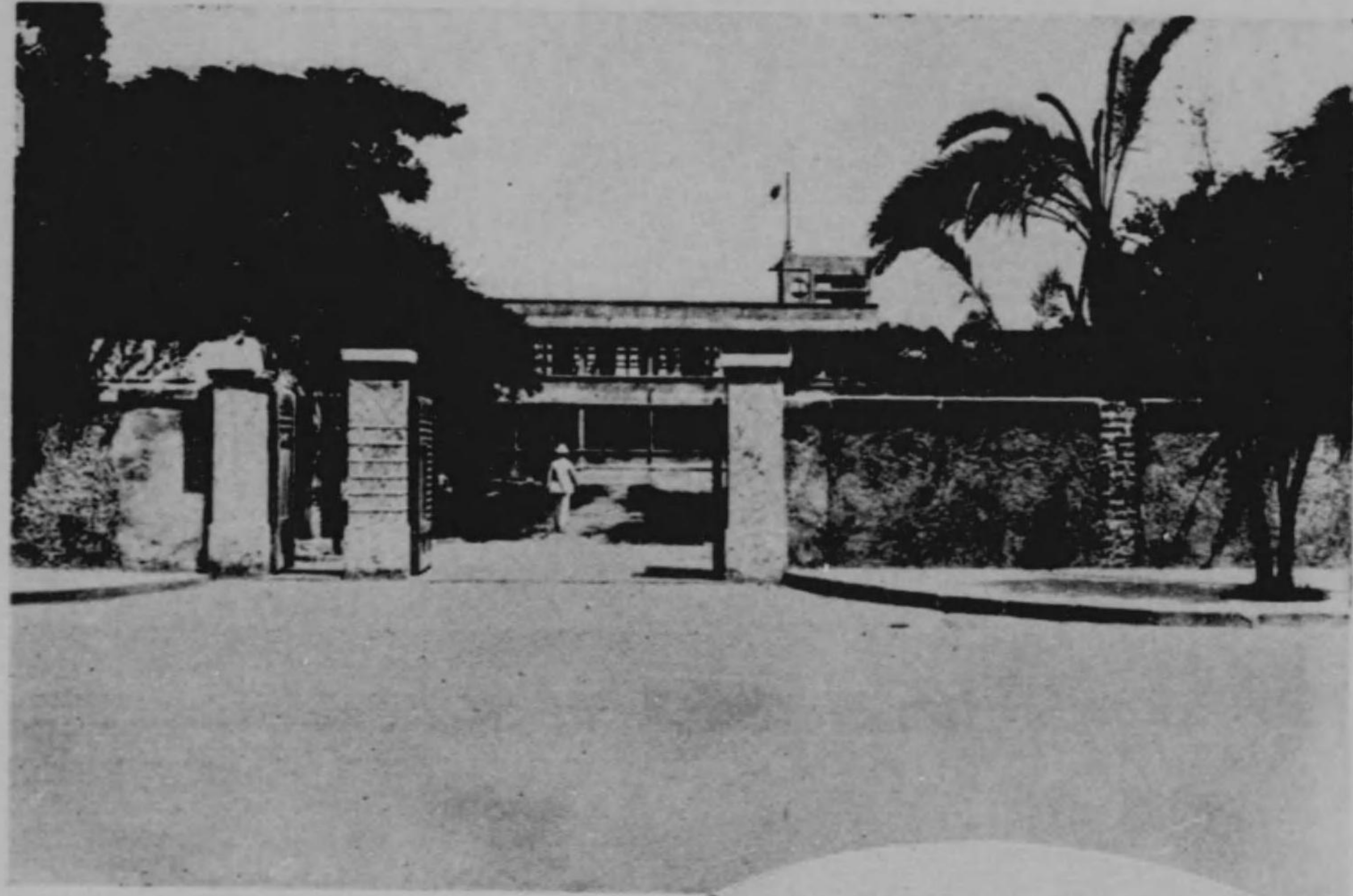


廈門旭瀛書院

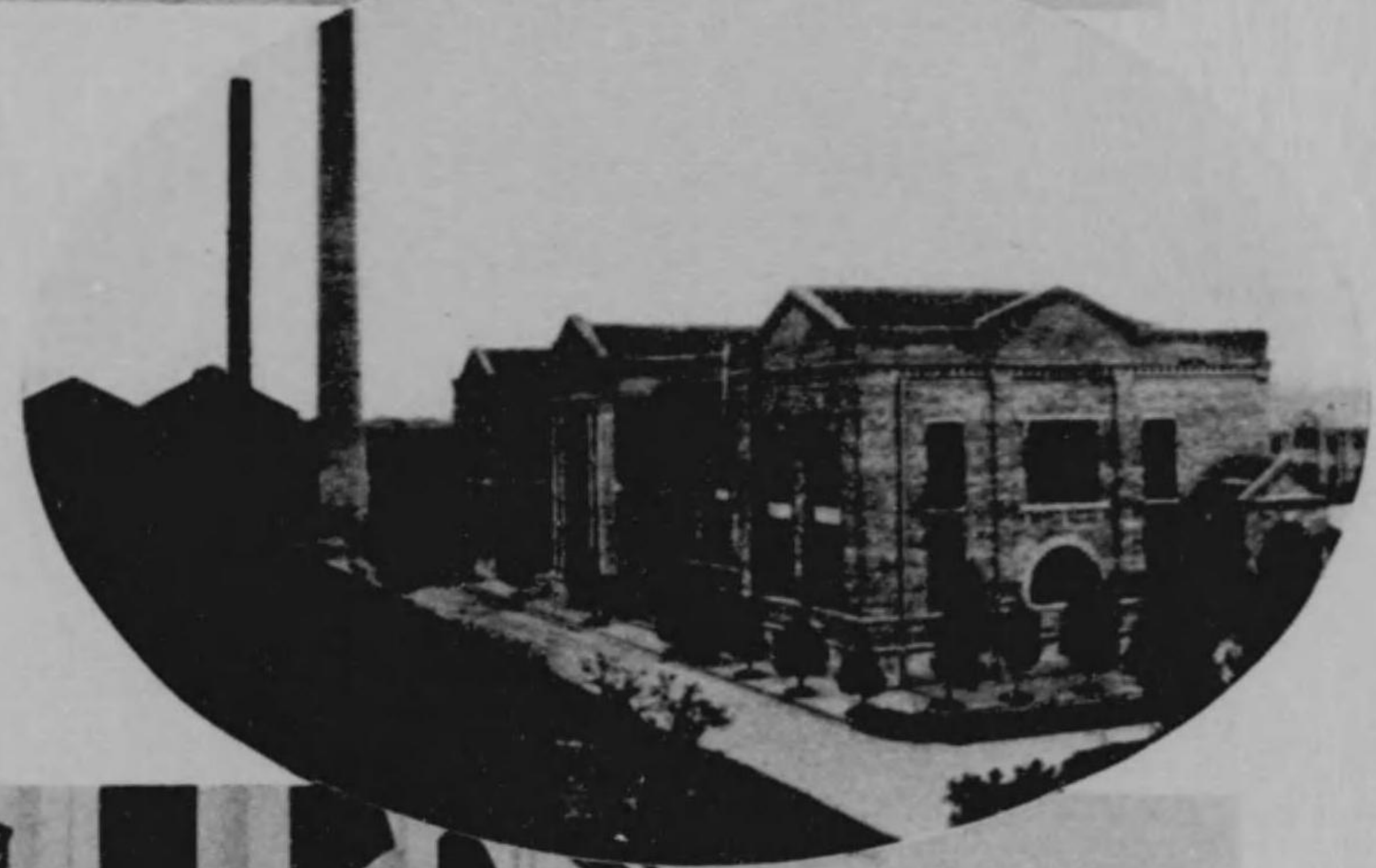


廈門博愛醫院

汕頭日本人小學校



福州電氣公司



汕頭東瀛學校

及各種公共施設等に對しては、力めて低利の資金融通に應じ、或は滿洲事變後居留民救済の爲め外務省より貸下られたる復興資金を以て、福州、厦門、汕頭、廣東等各地に設立を見たる金融組合に對し資金上の援助を爲し、更に福州、汕頭、廣東等に於ける電氣、電燈、電話、水道等の半公共的事業に對しても、支那人經營たると合辦組織たるとを問はず、率先助成的資金の貸出を行ひ、以て各地方民の利用厚生に資し來れり。

次に厦門、汕頭等に於ける臺灣籍民の發展上有力の機關として臺灣公會の設けあり。本行は之が設立に當りては、當該地本行支店支配人をして夫々發起人の一員として參畫せしめたる外、現に同會が在留臺灣籍民の爲に經營し居れる教育、衛生、救済、斡旋、係争調停等の各種事業に就ても、常に之と聯絡を保ち援助を惜まず、大正十一年七月厦門に於て、同會經營に係る旭瀛書院擴張の爲め土地建物を買収せる際の如き、當時同地方に於ては排日氣勢擡頭し、長期融資の如きは多少不安の虞なきに非ざりしも、特に數萬弗の貸出を敢行して事業の遂行に支障なからしめたり。

又臺灣と南支、南洋方面との親善、通商貿易の促進及各種事業の調査、研究、援助等を主たる目的として大正六年十一月財團法人善隣協會の設立ありたるが、本行は臺灣總督府徳通の下に之が創立に參畫し、其の目的達成に戮力したり。同協會は福州に於ける閩報、厦門に於ける